

監査告示第 2 号

平成29年 1 月 18 日

大分市監査委員 佐 藤 日出美

大分市監査委員 古 庄 研 二

大分市監査委員 安 東 房 吉

大分市監査委員 仲 家 孝 治

大分市長から平成27年度包括外部監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第252条の38第6項の規定により次のとおり公表します。

平成27年度包括外部監査「過去の包括外部監査に関する措置状況等について」

平成28年度措置状況又は今後の措置方針

番号	報告書 ページ	指摘事項（監査結果）又は意見		措置の内容	対応区分	担当部署
		区分	項目 内容			
1	9	指摘事項	<p>担当課が取りまとめた措置の内容を批判的に検討し、十分な内容であるのか、ポイントがずれていないのか等を客観的に判断することが必要である。これがなされていないのか、あるいは不十分であるために、報告書の結果や意見と措置したとされる内容との間に食い違いがあっても、担当課の都合のよい解釈によって措置済みとされているケースが散見された。</p> <p>今後は担当課が提出した措置の方針や内容について批判的に検討し、不十分であれば再考を促す仕組みづくりが必要といえる。</p>	<p>平成28年6月に作成した包括外部監査対応マニュアルにおいて指摘等に対する措置の区分を明確に示し、担当課へ周知するとともに、平成28年度より、指摘等に対する措置状況等を作成する際には、必ず、総務部長を統括者とする外部監査対応会議において、措置の方針や内容について慎重に審査することとした。</p>	措置済	人事課
2	9	指摘事項	<p>監査時点に結果や意見を受け、その時点では対応するが、時間の経過や担当者の異動があると引継ぎの不十分さもあってか、いつの間にか監査以前の状況に戻ってしまい再検証すると措置が不十分とされたり、措置されなかったのと同じ状況と認識されてしまう事態となる。</p> <p>今後は結果や意見が生じた経緯や内容、それへの対応等について文書にて残し、引継ぎを十分に行う必要があるとともに、特に重要なものについてはマニュアル等にして継続して運用していくことが求められる。</p>	<p>平成28年6月に作成した包括外部監査対応マニュアルにおいて、指摘等が生じた経緯や内容、指摘等に対する対応等について文書に残し、十分な引継ぎを行うとともに、特に重要なものや定例的な事務についてはマニュアル等にして継続的に運用するように示し、全庁に周知した。</p>	措置済	人事課
3	10	指摘事項	<p>特定の課や担当部署を対象とした個別の結果や意見であっても、その内容によっては他の部署、あるいは市全体に当てはまるケースがある。このような場合には当該部署以外においてもあるいは全庁的に対応することによって、市全体として改善が進むはずである。これが行われていないために監査の効果が限定的となってしまっていると考えられる。</p> <p>今後は他部署においても対応すべき事項、あるいは全庁的に対応すべき事項についてはそれぞれについて措置を依頼することが必要と考える。</p>	<p>平成28年度から、指摘等に対する措置状況等を作成した後に、全庁的な対応が必要な監査人の指摘等及びそれに対する措置状況等については全庁に通知し、注意喚起することにより、監査を受けた部局だけでなく、全庁的な対応を図ることとした。</p>	措置済	人事課

番号	報告書 ページ	指摘事項（監査結果）又は意見			措置の内容	対応区分	担当部署
		区分	項目	内容			
4	12	意見	24-1 担い手育成支援事業	<p>認定農業者における年齢層別の人数推移の数値に対する評価・検討が行われた証跡がなかった。平成25年度から26年度にかけて、65歳以上が18人も増えていることから、新たに認定農業者となっている者の多くが65歳以上の高齢者となっているといえる。結果として、若い世代への対策（後継者育成や新規就農対策）という過年度の監査報告書の意見について、十分な対応がとられているとは、判断できなかった。</p>	<p>若い世代への対策については、青年就農給付金制度の更なる活用に加え、市内外からの就農を積極的に働きかけるとともに、地域農業の活性化に資する青年組織への支援を行うこととした。 また、新規就農者を、5年後に確実に認定農業者にしていくために、機械や施設などへの支援を行うなど事業の充実を図った。 さらに、後継農業者を確保するため、親元就農給付金事業により支援していくこととした。</p>	措置済	農政課
5	13	意見	24-1 担い手育成支援事業	<p><評価指標について> 認定農業者の目標は、過去の認定農業者数に合わせて少し上乗せした形で作成されているものの、認定農業者が市の農業全体に与える影響の程度が十分に考慮されていないため、個別の事業効果（例えば、認定農業者数）が全体にどれほどの効果があるのかが不明確となっている。 例えば品目ごとの農業生産額を農協から入手した上で、認定就農者数による農業生産額などの増加額を踏まえると、認定農業者が大分市全体にもたらした効果等が測定できると思われる。</p>	<p>認定農業者の生産実績（産出額、経営面積等）を農業改善計画書から算出し、農協等の販売実績とも照らし、認定農業者の効果と影響について平成28年度中に分析を行うこととした。 また、認定農業者に関しては、認定後の3年目と5年目に農業経営改善計画の達成状況についてアンケート調査を行っており、今後も個別の事業効果についても検証を続けていくこととした。</p>	措置済	農政課
6	15	意見	24-2 園芸振興 総合対策	<p><効果の検証について> にら栽培施設一式に施設補助を行っているケースで、栽培面積増加割合に比較して出荷量の増加割合が著しく低いものについて、総出荷量と販売総額が増加しているという理由で事業効果がみられると判断しているものの、なぜ効率性が下がったのかといった点は調査しておらず、詳細な分析が行われた証跡がなかった。評価結果を活用できるよう、総出荷量と販売総額が増加した場合について、可能な限りその要因についても、具体的な聞き取りを行った上で所見に残すことが望ましいといえる。</p>	<p>平成28年度から、施設補助を行った場合には、その後の総出荷量と販売総額の増減や効率性の変化などを聞き取りし、調査表の所見に残し、評価結果を活用することとした。</p>	措置済	生産振興課

番号	報告書 ページ	指摘事項（監査結果）又は意見			措置の内容	対応区分	担当部署
		区分	項目	内容			
7	15	意見	24-2 園芸振興 総合対策 事業	<p><施設等の利用状況の実態調査について> 取得した財産に関する調査については、調査表に「補助事業で整備した施設等が適正に利用・管理されている」との総合的な結果が記載されていたが、具体的にどのような調査を行ったのかという調査手順は明文化されておらず、資産ごとに実態調査を行った証跡、総合的な結果のための根拠資料が残されていない。そのため、調査自体が適切に行われているとは客観的に判断できなかった。調査水準を一定に保てるよう、少なくとも費用対効果を考えた上で調査方法を明文化し、調査した具体的な資産等は調査表に記録するような対応が必要であると思われる。</p>	<p>平成28年度から、園芸振興総合対策事業実施後施設及び経営状況等調査規程を作成し、調査方法を明文化するとともに、具体的な資産等を記録できる調査表を作成し、記録することとした。</p>	措置済	生産振興課
8	16	意見	24-3 猪被害防 護柵設置 事業	<p><アンケート調査の回答率について> 実施されたアンケート調査について、対象者91名に対して回答者は65名（回答率71%）となっている。対象者は補助金による経済的便益を受けており、効果測定をこれまで以上に網羅的に行えるよう、市は積極的にアンケートへの回答を働きかけ回答率を上げるといった対応が望まれる。当事業については、申請順で予算額に達するまで補助を行っている。担当者によると、希望件数が申請件数を超過している場合、どの程度の具体的な件数があるのかを平成26年度までは把握していなかった。補助金が公平に利用されるよう、ニーズを可能な限り把握した上で、補助率を引き下げて補助件数を増やすといった見直しも検討する必要がある。</p>	<p>平成28年度から、アンケートの未回答者に対し電話での聞き取りを行うことにより、回答率の向上を図り、効果の検証を行っていくこととした。 また、前年度に市報等を活用して要望を把握し、予算の確保に努めるほか、予算を上回る申請があった場合については、本事業の必要性や緊急性を踏まえ、補正予算要求を行うとともに、県予算についても積極的に活用することにより、要望に対応していくこととした。</p>	措置済	林業水産課

番号	報告書 ページ	指摘事項（監査結果）又は意見		措置の内容	対応区分	担当部署
		区分	項目 内容			
9	17	意見	<p>24-4 農業振興 地域整備 促進事業</p> <p>世界農林業センサスにより調査された耕作放棄地面積は販売農家への聞き取りをもとに算定されており、農業委員会と連携し調査した耕作放棄地は、過年度調査した耕作放棄地を中心に調査した際に検出された増減をもとに算定していることから、両者の評価手法が異なっている。そのため、センサスによる耕作放棄地と、農業委員会と市による耕作放棄地の面積の隔たりが大きく、利用しにくい情報となっている。</p> <p>また、耕作放棄地については、大分市担い手育成総合支援協議会にて、国の事業を利用した耕作放棄地再生利用緊急対策事業が実施されているところであるが、平成26年度の解消面積はセンサスによる調査面積と比較した場合に圧倒的に低く、有効利用はかなり限定的なものとなっている。</p> <p>農業委員会と市の調査については、耕作放棄地の面積のみならず、農地利用が不可能なまでに荒廃しているか、また農地としての再生利用が可能かどうかといった、荒廃の程度を識別している。再生利用が可能な荒廃農地がさらに荒廃し、利用不可能と見込まれる状況にならないよう、より積極的な取り組みを推進するよう工夫されたい。</p>	<p>農業生産の基盤となる農地の有効活用を図るため、農業従事者の確保・育成が必要である。</p> <p>このため、新規就農者の就農時の融資制度や実践的な研修制度を設けるとともに、県内外で開催される就農相談会において積極的に就農PRに努めている。</p> <p>また、農業分野への事業展開を目指す企業も新たな担い手として有望であることから、農地の確保支援や初期投資の負担軽減を図るなど、参入しやすい環境の整備を行っている。</p> <p>加えて、農業委員会とも連携し農地流動化銀行の利活用向上や大分県農地中間管理機構の各種施策を活用し、農地の貸し手と受け手のマッチングや作業効率の改善に向けた農地集約化を推進している。</p> <p>さらに、中山間地域等直接支払交付金や多面的機能支払交付金の活用による地域ぐるみでの共同活動を推進し、地域農業の将来計画である「人・農地プラン」の作成を通じた土地利用調整を促進するとともに、これらの活動をもとに集落営農組織の組織化支援、育成に努めている。</p> <p>これらの取組を地域の実情に応じ、適正な手法を組み合わせ、耕作放棄地の解消に向けての取組を引き続き実施していくこととした。</p>	措置済	農政課
10	18	意見	<p>24-5 有害鳥獣 捕獲事業</p> <p><鳥獣被害関連事業メニューの組み立てについて> 鳥獣被害の防止・対策関連事業は、猪被害防護柵設置事業や有害鳥獣捕獲事業など複数の事業がある。現在は、事業間の比較が実施された証跡がなかった。今後は、有害鳥獣対策として、被害状況や事業実績を踏まえ、予防及び捕獲についての効果・効率性を事業間で比較するなどして、事業間の優先順位を可能な限り明らかにし、事業の選択及び事業費の集中を図るよう工夫していくことが望ましいといえる。</p>	<p>平成28年度から、有害鳥獣対策にかかる各々の事業について費用対効果等の検証を行うことにより、事業間の優先順位を可能な限り明らかにし、適切な予算配分を行い対応していくこととした。</p>	措置済	林業水産課

番号	報告書 ページ	指摘事項（監査結果）又は意見			措置の内容	対応区分	担当部署
		区分	項目	内容			
11	20	意見	24-6 県営農道 整備事業	<p><市としての事業管理について> 最小のコストで最大の成果を上げるという観点で検討することがより望ましい。関臼津地区の整備事業においては、大分市、臼杵市、津久見市にまたがっており、県の評価としては総合的な判断となりうることから、大分市としても独自の視点で評価・検討するとともに、課題を識別されればより望ましいと考えられる。</p> <p>独自の視点には、例えば、基幹農道の整備と周辺の農道との接続が行われていない箇所はないかといった点が挙げられる。県の事後評価書においても、課題として整備された広域農道と農地とを結ぶ農道や農地内の農道の整備が重要と記している。</p> <p>担当者によると、周辺農道の整備については、他の事業で行われるとの回答であったが、本整備事業との関連を示したような具体的な計画等は確認できなかった。</p> <p>他の事業との関係性や、基幹農道の整備によって周辺地区や農道との接続を図ればより有効かつ効率的な成果が獲得できるため、今後の事業実施に当たっては、本事業と関連する事業を組み合わせることで同時並行的に管理できるよう工夫することが必要である。</p>	<p>本事業に関連して独自の視点で有効かつ効率的にするため、圃場整備地区との接続道路及び地区内農道の再整備も同時に施工できることが望ましいことから、国の他事業で整備できるよう、国・県と協議し、計画的に管理していくこととした。</p>	措置済	生産振興 課

番号	報告書 ページ	指摘事項（監査結果）又は意見		措置の内容	対応区分	担当部署
		区分	項目 内容			
12	22	意見	24-7 農業用水 路浚渫事 業 土地改良 区補助事 業 平成25年度の各土地改良区に対する調査結果から、課内では、「収支状況、財産状況を調査した結果、厳しい状況がどの改良区でも今ひとつ感じられなかった」との報告や、「各土地改良区が経費削減等の努力を行い、不足額について、公金から支出していくことが望ましい」との意見があった。当該意見等を踏まえ、課として、収支状況や財産状況の詳細な検討、土地改良区への補助金制度の存否や補助率、補助金額の見直しを検討すべきであったが、そのような検討が行われた証跡が確認できず、収支状況、財産状況の調査への対応が不十分である。また、土地改良区が、平成25年度以降人件費等の経費削減の努力を行ったことを市が確認した資料は見受けられず、平成25年度以降の収支状況や財産状況の資料は入手していなかった。	土地改良区は、地域農業の維持発展に寄与するため、農業用施設（ダム、ため池、水路等）を適切に管理しており、これらの管理は、組合員（農業者）より徴収する賦課金等により限られた人員で対応しているが、農地転用や耕作放棄地の増加等に伴い、年々賦課金収入が減少する中、施設の老朽化が進み、維持管理費が年々増大している。また、組合員の高齢化並びに減少、改良区職員の高齢化等が進み、管理体制が脆弱化しつつあり、事業継続等改良区の運営が厳しくなっているところである。 こうした状況の中、土地改良区から補助率見直しの陳情を受け、他市の状況も踏まえた結果、現行の補助率に見直したところである。 収支状況等をみて補助をすることは、各土地改良区への補助負担割合の差別化に繋がる恐れのある事や、また政府の農業強化対策が打ち出されている中、本市としても農業関係者への一層の支援の必要性から、今後も現行の補助制度の継続を必要と判断した。	措置困難	生産振興課
13	23	意見	24-7 農業用水 路浚渫事 業 土地改良 区補助事 業 土地改良区への補助事業は現在も継続的に行われており、大分市土地改良区補助事業については、当初の監査時においては市の補助率が5/100であったが、現在は平成26年度の実績改正により、補助率が10/100とむしろ上昇している。平成25年度の土地改良区調査では、改良区の実費削減等の自主努力を行った後にその不足額について補助金を支出することが望ましいと判断していたが、補助率上昇にあたり、そのような確認・検討が行われた証跡はなかった。			生産振興課
14	23	意見	24-7 農業用水 路浚渫事 業 土地改良 区補助事 業 <土地改良区への補助金のあり方について> 補助金は、特定の事務、事業に対し公共的見地から公益性が認められる場合、反対給付を求めることなく交付される金銭的給付であるが、公益的なものに対して無制限な支出を行うべきではなく、交付先団体の収支・財産状況及び受益者負担の程度を勘案し、財政援助が必要な範囲内で支出することにより、大分市補助金交付規則に掲げられている公正かつ効率的な支出が行えるものと思われる。 現在は、必要な額が算定されていない中で補助制度が継続している状況であり、補助金の見直しを行うべきである。特に、改良区の実費削減等の自主努力を行った後にその不足額について補助金を支出することが望ましいと課が判断していることから、補助制度の継続に際してより慎重な検討が必要である。			生産振興課

番号	報告書 ページ	指摘事項（監査結果）又は意見		措置の内容	対応区分	担当部署
		区分	項目 内容			
15	25	意見	24-8 漁村再生 事業（魚 礁設置） ＜アンケートの回答率について＞ 実施したアンケートの回答率が56.5%となっている。アンケートの対象者は、基盤整備事業の対象である漁協支店の組合員である。一般の世論調査等と異なり、対象者は受益者であることから、回答率を上げるよう、漁協に促すことが望ましいといえる。	当該アンケートの回答率が低かったのは、魚礁の設置に関係しない組合員に対しても対象としていたことによるものであった。今後のアンケート実施においては、対象者をその魚礁付近における受益者に絞るなど、その都度、漁協と十分に協議を図り、回答率の向上に努めることとした。	措置済	林業水産課
16	25	意見	24-9 広域漁港 整備事業 (佐賀関 漁港) 過年度の監査意見は、①成果指標が漁協の収益の向上であること、その上で、②事業主体である県に対し評価資料を求めていることが読み取れる。担当課は、①について漁協の収益は成果指標として適切ではないと判断し、②について評価資料は入手するが漁協の収益までは考慮しないとしており、担当課と監査人との見解が異なっている。市は、措置状況の中で、当該監査意見について、「(1)措置可能であるもの」（措置済）に区分している。しかし、実態をみると「(2)措置になじまない」という区分にして明示することが適切な対応であったといえる。 今後の外部監査への対応として、担当課は、まず監査期間中において監査人と十分な協議を行い、その後監査意見として担当課の見解と異なる意見が提出された場合、改めて措置すべきか否かの検討を行ったうえ、すべて措置済として形式的な回答を行うのではなく、措置になじまない判断した場合には、「(2)措置になじまない」という回答の理由を付して明らかにすることが必要であるといえる。	当該事案については、平成24年度の監査意見に対し、県から事業評価資料の提供を受けることから、平成25年度の措置状況においてはそのことをもって「措置済」と回答していたが、その後県に確認したところ、当該事業の評価に漁協の収益を考慮しないことが判明したものである。 このことから、その時点では監査意見のとおり「措置になじまない」という回答が適切な対応であったと考える。 平成28年度以後の外部監査への対応については、監査期間中において監査人と十分な協議を行うとともに、市として「措置になじまない」と判断したもの等については、「措置困難」であることを明示した上で公表することとした。	措置済	林業水産課
17	27	意見	24-10 港整備交 付金事業 (下浦漁 港) 平成23年度で事業終了しており、県は事業評価を平成28年度に行う予定であるため、市は評価を行っていないことから、現時点においては措置済とまでは判断できない。 市が評価しないことをもって不適切であるとは判断しえないが、事業終了後5年という期間は評価のタイミングとして適切かどうかという問題がある。各事業で発生している課題や問題点をタイムリーに識別して対応したり、次の事業に生かしたりすることにより、さらに効率的な事業につながる可能性もあると考えられることから、例えば、漁協に利用状況の聞き取り等を行うなどの暫定的な中間評価を行ってもよいのではないかと思われる。今後類似事業が行われる場合については、中間評価を含む評価時期の見直しを県と検討されたい。	平成28年度に県が事業評価を行う予定をしていることから、当該評価に係る資料の提供を受けることとなっている。また中間評価を含む評価時期の見直しについて、県に対し要望を行った。	措置済	林業水産課

番号	報告書 ページ	指摘事項（監査結果）又は意見			措置の内容	対応区分	担当部署
		区分	項目	内容			
18	28	指摘事項	24-11 補助対象 者による 入札や見 積合わせ について	<p>平成26年度の事業に係る簿冊を閲覧したところ、農林水産物の加工所内のエアコン設置に対する補助に関して、異なる（規模の）商品で見積り合わせをしており、適切ではないと思われるものがあった。具体的には畳数の異なるものを比較していた。市担当者を通じて事業者にかめてもらったところ、現場を見積業者に見てもらって、比較して設置業者が選定したとのことであったが、商品が異なれば見積金額が異なるのは当然のことであると思われる。このような見積り合わせの方法は、見積り合わせの趣旨が潜脱されるおそれがあり、公平性の観点においても問題がある。機器は少なくとも同規模のものを比較するよう改善を促す必要があるといえる。</p> <p>また、市においても、事業者が実施する見積り合わせが適切に行われているかどうかのチェックが十分ではないことから、今後は提出資料の十分な通査を行うよう改善しなければならないといえる。</p>	<p>補助対象者が実施する見積り合わせについては、補助事業が適正かつ公平に実施されているか確認できるように、当事業においては、平成28年4月に大分市地産地消推進事業費補助金事務処理規程の見直しを行い、同一条件により見積書を徴していることを示すため、仕様書の提出を義務付けることとした。また、今後は市においても、提出資料の十分な通査を行うこととした。</p>	措置済	農政課
19	29	意見	24-12 添付書類 について	<p>平成26年度の当事業に係る簿冊を閲覧したところ、書面上、市の施工承認通知の2日後に見積り合わせを実施し、翌日に施工が開始されている事業があった。人員配置や資材の確保の時間等を考えると、見積り合わせの翌日に工事が開始されたとは考えにくく、実質的な見積り合わせないし業者の選定が、市の施工承認通知よりも前に行われていた可能性がある。</p> <p>市においては、適切な業者選定が行えるよう、施工開始の判断を可能な限り年度末よりも早い時期に行うことが望ましい。</p>	<p>本事業は、地元から灌漑排水事業の要望がなされ、承認後に地元が発注する工事であり、承認前に業者選定等を行うことはない。</p> <p>今後は、要望書の提出がなされた施設は、農業用水通水前又は用水落水後の10月下旬から施工承認申請を行うよう地元へ働きかけ、承認後は適正工期がとれるように指導していくこととした。</p>	措置済	生産振興課
20	30	意見	24-13 沿岸漁業 経営改善 補助金の 概算根拠 資料の 整備	<p><理由書の内容について></p> <p>漁業協同組合単独水産振興事業補助金交付要領や当該事業における概算払の理由書を閲覧した。当該理由書を閲覧すると、漁協を取り巻く外部環境が厳しい点と、経費が事業進捗に応じて順次精算を行う必要があるとの理由で概算払いをしているように見える。実際は漁協の経営状況が厳しいという理由を踏まえての支出であったが、その部分についての明確な記載がなかった。</p> <p>団体の決算書入手するなどして、収支・財産状況を具体的に理由書に明記し、団体の自己資金で賄うことが困難なことを明らかにする必要があるといえる。</p>	<p>当該事業においては、平成29年度から、事業内容等を十分検討し、必要と認められる場合において概算払いすることとした。</p>	措置済	林業水産課

番号	報告書 ページ	指摘事項（監査結果）又は意見			措置の内容	対応区分	担当部署
		区分	項目	内容			
21	32	意見	24-14 入札の競争原理が働くよう仕組む	<p><トータルコストの検討について> 取得金額（イニシャルコスト）のみならず、過去に発生した修繕費、水光熱費等の実績数値等を踏まえた維持管理費（ランニングコスト）を合わせたライフサイクルコスト（トータルコスト）の観点で購入かリースか、あるいは修繕かを踏まえた判断が検討された証跡は見当たらなかった。</p> <p>仮に、同一のトータルコストの2つの製品があり、片方はイニシャルコストが低くランニングコストは高い、もう一方がイニシャルコストは高くランニングコストが低いというものがあつた場合、補助金がイニシャルコストのみを補助するものであれば、交付先としては、後者の製品を選びやすくなる。設備などの固定資産に対する補助を行うようなものについては、ランニングコストとイニシャルコストの双方を検討する点が有用であるといえる。</p>	<p>平成29年度から、補助対象者に対して事業の計画段階において、ランニングコストとイニシャルコストの検討等も踏まえながら、リースも含めて検討を行うことを指導していくこととした。</p>	措置済	林業水産課
22	33	意見	24-15 補助対象者が行う見積りや入札の方法について（中山間地域等直接支払制度）	<p>中山間地域等直接支払制度関係書類（集落協定書及び実績報告書）を閲覧したが、見積合わせが行われたことが確認できない資料が散見された。担当課によると、全地区が集まる当事業の説明会のときや、集落ごとにヒアリングする際についても契約手続に関する話をしているとのことであつたが、結果としては十分な効果が表れていない状況である。また、見積書がなく領収書のみが添付となっているものや、種子代の取引の中に、支払人と受取人が同一となっているものが見受けられ、金額の妥当性、支出の透明性が客観的に判断できないようなものも見受けられた。交付金の有効かつ適切な活用を図るために対応を改善することが求められる。</p>	<p>交付金の使用については、集落の裁量に委ねられており、基本的にその用途は自由であるものの、交付金の有効活用を図る観点から今年度の事業説明会においても、市の規定に準じて、物品購入に関しては5万円以上、工事委託等に関しては20万円以上については見積合わせを行い、より競争性の高い契約手続を行うよう指導したところであり、今後も交付金の有効かつ適切な活用に向けて指導していくこととした。</p>	措置済	生産振興課

番号	報告書 ページ	指摘事項（監査結果）又は意見			措置の内容	対応区分	担当部署
		区分	項目	内容			
23	34	意見	24-16 補助後の 追跡調査 について	<p>平成26年度に国（農村振興局）から通知された『「中山間地域等直接支払制度の適切な実施について」の細部取扱いについて』によると、本交付金により取得価額50万円以上の共用資産を購入した場合、管理台帳等の整備を徹底することとされている。</p> <p>市は過年度の監査人が求めた追跡調査の実施について、当初考えていないとの回答を措置状況として公表していた。しかし、国の通知などを加味すると資産管理の要請が社会的・客観的にも高まっているともいえることから、市は早急に追跡調査の実施を行うよう、対応を見直す必要があるといえる。</p> <p>平成27年3月、7月に、担当課は管理台帳の整備を各集落に口頭により要請していたが、平成27年10月末までに、台帳整備の期限の設定やその後の資産確認についての具体的な予定は設けられていなかった。ただ、ヒアリングの過程の中で、担当課から、台帳整備の作成期限を年内まで各集落に通知し、年明けの平成28年1月～3月中に、担当課がその確認を行う方針であることを口頭により確認したところである。</p>	<p>平成27年12月に、各集落に対し共有資産管理台帳の整備及び提出について文書で依頼し、整備が必要となる集落においてはすべて整備されていることを確認した。</p>	措置済	生産振興課

番号	報告書 ページ	指摘事項（監査結果）又は意見		措置の内容	対応区分	担当部署
		区分	項目 内容			
24	35	意見	<p>24-17 報告内容 の検証手 続につい て</p> <p><取引の透明性について> 交付金の一部を集落から事業費として集落内の農事組合法人や自治会に対して、支出しているものがあるが、証拠書類が手書きの領収書のみにより支出を認めている事例が見受けられた。客観的に価格の妥当性や取引の実在性が十分に確認できないものがあった。 種子を外部業者から農事組合法人が買い取り、それを集落に譲渡するという場合、集落が農事組合法人へ支払った領収書のみでは、種子の価格が妥当かどうか、また取引が実際に行われたかどうかを確認できないため、農事組合法人と外部業者との取引にかかる資料を入手するか、集落が外部業者と直接取引するように改善するといった対応が必要となる。 また、平成26年度大分市中山間地域等直接支払交付金事業に要した経費の中に、公民館に設置されたプロジェクト設置費が含まれていた。当該設置費は、大分市校区公民館、自治公民館等建設費等補助金によって一部が補助されており、当該補助金の実績報告書では、中山間地域等の耕作放棄地発生防止、多面的機能増進を図り、集落の農業資源（農地、水路、農道等）を保全することを目的として行われている本交付金事業との関係性についての記載がなかったため、本交付金事業における具体的な効果は把握できなかった。ただ、担当課によると、交付金の事業費として認める際、国に確認の上実施したため支出は妥当であるとの回答であった。 農業生産活動等の効果的かつ効率的な実施のため、交付金が地域の単なるコミュニケーションの環境づくりのみならず、植栽や草刈り等の農業生産活動に利用されるよう、市の交付要綱に事業費の用途についてのあり方を可能な限り明記するといった対応を行う必要がないか検討されたい。</p>	<p>市の交付要綱には交付金の趣旨として「中山間地域等における農業の有する多面的機能の確保を図ること」としており、その用途については、目的の範囲内で基本的に集落の裁量に委ねられているが、交付金使途の透明性を確保するため、毎年開催する集落説明会や備品購入等を検討する際の事前協議において、証拠書類を十分に残すことや、実績報告書に適正に記載することなどについて、指導していくこととした。</p>	措置済	生産振興課

番号	報告書 ページ	指摘事項（監査結果）又は意見		措置の内容	対応区分	担当部署
		区分	項目 内容			
25	36	意見	<p>24-17 報告内容 の検証手 続につい て</p> <p><市の現地調査について> 農用地の保全活動等に対する市の現地確認については、毎年度9月頃に実施し、農用地や法面の草刈りが不十分な地区については、再調査を11月から12月頃実施している。9月調査で不十分な地区の抽出、集計は行っていたものの、再調査の日付や再調査内容の証跡が残されておらず、誰がどのような方法で是正状況を確認したのかが客観的に把握できなかった。なお、9月の確認野帳（現地調査の結果を記載したもの）には、すべて「適（切）」と記載されていたが、担当者によると再調査の結果を踏まえた形で記載されているとのことであった。 今後は、一旦、確認野帳の記載を「否」として備考欄に理由を記載して、再調査の結果で「適」とするといったような実態にあった記載ができないか検討するとともに、再調査については、担当者、日付、調査項目や内容等の証跡を残すなどして、保全活動等の適切性について、網羅的かつ適切な検証が行われていることを明らかにする必要がある。</p>	<p>実施状況の調査については、国が定めた「中山間地域等直接支払交付金実施要領」及び「中山間地域等直接支払交付金実施要領の運用」に基づき適切に行うとともに、再調査が必要となった場合には、担当者、日付、調査項目や内容等の証跡を残し、適切に検証を行うこととした。</p>	措置済	生産振興課
26	37	意見	<p>24-18 補助対象 者が行う 見積合わせ や入札の 方法につ いて（農 地・環境 水・環 保 上 策 事 業）</p> <p>平成25年度から見積合わせなどより競争性の高い契約手続を行うよう求めたとあるが、平成26年度の関連簿冊を閲覧したところ、例えば10万円を超える球根代などについて見積合わせが行われていないものが見受けられた。 国、県の要綱・要領には、制度上見積合わせ等物品購入方法の定めはなく、各集落に任せており、見積合わせが行われたかどうかまでチェックしている証跡はなかった。平成26年度の簿冊の中でポンプ室建具取替え工事に関して見積合わせが行われていたが、見積金額が201千円～481千円と大幅な開きがあるものが見受けられた。この点を踏まえ、1社随意契約の場合には、本来もっと安価で実施できるものが、高いコストで実施されるリスクが存在するといえ、一定金額以上の取引については見積合わせを義務化する効果が認められると思われる。国の実施状況確認チェックシートにおいても、市町村等は適宜チェック項目を追加することが可能とされているため、見積合わせを定め、その履行状況をチェックしていくことを積極的に検討する必要があるといえる。</p>	<p>本事業は国の事業であり、国・県の要領・要綱に、物品購入方法に見積合わせの定めはなく各組織に任せられている。しかしながら、交付金の有効活用を図る観点から、市の規定に準じて、5万円以上の物品、20万円以上の契約については見積合わせを行い、より競争性の高い契約手続を行うよう指導したところであり、その履行状況をチェックしていくこととした。</p>	措置済	生産振興課

番号	報告書 ページ	指摘事項（監査結果）又は意見			措置の内容	対応区分	担当部署
		区分	項目	内容			
27	38	指摘事項	24-19 大分県土地改良事業推進委員会への委託について	<p>市の措置状況によると、昭和井路地区管理体制整備推進協議会に係る業務については、本市において実施するとされているものの、委託業務契約書に示された仕様書においては、協議会の開催業務を大分県土地改良事業団体連合会に委託していた。平成26年3月（平成25年度）に公表された措置状況においては、平成26年度に措置するとされていたが、実際は、措置が不十分だった。</p> <p>外部監査の指摘事項及び意見について、措置する予定のものとは判断した場合には、各業務を行う際に、措置もれが生じないように、担当者任せではなく、班や課全体で、措置状況の管理を行う必要がある。</p>	平成28年度からは、推進協議会の開催業務については、本市において行うこととした。	措置済	生産振興課
28	40	意見	24-20 補助対象経費の明確化	<p><補助率について></p> <p>補助対象経費について、①漁場監視・漁港の清掃に係る日当と②青年部・女性部等活動費の通常総会への出席に係る日当に対して、同じ補助率2/3が適用されている。①の方がより公益性と結びつきやすく、②は通常業務の一環であり、公益性が①よりも低いものと推察され、補助金の性格も異なっているように思われる。補助金の支出先は同様であっても、性格が異なるものについては、補助率の見直しも含めて、対象経費が妥当なものかという視点で再検討されたい。</p>	補助対象経費の項目や補助率について、見直しを行い、青年部・女性部等活動費の通常総会への出席に係る日当については、平成29年度から廃止することとした。	措置済	林業水産課
29	41	意見	24-21 実績報告書に添付する支払根拠書類の統一化	<p><支出の妥当性の検討について></p> <p>女性部の通常総会の出席に対して日当が支出されているが、総会が行われたことを示す証跡（総会資料等）を入手していなかった。領収書のみでは漁協と組合員との内部資料であることから、可能な限り客観的な資料を入手して、支出の妥当性を適切にチェックするよう改善されたい。</p>	平成28年度は、支出を裏付ける根拠資料等を入手し、支出の妥当性を適切にチェックすることとした。なお、女性部等活動費の通常総会への出席に係る日当については、平成29年度から廃止することとした。	措置済	林業水産課

番号	報告書 ページ	指摘事項（監査結果）又は意見		措置の内容	対応区分	担当部署
		区分	項目 内容			
30	43	意見	24-22 総合評 価・分析 について の意見 大分市農業振興基本計画目標指標達成状況調査の資料を閲覧した。 基本計画に掲げられている各目標については、進捗状況を把握している。ただ、計画の単一目標の進捗状況は、過年度の監査以前からも行われている。報告書の意見の趣旨は、計画の単一目標ではなく、所得・人的・生産環境の効果を整理する詳細な評価指標を設定して評価することを意図しているものと推察される。 また、措置状況に記載されている平成25年度の作成・検証文書が把握できなかった。 例えば、園芸振興総合対策事業について、販売金額や出荷量の多寡のみならず、生産・販売の効率性をみるといったような詳細な評価が望まれるといえる。	これまで農業振興基本計画に掲げる「人づくり、地域づくり、物づくり」を基本として施策の展開を図ってきたところであるが、それぞれの部門で戦略的に重要な事業について、それぞれ所得・人的・生産環境の効果を整理する評価指標を作成し、検証を行うこととした。	措置済	農政課
31	43	意見	24-22 総合評 価・分析 について の意見 <大分市公設地方卸売市場（水産物部）について> 公設地方卸売市場は大分市の中心街から車で約10分程度と近いことから、これを整備し、観光拠点の一つとすると考えられる。なお、そのためにも現在のように公設地方卸売市場が卸売市場の企画立案と日常のオペレーションの両方の機能を担うのではなく、本庁の商工農政部が企画立案機能を果たし、それに基づいて公設地方卸売市場が実施主体となる仕組みとし、企画立案機能を強化する必要がある。	大分市公設地方卸売市場を「にぎわいの場所」とする活性化対策を図るため、年度内に「（仮称）公設地方卸売市場活用庁内検討委員会」を設置し、庁内横断的に検討を行うこととしている。	措置済	農政課
32	46	意見	24-23 総合評 価・分析 について の意見 大分市農林水産業の概況資料等を閲覧し、担当課へヒアリングを行った。 報告書の文言だけでは、当初の意見内容が具体的に把握できなかったことから、担当課にヒアリングしたところ、過年度の監査人が述べたマクロ的な指標が具体的にどういったものを指していたかといった点について、担当課の理解が十分ではなかった。その結果、報告書の意図することと、措置内容の整合性が図られているか判断できなかった。報告書の内容を的確に理解していないと、適切な措置を講じることは困難である。今後は、監査の過程や報告書の内容について十分に課内で検討・理解し、適切な引継ぎを行ったうえで措置を講じていくよう、見直しが必要といえる。	平成28年6月に作成した包括外部監査対応マニュアルに従い、指摘等が生じた経緯や内容、指摘等に対する対応等について文書に残し、十分な引継ぎを行うとともに、特に重要なものや定例的な事務についてはマニュアル等にして継続的に運用することとした。	措置済	農政課

番号	報告書 ページ	指摘事項（監査結果）又は意見		措置の内容	対応区分	担当部署
		区分	項目 内容			
33	47	意見	<p>24-24 総合評価・分析 についての意見</p> <p>担当者へのヒアリング及び大分市農業振興基本計画の進捗状況の資料等を閲覧した。 総合的な評価の仕組みを合わせて構築したような資料がなく、事務事業評価の過程でも、事業費及び人件費を含めた総事業費と経済効果額を比較した上で事業存続の要否を検討しているような資料は客観的に把握できなかった。担当課によると、農林水産業の事業の多くは、振興、経済効果を目的としており、すべての事業の経済効果を把握することは困難とのことであった。 今後は、総事業費が多額なものについて、事業費に見合った十分な効果が上げられているか、少額なものについてはほとんど成果が上げられず事業実施の必要性に乏しく、事業の廃止を検討する必要なものはないかに特に留意して、事務事業評価資料等に費用対効果を可能な限り明示するような対応が適切といえる。</p>	<p>現在、策定中の農林水産業振興基本計画の進捗状況については、毎年、目標指標の達成状況や、施策の実施状況など、検証を行った上で、翌年度以降の事業改善や施策の展開などについて反映させ、結果については公表することとしている。 また、毎年行う事務事業評価において、経済効果を目的とした事業における総合評価指標を作成し、事業の必要性を十分に検証し、スクラップ&ビルドを推進することとした。</p>	措置済	農政課
34	49	意見	<p>24-25 要綱・要領の専用 要綱・要領の明文 化 要綱・要領の統制</p> <p>要綱・要領の見直しに係る会議資料を閲覧した。優良家畜導入事業については要綱が作成されていたものの、他の事業については、どの事業の要綱要領が作成されており、作成されていないかといった状況が識別されておらず、担当課が作成している訓令要綱制定改廃関係書においても、事業や国・県の要綱と市の要綱の対応表などは作成されておらず、措置の対応が場当たりのであったといえる。法律との整合性や国・県の要綱との整合性を図る上で、どの事業が見直す対象か、網羅的に検討されていることを客観的に確認できなかった。また、どういう場合に、要領を作らなければならないかというルールがない状況となっている。担当者任せに要領が作成されている可能性があることは否定できない。 要綱・要領の策定・更新等の管理については、全庁的に対応すべき事項である。まず、事業に関連する部・課・班が現状の要綱・要領を一覧表にまとめ、事業との対応表を作成し、要領・要綱が未整備のもの、事務が不明確となっているもの、更新が長期にわたり行われていないものを把握して適時に見直しを行う。そして、所管部署へのモニタリングを行う部署を定めて、一覧表や対応表を全庁的に集約して、定期的な進捗管理を行うよう検討する必要がある。</p>	<p>農林水産部では、要綱・要領の策定・更新等の管理については、各所属にて行き、現状の要綱・要領を一覧表にまとめ、事業との対応表を作成し、要領・要綱が未整備のもの、事務が不明確となっているものを把握して適時に見直し等を行うこととした。 また、農政課において一覧表や対応表を集約し、毎年度、前年度の改定分を含め、ヒアリングを行う等、進捗管理を行うこととした。</p>	措置済	農政課

番号	報告書 ページ	指摘事項（監査結果）又は意見			措置の内容	対応区分	担当部署
		区分	項目	内容			
35	50	意見	24-25 要綱・要領の 専用化 要綱・要領の 明文化 要綱・要領の 統制	<p>措置状況に公表されている納品・支払の証明書類等について、どの事業の要綱等で見直しが行われたのか明らかにされていなかったことから、必要な措置が適切かつ網羅的に図られたかどうか判断できなかった。ただ、大分市商工農政部農林水産課が「補助事業費の決定に関する取扱基準」を定めており、所管する補助事業のうち、要綱・要領等に見積合わせ等の義務付けを規定していない補助事業を対象に、補助対象事業者に係る契約の必要事項を明文化していることは確認できた。</p> <p>市が公表した措置状況には、要綱や要領、基準の具体的な名称が記載されていないが、今後は可能な限り、要綱名や要領名を記載することが望まれる。また、措置する対象が多く、措置状況の公表文に示すのが困難な場合は、少なくともどの事業が措置されたのか事後的に把握できるよう、一覧表等を作成・保管しておくことが必要である。一覧表の作成は、措置漏れの防止にも有用であると考えられる。</p>	<p>平成28年6月に作成した包括外部監査対応マニュアルに従い、要綱等については正式名称で記載することとした。また、措置状況への記載が困難な場合については、どの事業が措置されたのか事後的に把握できるよう、一覧表等を作成・保管することとした。</p>	措置済	農政課
36	50	意見	24-25 要綱・要領の 専用化 要綱・要領の 明文化 要綱・要領の 統制	<p>監査時点（平成27年9月）において、最新の要綱が改廃一覧表に反映されていないなど、要綱の管理について不十分な点が認められた。</p> <p>例えば猪防護柵設置事業については、当該一覧表においては平成5年度を最後に更新されていないが、実際は平成26年度に要綱が改正されていた。現在どの事業がどの年度に改正が行われていたかどうかを、改廃関係書綴では確認できない状況である。要綱や要領を定期的かつ網羅的にチェックする体制の整備と運用が求められる。</p> <p>市の要綱の策定・改廃が可能な限り適時に行われるよう、定期的（例えば年度に1度）に、各班で関連事業すべての要綱・要領等の有無、国・県と市との要綱・要領の対応表を作成して、課全体で取りまとめを行い、一定の水準をもって管理していくことが望ましいのではないかとと思われる。</p>	<p>農林水産部では、要綱・要領の策定・更新等の管理については、各所属にて行い、現状の要綱・要領を一覧表にまとめ、事業との対応表を作成し、要領・要綱が未整備のもの、事務が不明確となっているものを把握して適時に見直し等を行うこととした。</p> <p>また、農政課において一覧表や対応表を集約し、毎年度、前年度の改定分を含め、ヒアリングを行う等、進捗管理を行うこととした。</p>	措置済	農政課

番号	報告書 ページ	指摘事項（監査結果）又は意見			措置の内容	対応区分	担当部署
		区分	項目	内容			
37	51	意見	24-26 意見 参考（企業 化）、企 業参入	<p>担当課は、参入件数は把握しているものの、目標や計画の設定、実績値との検討、他市との比較及び検討が行われた証跡がないことから、企業参入の件数が多いのか少ないのか、望ましいのか否かといったことが、客観的に判断できなかった。</p> <p>近年は企業参入の状況が年に1~2件程度となっているが、年1~2件にとどまっている理由として、市内にまとまった農地がなく、参入が難しいとのことであった。</p> <p>6次産業化に係る企業参入については、産業振興課と農林水産課（園芸担当班）の担当者間で話し合いも行われているようであるが、議事録等の客観的に確認できる資料等が入手できなかった。現況を踏まえ課題の重要性を評価した上で、目標を掲げ、意義のある効率的な取組を推進するよう改善されたい。</p> <p>また、現在行っている農業参入の意向調査において、市は、他市に参入したことにより本市への参入意向がないという回答先に対して、本市を選ばなかった理由や他市を選んだ理由を質問する等、これからの改善に結びつく工夫がなされていなかった。今後は参入の意志のない先について、その理由を詳細に把握して、市の課題や優位性を把握するよう改善されたい。</p>	<p>県内の企業参入の実績を把握し、比較・検証する中、本市においても企業参入を推進するため、現在、策定中の農林水産業振興基本計画において、目標指標の設定を行うこととしている。</p> <p>また、企業訪問を行った際、本市を選ばなかった理由等の聴き取りを行う中で、まとまった農地の確保などが課題として明確となっているため、企業が参入時において必要とする規模の農地の確保に向け、地域を特定し具体的なビジョンを描く中で、本市の優位性を持って企業参入の取組を進めていくこととした。</p>	措置済	農政課

番号	報告書 ページ	指摘事項（監査結果）又は意見		措置の内容	対応区分	担当部署
		区分	項目 内容			
38	54	意見	<p>23-1 資格取得 及び資格 喪失大 分市への 転入者へ の国保加 入案内に ついて</p> <p>現状は、転入者が大分市に転入した後にいずれかの健康保険に加入する、又は加入しているかは転入者から聞き取るほかはなく、市民課窓口でその旨を聞き取り必要があれば国保窓口を案内しているという。 是正できないのはやむを得ないとも考えられるが、過年度の外部監査以降、市民課等との具体的な連携方法等が改めて検討された証跡はなかった。外部監査の指摘・意見に対しては、措置状況の公表に至る経緯を残しておくべきであるといえる。</p>	<p>平成28年6月に作成した包括外部監査対応マニュアルに従い、指摘等が生じた経緯や内容、指摘等に対する対応等について文書に残し、十分な引継ぎを行うとともに、特に重要なものや定例的な事務についてはマニュアル等にして継続的に運用することとした。</p>	措置済	国保年金課
39	55	意見	<p>23-2 資格の適 正化未 加入者へ の対応事 業につい て</p> <p>現在年金事務所からの活用可能な情報に年金2号・3号喪失リストがある。ただし、2号、3号喪失リストには、国民健康保険の可能性の高い1号被保険者になったか否かといった情報までは記載されていない。そのため、例えば2号喪失者においては、健康保険が任意継続健康保険、家族の健康保険の被扶養者、あるいは新たな事業所で被用者保険加入をするなど国民健康保険加入者以外のパターンが考えられ、国保適用者の可能性が高いところを特定できないとのことであった。 今後は2号喪失者について、1号被保険者となる者がいなかを確かめるためにサンプルで一定数に対して案内状を送付して、1号被保険者が未加入となっている場合には加入を促すといったテストを導入し有用性を確認してみることも一つの方法であるといえる。</p>	<p>年金2号喪失者（会社等を退職した者）に対して、他の健康保険に加入していない場合は国民健康保険の加入が必要なことを案内する事務の有用性を確認するサンプルテストについては、平成28年度中に実施することとした。</p>	措置済	国保年金課

番号	報告書 ページ	指摘事項（監査結果）又は意見		措置の内容	対応区分	担当部署
		区分	項目 内容			
40	58	意見	<p>23-3 減免、更正 生活困窮 者に対する 減免につ いて 減免、更正 生活困窮 者に対する 減免につ いて</p> <p>減免が自己申告により申請されているものについて、市は措置状況では収入等について証拠書類等で確認することとしたと回答していたが、実際に証拠書類等で確認された証跡はなかった。申請時に証拠書類等の確認が行われたとは判断できず、措置が行われたとはいえない。</p> <p>減免についても、税負担の公平性の観点からすれば適正な賦課・徴収を図っていくべきである。減免申請についても、例えば、個人事業主の売上減少の要因の詳細なヒアリングをしたり、売上減少が真実なものかを確かめるため、減免決定から一定期間経過後、売上の入金状況を通帳で確認したりといった調査をサンプリングで実施するといった対応も望まれる。</p>	<p>平成28年度から、預貯金口座の確認をするなど、収入や売上の入金状況などを確認し、証跡を残すこととした。</p>	措置済	国保年金課
41	59	意見	<p>23-3 減免、更正 生活困窮 者に対する 減免につ いて 減免、更正 生活困窮 者に対する 減免につ いて</p> <p><減免の検討について> 所得割減免については、世帯主と加入者の前年中の所得金額の合計が400万円以下で、かつ当年中の所得金額等の合計が、前年中の7/10以下に減少すると認められる場合に認められている減免である。当該減免は、所得について考慮されるが、預金や他の金融資産等の財産状況が加味されていない。</p> <p>減免を決定する際には、所得のみならず財産についても担税力として加味することを検討すれば、減免者を減らせる可能性もあるといえる。</p>	<p>所得割減免を決定する際に、財産を加味することを検討したが、当該減免は、所得の減少に着目した減免であることから、財産状況は加味しないこととした。</p>	措置済	国保年金課

番号	報告書 ページ	指摘事項（監査結果）又は意見		措置の内容	対応区分	担当部署
		区分	項目 内容			
42	60	意見	23-4 減免、更正 生活困窮者 に対する減免 について 生活困窮減免の申請及び決定件数の推移について、申請件数は多少の増減が続いている状況となっている。現在、減免制度については、広報（新規加入世帯に「国保のしおり」配布、毎年市内「国保特集号」を全戸配布、大分市ホームページに掲載）するなどして、周知を図っているところであるが、利用実績から客観的に認知度を広めているとまでは判断できなかった。市民が公平に制度を活用できるように、より周知していく必要があるか否かを検討することが望ましいといえる。	更なる周知の必要性について検討したが、生活困窮減免の申請者には、7割・5割の法定軽減適用者の方も多く、法定軽減額が減免額を上まわり減免が非該当となるケースが多いことから、現状では周知方法は適当であると判断した。	措置済	国保年金課
43	62	意見	23-5 還付手続 滞納者の過 誤納付につ いて滞納者 の支払能力 の把握 <電話催告について> 担当者によると、平成27年度において、8月は2,300件程度、9月以降は1,300件程度（件数は、毎月減少している）の滞納が発生しており、囑託の電話専門催告員5名が8月に2,000件弱の電話をしているが、応答なしが6割を超えるなど、8月中に滞納者への電話催告が行えず、9月を超えてしまうケースも発生しているとのことであった。 滞納者にとって滞納額1期分よりも2期分になると納付することがより難しくなり、結果、市の回収も難しくなる。利用しているシステムが納期後2か月後に台帳が出力されているため、電話催告のタイミングが遅くなっている。 今後は、電話などによる催告を督促状とのタイミングで同時で行うような検討や、場合によっては督促状が出力されるよりも前に可能なものから電話などによる催告を行っていくように対応して、より滞納額が少ないときに措置を講じることが望ましいといえる。 初期滞納の段階に督促に関わる人員、時間等の資源を投入することが債権回収の鉄則である。	新規滞納者への電話催告については、督促状を発送し、督促納期限後に未納である者に対し催告事務嘱託職員が、順次電話催告を行っていたところであるが、国民健康保険税については、年間を通じて、第1期（6月末納期限）の未納者が一番多く、早期電話催告の効果も高いため、平成28年度から第1期末納者については、督促状を発送する前から電話催告することとした。	措置済	国保年金課

番号	報告書 ページ	指摘事項（監査結果）又は意見			措置の内容	対応区分	担当部署
		区分	項目	内容			
44	64	意見	23-6 滞納者分類と回収方針・方法について	<p>徴収マニュアルにより滞納者の詳細な分類ごとに応じた個別対策が立てられているものの、それらの対策がどの程度実行に移されたかについては、22分類に応じた滞納整理システムの抽出が不可能となっているために、十分に確かめることができなかった。</p> <p>すべての個別対策を行うことが困難であれば、少なくとも強弱をつけて必ず対応すべき内容を明確にした上で、業務を進捗管理していくことが求められる。担当課によると、税情報の活用、財産調査、電話による状況把握・催告を業務の優先順位と考えているとのことである。</p> <p>財産調査の中心とされている預金調査においては、金融機関側の都合もあり、1金融機関当たり月500件程度の調査を行っているのが現状である。したがってすべての滞納者の預金調査を行うことは困難な状況であるから、対応可能な優先順位は税情報の活用と電話による状況把握・催告となるであろう。</p> <p>今後は前述のとおり、滞納整理に係る資源を初期滞納にもっと振り向けて、電話催告の優先順位を高め、滞納時の初期対応として早急かつ網羅的に対応するよう改善することが望ましいといえる。</p>	<p>新規滞納者への電話催告については、督促状を発送し、督促納期限後に未納である者に対し催告事務嘱託職員が、順次電話催告を行っていたところであるが、国民健康保険税については、年間を通じて、第1期（6月末納期限）の未納者が一番多く、早期電話催告の効果も高いため、平成28年度から第1期末納者については、督促状を発送する前から電話催告することとした。</p> <p>また、現年滞納者の税務調査を一カ月前倒し8月に行うことで、未納が3期経過した時には、勤務先への照会や差押を視野に入れた滞納整理を早期に着手できるようスケジュールを変更した。</p>	措置済	国保年金課

番号	報告書 ページ	指摘事項（監査結果）又は意見		措置の内容	対応区分	担当部署
		区分	項目 内容			
45	64	意見	23-6 滞納者分類と回収方針・方法について 収納・滞納者の日常管理業務は地区担当者ごとに行われているが、電話催告や財産調査等が地区（担当者）ごとの程度進められているか客観的に確認できなかった。担当者の作業能力等や性格などにより、業務への対応が異なる可能性がある。公平で効果・効率的な業務を実施するための一定の質を確保することが求められる。そのために地区（担当者）ごとに個別対策や進捗状況を横並びで見て管理することは有用である。			
46	82	意見	23-16 事務の効率化と合規性 事務取扱要領の整備について <収納業務に係る管理者のモニタリングについて> 滞納者が多いため、日常業務において、担当者の力量により対応に差が出る事はやむを得ない。その中で、担当者の入れ替わりがあっても、今後も収納業務及び滞納整理業務が高い水準で実施されるためには、事務マニュアルの整備や研修・教育はもちろんであるが、管理者（リーダー、参事、課長等）が週時あるいは月次で担当者の業務の水準や適切性、進捗度に関するモニタリングを行っていくことが重要となる。 滞納整理事務については、滞納者の数が多いため、優先順位を付けて業務を行うことが肝要であり、管理者（上長）においても、すべての点ではなく重要な点にしっかりとチェックする時間を充てられるよう、上席者の管理方法についても、可能な限り明確にして、業務を遂行することが必要となる。	収納業務及び滞納整理業務については、主に収納第1担当班と収納第2担当班で行っていることから、平成28年度からそれぞれのグループリーダーが、月次で担当別・地区別の収納率や担当ごとの差押件数、催告書の発送件数などの把握を行うとともに、業務水準や適切性、進捗度に関するモニタリングを行うこととした。また、その管理方法についても、書面化することにより明確化した。	措置済	国保年金課

番号	報告書 ページ	指摘事項（監査結果）又は意見			措置の内容	対応区分	担当部署
		区分	項目	内容			
47	65	意見	23-7 財産調査 及び滞納 処分差 押財産の 対象につ いて	<p>有価証券及び車両に係る財産調査の判断基準を明文化したものは発見できず、差押及び換価されている状況はなかった。</p> <p>担当課によると、有価証券については、納付相談時における滞納者からの情報や預金調査の取引明細表等から判明した場合は必要に応じて調査対象としているが、事務の効率性の観点から無作為に対象者を広げて証券会社等への調査は考えていない。車両調査についても、他に差押財産がない場合や悪質な滞納者に対して有効な手段と考えるが、差押を執行した場合に完納に至らないケースは公売も視野に入れておく必要があるため、滞納者の状況に応じて調査対象とするとしているようである。</p> <p>措置状況について、差押えの対象を広げ差押え実績が向上するための取組を強化するのであれば、有価証券や車両について、具体的に明文化して取り組むことが望ましい。特に車両について、自動車税は県税事務所、軽自動車税は大分市に納税されることから、市が車両所有の有無を比較的把握しやすいため、高額車両の所有の状況等を把握して、悪質なケースについて対応を図る余地がないか検討することが必要と言える。</p>	<p>差押の取組を強化するにあたり、有価証券の調査については滞納者からの情報や預金調査の取引明細表等から判明した場合、必要に応じて調査対象としていた。平成28年度からは、担税力があると判断できる申告があるものの接触が取れず、預金や生命保険等の財産調査でも財産が判明しない滞納者に対しては、有価証券の調査をすることとした。</p> <p>また、車両の差押については基本的には滞納者の状況等を見極め、対応を検討する必要があることから積極的な滞納処分を執行することは考えていないが、高額車両を所有している悪質なケースを対象とした車両差押えを視野に入れ、タイヤロック研修の受講やマニュアルの整備、タイヤロック等必要器具の購入を行っているところである。</p> <p>いずれの件についても平成28年度に手引きを作成し、体制を整えたところである。</p>	措置済	国保年金課

番号	報告書 ページ	指摘事項（監査結果）又は意見		措置の内容	対応区分	担当部署
		区分	項目 内容			
48	66	意見	<p>23-7 財産調査 及び滞納 処分差 押財産の 対象につ いて</p> <p><給与調査のあり方について> 徴収マニュアル等によると、原則、新規滞納者（現年滞納者）で3期以上の税が未納となった場合、滞納処分も視野に入れた納付指導を行うこととされており、（保険税が前年度の所得に応じて決定されることから）前年度の市民税調査は、6～8月の最初の納付期限3期経過後である9～12月にかけて行われている。 これについては、現年の新規滞納者に対する市民税調査は、3期経過前に予め行い、給与等の有無を識別した上で電話催告を行い、3か月経過した時点において、調査を始めるのではなく、差押の判断という形に見直すことはできないかを検討する余地があるといえる。現状では、8月は夏季の納付相談など窓口対応や電話問い合わせにより時間を要するのが難しいということであったが、市民税課より一定以上の給与所得者を抽出して、現年滞納者の中の給与の有無を把握した上で電話催告を行うだけでも効果があることと推察される。現年滞納者が過年滞納者・高額滞納者とならないためにも、滞納が長期になる前に現年滞納者の情報を入手して、3期経過したときには、勤務先への照会や差押を視野に入れた滞納整理を早めに行える体制をつくることにより効率的な管理であると考えます。</p>	<p>平成28年度から、現年滞納者の税務調査を一カ月前倒し8月に行うことで、未納が3期となった時には、勤務先への照会や差押を視野に入れた滞納整理を早期に着手できるようスケジュールを変更した。</p>	措置済	国保年金課
49	68	意見	<p>23-8 不納欠損 処理借 入金過大 で支払困 難になる 滞納者 について</p> <p>滞納整理システムでは、効率的な滞納整理を行うため、催告、財産、執行停止等の管理項目等について個別の内容に合わせて付箋管理されている。付箋とは、滞納整理システムで管理されている被保険者ごとに、差押財産の有無や預金調査中であること等を示す印をいう。各地区担当一人当たり千数百件の滞納世帯を管理している中、適切かつ効率的な滞納整理、保険証の交付の実施を図るために設けられている。 徴収マニュアルの中の付箋管理項目（滞納整理システム）の中には、多額の借入金の有無や、借入金の償還期間近の者についての特段入力されたような証跡はなかった。借入金滞納の発生・解消に影響を及ぼすような可能性のある者について、付箋管理を行い効率的な管理を図る必要がないか検討することが望ましいといえる。</p>	<p>平成28年度から、付箋項目に「借入金償還期間近」を追加し、効率的な管理を図ることとした。</p>	措置済	国保年金課

番号	報告書 ページ	指摘事項（監査結果）又は意見		措置の内容	対応区分	担当部署
		区分	項目 内容			
50	70	意見	<p>23-9 延滞金 延滞金の 徴収につ いて</p> <p><延滞金の徴収業務の運用について> 過年度の報告書から延滞金の徴収の方針を定めたとの措置状況は問題ないといえる。ただ、ルールを定める行為を「整備」とすると、定められたルールに沿って適切に業務を遂行するといった「運用」についても、検討していくことが望まれる。 延滞金の徴収による早期納付への促進、延滞金の未徴収は納税者間の公平性等の観点、機会損失の観点から、少なくとも年度ごと等において延滞金の取り扱いにおいて、期別・地区別での件数比較等を把握、検討することが望ましい。 また、延滞金の取り扱いについて、国民健康保険特集号等について十分に記載されていないことから、早期納付や制度の透明性を図る上でも、より具体的な記載を行っていく必要がある。</p>	<p>延滞金の徴収方針は、国保税徴収マニュアルに定めているところであるが、マニュアルを運用するうえで、平成28年度に「延滞金取扱いチェック体制」と「延滞金減免申請の取扱い」について、基準を定め、延滞金徴収事務の更なる適正化を図った。 また、延滞金については、期別・地区別での件数比較は困難であることから、延滞金減免申請の受付状況を基に、年度別、地区別での件数比較等を把握、検討することとした。 「国民健康保険特集号」については、平成28年度から延滞金の詳細な利率等を記載することにより、早期納付や制度の透明性を図った。</p>	措置済	国保年金課
51	72	意見	<p>23-10 事業評価 事業の見 直しにつ いて</p> <p>特定健診の受診率は30%台となっており、依然低い状況である。平成25年度の大分市国民健康保険事業の実施状況に関する資料をみると、特定健診の受診率向上を図るため、夜間健診を年1回（2日間）、土日の休日健診を毎月1回、個別健診を市内180カ所の医療機関で実施するといった環境整備や、未受診者に勧奨通知を年2回送付するといった対応を行ったものの、結果としてはまだ低い状況となっている。 平成27年8月時点において、（社団法人）大分郡市医師会のホームページに掲載されている、特定健診の登録機関から、医療機関のホームページにアクセスすると、当該医療機関のホームページにおいては、特定健診の情報が掲載されていないものが見受けられた。市民は医師会のホームページよりも、かかりつけ医など身近なホームページを閲覧する方が多いと予想されるため、医療機関のホームページに特定健診の情報を掲載する方が効率的であると思われる。医療機関に対して特定健診の積極的な情報開示をお願いして、受診率の向上に努められたい。</p>	<p>平成27年度から、特定健診の最初の対象者となる40歳の方に対し、特定健診の受診券を送付する際に、受診の動機づけとしてがん検診の無料クーポン券を同封し（40歳総合健診）、受診率向上を図った。さらに平成28年度からは、40歳総合健診受診の利便性をはかるために実施機関を1カ所から6カ所へと拡大し、実施することとした。 特定健診の受診率は実施医療機関の協力もあり、少しずつではあるが、上昇している。また、かかりつけ医からの特定健診受診勧奨は、受診率向上に特に効果的と考えているためホームページに掲載の依頼とともに、特定健診の実施協力依頼についても、今後とも積極的に続けていくこととした。</p>	措置済	国保年金課

番号	報告書 ページ	指摘事項（監査結果）又は意見		措置の内容	対応区分	担当部署
		区分	項目 内容			
52	74	意見	23-11 特定保健 指導に伴う 情報管理 委託先と 個人情報の 管理につ いて ＜情報セキュリティセルフチェックについて＞ 担当課によると毎年度、課内では情報セキュリティセルフチェックを実施している。しかし、チェック内容や改善項目の結果の集約、是正状況といった資料が残されていない。チェックシートの有効な活用のためには、チェック後の是正が肝要であると思われる。上長が担当者の是正状況を定期的にモニタリングするといった対応があれば、なお望ましいといえる。	委託先との個人情報の管理においては、大分市情報セキュリティ対策基準に基づき、責任者による施錠可能なキャビネットへの保管の徹底をしてきた。 平成28年度から、情報受け渡しの際には、授受簿に担当者によるチェック項目を設け、セルフチェックを行い、上席者がその都度内容確認をするように事務を変更した。	措置済	国保年金課
53	75	意見	23-12 特定保健 指導に伴う 情報管理 フロー ピーディ スクの管 理につ いて ＜授受簿に対するチェックについて＞ 授受簿については、作成されているものの、上長など第三者が当該授受簿を閲覧した形跡がないため、授受簿が適切かつ網羅的に記載されているか確認されていない状況である可能性が高い。今後は、第三者による定期的なチェック及び査閲者の押印があることが望ましいといえる。	平成28年度から授受簿の様式を、上席者が記載内容確認後、押印できるよう変更し、その都度チェックをするように変更した。	措置済	国保年金課

番号	報告書 ページ	指摘事項（監査結果）又は意見		措置の内容	対応区分	担当部署
		区分	項目 内容			
54	76	意見	<p>平成26年度は訪問指導を行っていない者が多くみられた。この中には既にかかりつけ医に相談している者も含まれているため、市の指導が不要という者も含まれているが、実施率が減少している点は全体として明らかである。</p> <p>特定健診の結果、かかりつけ医から専門医へ受診勧奨されるほどの腎臓の働きが低下している受診者は、そのリスクを伝えることにより文書や電話により受診者自身が医療機関を訪問することは予想される。これに対して、生活習慣指導の改善が主な対応とされる者においては、本人が緊急に乏しいとの認識をもっている可能性も考えられる。</p> <p>腎機能の低下の進行が早まれば慢性腎臓病（CKD）のリスクが高まることになり、患者が増えれば医療費の増大につながる可能性がある。</p> <p>大分市の人工透析患者数は年々増加傾向にあり、特定疾病の罹患率は平成25年度においては、中核市で2番目に高い数値となっている。医療費を抑えるためには、いかにCKD 予備軍を抑えていくかがカギになる。</p> <p>要指導者については、特定健診時に連絡先等がわかるのであれば、より積極的に生活習慣指導を行うようにすることで、医療費の比較的高額な慢性腎臓病（CKD）の予防に役立つと思われる。医療費削減につながるよう、特定健診の受診率の向上はもちろん、生活習慣指導が必要とされる者に対するフォローも強化・徹底していくことが求められる。</p>	<p>訪問指導状況について、監査時の提供資料の対象者の振分け方と、集計内容の統一がされていなかったことに加え、平成25年度は最終数値、平成26年度は途中経過の数値であったため、実施率が極端に下がった数値となっている。</p> <p>正しい数値で比較すると、実施率は平成25年度が82.7%、平成26年度が84.6%となっており、わずかではあるが上昇している。</p> <p>今後は、訪問指導について適切にモニタリングを行い、実施率の推移や保健指導後の改善状況の把握を行う中、医療費抑制に向け、生活習慣指導が必要とされる要指導者に対して、訪問や電話による保健指導の利用勧奨を行い、保健指導の強化・徹底を図ることとした。</p>	措置済	国保年金課

番号	報告書 ページ	指摘事項（監査結果）又は意見			措置の内容	対応区分	担当部署
		区分	項目	内容			
55	78	意見	23-14 財政支 援制度基 準給付費 について	<p>特定健診受診率よりも特定保健指導率が低いのは、国がそのような方針を設定しているとのことであったが、特定健康診査を受診しても特定保健指導等の適切な対応が実施されなければ、医療費の抑制にはつながらない可能性がある。健診を受けている者は、健診を受けていない者に比べて健康に対する意識が高い可能性があり、また、一度医療機関等を健診時に直近の連絡先を把握できることから、保健指導の案内がしやすいという面を考慮すれば、特に特定保健指導の方法等（特定健診受診者のフォローアップ）についても検討する必要があるといえる。</p>	<p>慢性腎臓病の予備軍とされるものに対する保健指導に関しては、健診結果を重症度分類し、保健師及び、訪問看護師が訪問指導を行っている。中でも重症度の高い対象者が、かかりつけ医から腎専門医への連携が円滑になるよう、随時CKD病診連携システム検討委員会にて連絡票の見直し等協議を引き続き行うこととした。また連携対象者のうち、医療機関未受診者へは、受診勧奨のため継続フォローしている。</p> <p>特定保健指導については、特定健診時の情報を元に特定保健指導の対象となる方への案内を郵送にて送付している。案内後に利用申し込みがない場合は、電話や訪問による利用勧奨を引き続き行うこととした。また、平成28年度から集団で行っている健診会場に直接保健師が出向き、特定保健指導の利用勧奨を行うとともに、特定保健指導委託機関を1か所拡大し、実施率向上を図った。</p>	措置済	国保年金課
56	82	意見	23-16 事務の効 率化と合 規性事務 取扱要領 の整備 について	<p><収納業務に係る管理者のモニタリングについて> 平成27年3月30日付の滞納処分停止決議書類には、決議書の決裁の表紙と執行停止要件別の一覧表と滞納者ごとの滞納処分の停止決議書（調書）が綴られていた。期別件数が6,704件（滞納者404名）であり、各人ごとの停止決議書1枚1枚に、班担当者、班長、参事補、参事、課長が押印していたが、一部押印漏れがあった。</p> <p>より大きな目で業務を捉えられるよう、同時期の執行停止の件数や金額、滞納者や滞納金額と停止処分の金額、比率等を記載した添付資料を貼り付け、地区別・地区担当者別の比較により、業務水準の確保や地区ごとの特性を把握することも検討されたい。</p>	<p>平成28年度から、各年度ごとの執行停止状況把握をしやすいするため、事務処理そのものの時期を見直した。</p> <p>夏期より行っていた事務処理を年初めから年度末にかけて集中的に行うように変更をしたことで、必要な財産調査を確実にし、滞納世帯の状況把握の精度を高め、執行停止事務処理判断をより精査して行うことができるようにした。</p> <p>資料を貼付することについては、管理者（上席者）が随時管理（年度ごとの比較対象や地域特性調査・研究）しやすくするよう、集計に際して地区担当ごとの件数等をデータ化し管理することとした。</p>	措置済	国保年金課

番号	報告書 ページ	指摘事項（監査結果）又は意見		措置の内容	対応区分	担当部署
		区分	項目 内容			
57	84	意見	23-17 滞納整理 の基本方 針 今後 の方針に ついての 提案 差押実績及び滞納処分の執行停止の数値について集計はされているものの、あるべき数値の設定・比較、数値の多寡に対して検討されていないため、差押実績や滞納処分の執行停止に対する評価が不十分であった。今後は、上記の数値を取納率や滞納金額等と比較するなどして、可能な限り実績値の集計のみならず、その数値に対する評価を行うとともに、その評価資料を残しておく必要がある。 滞納処分の執行停止後の財産調査で担税力が認められる場合には、執行停止の解除が行われる。前監査人も執行停止を積極的に行う補償として、虚偽の弁明や状況の好転に係る調査を強化し、これらが判明すれば執行停止措置を解除することも重要となると述べている。執行停止後の財産調査を行っていることは推察できたが、今後は当該財産調査による執行停止後の解除件数についても数値管理をしておくことが望ましいといえる。	平成28年度から、各年度ごとの執行停止状況把握をしやすいように、事務処理そのものの時期を年初めから年度末にかけて集中的に行うように変更をしたことで、必要な財産調査を確実にし、滞納世帯の状況把握の精度を高め、執行停止事務処理判断をより精査して行うことができるようにした。 執行停止後は最低限必要な調査件数を定めて(県内5行+α)財産調査に努め、資力の回復が確認できれば停止解除の流れとなるが、その理由や件数等についても集計し、管理者(上席者)が随時管理(年度ごとの比較対象や地域特性調査・研究)しやすくするよう、集計に際して地区担当ごとの件数等をデータ化し管理することとした。	措置済	国保年金課
58	87	指摘事項	22-1 保健所等 使用料 入事務 使用料 算定に 係る 内部統 制につ いて チェックリストの添付は行われていないが、積算過程がわかる資料及びその根拠となる貸付料算定基準等を添付したうえで決裁を受けていた。 ただし、衛生課の資料には計算資料に検算者による確認欄が設けられておらず、検算が行われているのかどうか判然としなかつたため、確認欄を設けてチェックした証跡を残す必要がある。従って、措置は不十分と判断した。	計算資料に検算者による確認欄を設け、チェックした証跡が残るように改善を行った。	措置済	衛生課
59	88	意見	22-2 保健所 費大 分市 所保 備消 点防 務委 託率 (落 札率 につ いて) 措置の状況に記載されているとおり、平成24年度より参考見積りを徴することにより予定価格の改定が行われ、予定価格は引き下げられている。しかし、落札金額がさらにながったため結果的には非常に低い落札率が続いている状況である。 参考見積りは平成24年度に一度徴した限りでそれ以降の年度では徴されていない。最新の参考見積りを徴するとともに、市の保有する他の類似施設における契約金額との比較等を行い、予定価格の妥当性を再度検討する必要があると考える。従って、形式的には措置は行われているが実質的には改善されておらず、措置は不十分と判断した。	平成28年度から、参考見積りを徴し、その内容を踏まえて予定価格の改定をすることとした。	措置済	保健総務課

番号	報告書 ページ	指摘事項（監査結果）又は意見		措置の内容	対応区分	担当部署
		区分	項目 内容			
60	90	意見	<p>22-3 公有財産 の管理 今後の対 応につい て</p> <p>（鴛野の土地の改定価格の記載について） 鴛野の土地については、直近改定日（平成23年3月31日）後の平成23年10月11日に消防局警防課から所管換された物件であり、改定価格の記載はなされていなかった。本来であれば、消防局警防課から所管換された時点で改定価格が記載された状態で引き継ぐべきであったと思われる。</p> <p>この点につき改定価格の調査を行っている管財課に質問したところ、所管換した物件については移管する前の部署と後の部署との間で改定価格の引き継ぎが十分なされていない、あるいは分筆して一部の土地だけ引き継ぐ場合もあり、そのような場合には従前の改定価格がそのまま利用できない等の問題で、分筆後の改定価格が算出されていないようなケースが全庁的に発生しているということであった。従って、土地明細台帳の正確性を期するためには、所管換した物件について改定価格の記載があるかどうかを調査し、無い場合には評価額を算出したうえで土地明細台帳に記載する作業を全庁的に進める必要があると考える。</p> <p>また、土地明細台帳の「用益物件及び従物等」欄の記載は、所管換前の消防局での用途が依然として記載されているため、保健総務課での現在の用途に記載し直す必要がある。</p>	<p>警防課から所管換えを受け、財産台帳を整備した際に、大分市公有財産規則第19条により価格を定める必要があった。今回の意見を受け、価格を面積按分し平成23年10月11日付けの改定価格として記載した。</p> <p>平成28年度中に予定されている平成28年3月31日現在の評価額の通知の際には、適切な事務処理を行い、土地明細台帳の正確性を確保する。</p> <p>また、土地明細台帳の「用益物権及び従物等」欄の記載については、現在の用途に修正した。</p>	措置済	保健総務課
61	90	意見	<p>22-3 公有財産 の管理 今後の対 応につい て</p> <p>（所管替えされた土地に係る土地台帳のメンテナンスについて） 衛生課の土地明細台帳を閲覧したところ、衛生課から所管換された土地明細台帳の取り扱いがまちまちとなっていた。ファイリング方法や記載方法が異なるため、一見しただけではその物件が今現在も担当課の所管物件なのかどうか判断としない状態であった。</p> <p>従って、土地明細台帳の明瞭性を期するために、ファイリング方法（所管換した物件の台帳を所管換後もファイリングするのかどうか）や所管換された旨の記載の徹底を再度検討されたい。</p>	<p>土地明細台帳の取り扱いについては、下記のとおり統一することとした。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所管換えした案件についても破棄せずに保管を継続するが、土地明細台帳を保管している簿冊に仕切り紙を挿入し、現有財産と所管換えとなった財産とを区別できるようにする。 ・所管換えとなった案件の土地明細台帳には、備考欄にその旨が分かるよう朱書きで標記する。 	措置済	衛生課

番号	報告書 ページ	指摘事項（監査結果）又は意見			措置の内容	対応区分	担当部署
		区分	項目	内容			
62	91	意見	22-3 公有財産 の管理の 今後の対 応につい て	<p>（公有財産管理システム上の台帳と手書き台帳の整合性の確認について）</p> <p>公有財産の全庁的な管理は、管財課により公有財産管理システムを用いて行われているが、管財課によるシステム上の管理とは別に、現場の各課では手書き台帳による管理が行われている。</p> <p>現場の各課において、財産の取得、廃止、異動等が行われた時には管財課のほうへ速やかに通知することになっているが（大分市公有財産規則第13条、第45条、第47条）、この通知が漏れなく行われなければ現場の台帳とシステム上の台帳とに差異が発生することになる。</p> <p>従って、正確性を期するためには、両者の整合性を定期的に確認する作業が必要になると考えられる。例えば、台帳価格の改定時（大分市公有財産規則第20条）には一斉に整合性を確認する作業を内部の取り決めとしてルール化すること等行い、整合性を担保する必要があると考えられるので検討されたい。</p>	<p>管財課においては、原課からの取得、処分、異動等の通知を受けた際に台帳の更新を行っている。また、決算時に原課が作成する「公有財産現在額調書」を集約する際に確認作業を行い、整合性を保っている。</p>	措置済	衛生課

番号	報告書 ページ	指摘事項（監査結果）又は意見		措置の内容	対応区分	担当部署	
		区分	項目 内容				
63	92	指摘事項	22-4 備品の管理	<p>（備品台帳による現物の管理について）</p> <p>【大分市保健所】</p> <p>1. 衛生課において平成27年度の毒劇薬管理簿を閲覧したところ、使用日、使用量等を記したメモはあったものの、管理簿自体への記入が全くなされていなかったため、現物確認した在庫量があるべき在庫量として適正であるかどうかの確認ができなかった。</p> <p>2. 衛生課の備品台帳に、すでに廃棄され現物が存在しないものがあった。</p> <p>3. 保健総務課で危機管理対策用として備蓄しているタミフルの受払簿と現物とを照合したところ、現物のほうが1箱（100錠）分多かった。理由は、医師が1箱持ち込んだため簿外にしているということであったが、持ち込まれた経緯を再度確認し、受け入れることが可能なのであれば受払簿に反映させることが望ましい。</p> <p>4. 健康課では、職員が幼児食模型、デジタルベビースケール等の備品を持ち出して業務を行っている。これらについて、現在は誰がどのような業務で使用するために持ち出したのかが書面で残されていない。</p> <p>【東部保健福祉センター】</p> <p>金庫の中に外郭団体の現金や切手が保管されていたが、切手に関しては受払簿が作成されておらず、外郭団体においても受払の管理がされていなかった。</p> <p>【西部保健福祉センター】</p> <p>携帯用体重計の現物と台帳を照合したところ、現物の場所と台帳上の場所が異なっていた。</p> <p>消毒用エタノール等については、期限切れのものが良品のものと同じ棚に区分されずに保管されていた。また、健康支援室への健診のために保管されているカバンの中の消毒液が期限切れとなっていた。</p> <p>その他、各施設に共通する事項として、年に一度の現況調査に合わせて実施される現物照合作業の記録が残されておらず、いつ、誰が、どのような方法で照合作業を行ったのか確認できなかった。会計課へ提出する現況調査の根拠資料として、少なくとも前年度分は保管しておくことが望ましいと考える。</p>	<p>1. 毒劇薬管理簿については、使用の都度、記入を行うこととした。併せて、薬を充填した吹き矢については、保管庫から出し入れした都度、吹き矢受払簿へ数量を記入することとした。</p> <p>2. 現物が存在しない備品については、処分の事務手続きを行い、備品台帳から抹消した。</p> <p>3. 簿外管理分については、当時の詳細な状況を確認することができず安全性が確保されないことから、簿外として受払簿の冊子に別紙で詳細な記録を残した。既に使用期限切れで廃棄予定のため、今後は受払簿と在庫が一致することになる。</p> <p>4. 平成28年度に、ベビースケール等を所外へ持ち出す際の持出簿を作成した。</p> <p>【東部保健福祉センター】</p> <p>平成27年11月より、受払簿を作成し管理を行っている。</p> <p>【西部保健福祉センター】</p> <p>現物の場所と台帳上の場所が異なっている備品は、台帳の記載を変更した。</p> <p>期限切れの消毒薬品は速やかに廃棄することとした。</p> <p>なお、期限切れ薬品を机や椅子の消毒等、他の用途に転用する場合は、薬品のボトルに期限切れであることを明記するとともに、良品とは別の場所に保管し明確に区分することとした。</p> <p>備品の現況調査を実施する際に、現品確認者を記録し保管することとした。</p>	措置済	保健総務課 健康課 衛生課

番号	報告書ページ	指摘事項（監査結果）又は意見			措置の内容	対応区分	担当部署
		区分	項目	内容			
64	96	意見	22-5 母子保健	<p>（目標値の水準について） 目標受診者数を定めたくえで実施しているが、目標受診者数算出のために用いる妊婦1人当たりの平均受診回数の11.6回は、国の調査による平均受診回数の11.4回は上回るものの、大分市における過去の実績から算出した数値である。 従って、この数値を用いて目標値を算出すれば、おのずと実績値に近い数値になるため、目標値とするには低すぎるように思える。 国の通知により、妊婦の受診回数は14回程度が望ましいという指針が出ているため、究極的にはこの回数を目標値とすべきとも考えられるが、例えば先進他都市の平均受診回数の状況を調査し、それらを目標値にすることも検討する必要があるのではないかと考える。</p>	<p>目標値を国の指針に合わせ14回にすることについて検討を行ったが、正期の妊娠期間の定義は妊娠37週から41週6日までと幅があること、また、妊娠届け出者のうち、流早産や人工妊娠中絶に至る者も少なからず含まれることなどから、実状に即していない部分があると判断した。 『すくすく大分っ子プラン』に目標の健診回数をかけていることから、同プラン終了年度である平成31年度に向け、他都市の状況を調査し見直しを行うこととする。</p>	措置済	健康課
65	97	意見	22-6 母子保健	<p>（育児等保健指導事業の必要性について） 育児等保健指導事業は、産婦人科医が必要と認めた妊産婦に、小児科医への紹介状を交付し、小児科医が保健指導を実施するという事業である。 しかし、当該事業の内容は、医師ならば医療行為の一環として当然なすべきことと考えられるため、それに対して市が予算を用いて事業として行う必要性があるのかどうか、という点に疑問を感じざるを得ない。当該事業の必要性について再度検討を行う必要があるのではないかと考える。 また、仮に当該事業を存続させるにしても、現行では、小児科医が実際に指導したかどうかに拘らず産婦人科医は手数料を収受できる仕組みとなっている。当該事業は、小児科医による指導がなされてはじめて事業としての効果が期待できるため、小児科医の指導実績に応じて産婦人科医も手数料を収受するような改善が少なくとも必要ではないかと考える。</p>	<p>育児等保健指導事業の必要性について検討を行ったが、本市では、妊娠・出産・育児の切れ目のない支援を行う為、健診、相談、指導体制の充実に取り組んでおり、本事業は、産科医、小児科医等の関係機関との連携のもと、妊娠中から出産後の育児を見越して不安の解消やかかりつけ医の確保を行う重要な事業であると判断した。 指導料の単価や基準等は、大分県・大分県医師会が中心となり、県下統一の契約となっている。本市としては、医師会と連携し、小児科への受診へ確実につながるよう取り組みの強化を図っている。 平成28年度から、産科医や市の保健師より本人へ、小児科への受診勧奨を行うとともに、未受診の理由が「時期を逸した。忘れた」が多かったことから対象期間を過ぎた方も対応可とするよう改善を図っている。</p>	措置済	健康課

番号	報告書 ページ	指摘事項（監査結果）又は意見			措置の内容	対応区分	担当部署
		区分	項目	内容			
66	100	意見	22-7 成人・老人保健	<p>（市民健診の存続意義について）</p> <p>市民健診は、35歳から39歳の市民及び40歳以上の生活保護受給者を対象に、健康状態の把握、病気の早期発見のため、身体測定、血液検査などの基本健康診査を市内の公民館などの会場において実施するものである。</p> <p>特定健診制度の開始や有料化を経て受診対象者も減少し、受診率も平成26年度時点で2.5%と低迷している。平成21年度の大分市事業仕分けにおいても、受診率向上対策条件とした「要改善」の意見が出されているが、その後も受診率の低迷が続いている。</p> <p>このような状況では、事業として存続し続けていくにはあまりにも実績が乏しいと言わざるを得ない、今までの受診率向上対策では限界があることを受診率の低迷が示していることから、今まで実施していなかった向上策を検討する必要があるが、それでも受診率が改善しなければ、何らかの別の方策を検討するとともに当該事業は役割を終えたと判断し、廃止することも検討する必要があると思われる。</p>	<p>基本健康診査は昭和54年から35歳以上の市民を対象に実施してきたが、老人保健法に基づく健康診査の実施や平成20年度からの高齢者の医療の確保に関する法律に基づく特定健診の実施などの経過を経て、市独自の健康診査事業へと移行してきた。受診率は平成21年度の大分市事業仕分けにおいて自己負担の導入により健康管理の自覚を促すことも必要という意見が出されたことを受け、平成23年度より有料化を導入した後低迷してきた。このため、これまでも市報、HPへの掲載や自治会回覧、健康推進員によるポスター掲示や幼児健診、乳児家庭全戸訪問の際のチラシ配布等を行い受診率向上を図ってきた。</p> <p>こうした状況の中、本事業の必要性について検討した結果、職域での受診機会のない35歳から39歳の市民への健診は、低廉な料金での受診機会を提供し、早期からの健診を促すことにより、疾病の早期発見・早期治療につなげることができると考える。また特定健康診査の対象とならない40歳以上の生活保護受給者に対する健診は法律で定められている。</p> <p>以上のことから、本事業の継続は必要と判断した。</p> <p>今後も、大分県地域成人病健診センターと連携する中で受診率向上に取り組むとともに、受診可能な検診機関を増やすことにより受診率向上を図る。</p>	措置済	健康課

番号	報告書 ページ	指摘事項（監査結果）又は意見			措置の内容	対応区分	担当部署
		区分	項目	内容			
67	102	意見	22-8 成人・老人保健	<p>施設検診の開催箇所を増やすなどの取組みは行われているものの、結果的に受診率の向上に繋がっていないようである。</p> <p>他自治体の先進事例を見てみると、電話や葉書を用いた個別通知や企業との連携及び最寄の医療機関での受診、無料クーポン券の配布等行い受診率向上に繋げている自治体もある。従って、本市においても取組み可能な受診率向上策を検討する必要があると思われる。</p>	<p>平成28年度よりがん検診の受診率向上を図るため、新たに自己負担額の異なる検診をワンコインの500円に統一することで、負担感の軽減を図った。また、施設検診を6カ所から新たに2カ所新設し、さらに、ひとつの施設で全てのがん検診を受診できる体制を整えることにより受診機会の拡大を図り、がん検診と特定健康診査の同時実施による受診率向上を図った。</p> <p>広報については、がん検診の受診方法等を掲載したリーフレットの全世帯配布や無料クーポン券の配布、はがきによる個別受診勧奨通知や健康推進員による市民健診会場でのチラシ配布等を行い受診率向上に努めている。</p>	措置済	健康課
68	104	意見	22-9 成人・老人保健	<p>特定保健指導の実施率は年々低下傾向にある。市の措置・対応状況に記載されているように、平成25年度からは大分県地域成人病検診センターに保健指導の大部分を委託し、受診者が健診日当日に保健指導を受けられるよう利便性の向上を図ったものの、結果として実施率は向上していない。</p> <p>「第2期いきいき健康大分市民21」によれば、特定保健指導実施率を平成27年度まで40%に引き上げることを目標としているが、実施率が低下している現状では目標達成はかなり厳しいと言わざるを得ない。これまで以上に先進自治体の取り組み状況を研究し、本市でも対応可能な向上策がほかにもないか検討する必要があると考える。</p>	<p>平成28年度から、当日に保健指導が受けられるよう利便性の向上を図るため、委託機関を1カ所拡大して実施することとした。</p> <p>また、先進的な取り組みや状況を把握し、本市でも対応可能な対策を取り入れ、保健指導実施率の向上を図ることとした。</p>	措置済	国保年金課

番号	報告書 ページ	指摘事項（監査結果）又は意見			措置の内容	対応区分	担当部署
		区分	項目	内容			
69	106	意見	22-10 栄養改善 及び健康 づくり	<p>平成27年7月30日現在で大分市の自治区数は690、このうち健康推進員配置自治区数は652であり、未配置自治区数は38である。因みに前回の包括外部監査があった平成22年度時点の配置自治区数は603であり、取組みの効果もあって配置自治区数自体は増加している。</p> <p>しかしながら、健康推進員を全自治区に配置するという目標は依然として達成されていないため、更なる配置推進が必要と考えられる。</p>	<p>平成28年6月末現在で、大分市の健康推進員配置自治区数は659、未配置自治区は31で、昨年度より配置自治区数は増加している。</p> <p>配置推進の取り組みとして、推薦の依頼に際しては、各自治会長へ直接健康推進員の役割を説明した。また、公民館祭りなどのイベント、校区単位での「健康推進員たより」、全戸回覧を行う「健康推進員通信」により活動の紹介を行った。さらに27年度は、健康推進員自らPRイベントとして「わくわく歩々（ポッポ）で健康づくり」を開催した。</p> <p>今後も健康推進員の周知を図る中、未配置自治区の解消に努めていく。</p>	措置済	健康課
70	106	意見	22-10 栄養改善 及び健康 づくり	<p>（健康推進員の配置方針について）</p> <p>現行の要綱では自治区ごとに健康推進員を配置することになっている。一方、大分市は同規模の他都市と比較して自治区数が多いという特徴がある。そのため、一つの自治区が小規模になりやすく、世帯数が少なく高齢者が多い自治区が少ない。現時点で未配置自治区には、そのような小規模高齢自治区が多いということであった。</p> <p>従って、そのような実質的に健康推進員のなり手がいない自治区に従来通りの推薦依頼を行うことには限界があるように思える。むしろ、自治会同士で協議したうえで既存の健康推進員に未配置自治区も受け持ってもらえるよう行政として働きかけていくべきではないかと思われる。</p> <p>未配置の自治区がないことを目指すよりも、健康推進員がカバーしていない自治区はないことを目指すことのほうがより現実的な対応と思われるので検討されたい。</p>	<p>未配置自治区に対しては、一人の健康推進員が複数の自治区を兼任したり、近隣の自治区の健康推進員や校区担当保健師がカバーするなどに対応している。</p> <p>今後も地域の実態をよく把握し、健康推進員の配置が困難な自治区に対しては、未配置による弊害が生じないように対応していく。</p>	措置済	健康課

番号	報告書 ページ	指摘事項（監査結果）又は意見			措置の内容	対応区分	担当部署
		区分	項目	内容			
71	108	意見	22-11 生活衛生 及び狂犬 病予防	<p>大分市総合計画第二次基本計画において、平成28年度の狂犬病予防注射率の目標指標を75%に設定しており、一応の目標指標の設定は行われている。なお、WHOのガイドラインによれば、万が一狂犬病が発生したとしても蔓延することを防ぐには常時70%以上の接種率を確保する必要があるとしている。</p> <p>しかし、平成26年度の接種率も62%に留まっており、目標達成は難しい状況にある。指標の設定は行われたが、より一層の啓発強化が必要と考えられるため、措置は不十分と判断した。</p>	<p>狂犬病予防注射率を向上させるため、登録済みの犬の飼い主に対するはがきによる注射の案内、市報やホームページによる広報のほか、動物愛護週間に開催している親子ふれあい動物フェスタや犬のしつけ方教室などにおける啓発チラシの配布、市庁舎や動物病院における啓発ポスターの掲示などの施策を行ってきたところだが、平成28年度はこれらの取り組みに加えて、狂犬病など動物由来感染症の危険性に関する情報を掲載した狂犬病予防注射の啓発チラシの全戸回覧を、全自治会宛てに依頼することとした。</p>	措置済	衛生課
72	109	意見	22-12 食品衛生	<p>（処分件数が比較的多い業種の監視率の向上について） 個別の業種ごとに見ていくと比較的毎年度指導件数の多い「仕出し屋・弁当屋（A以外）」、「魚介類販売業」、「菓子製造業」については、以下のように他業種に比べて監視率が低い状況が続いている。</p> <p>これらの業種の監視率が他業種に比べ低くなる理由としては、施設数が多くかつ零細事業者が多いことが原因としてあげられるとのことであった。しかし、これらの業種が他業種に比べ比較的指導件数が多いことを考慮すれば、もっと監視に注力されてしかるべき先と思える。</p> <p>全体の監視率を上げることも重要な目的ではあるが、指導件数等に着目して重点業種の絞り込みを行うなど、メリハリのきいた監視をさらに行っていく必要があると考える。</p>	<p>「大分市食品衛生監視指導計画」に定める監視指導を基本とするが、「仕出し屋・弁当屋（A以外）」など指導件数等が多い業種については、その指導内容を勘案し、重点的かつ効率的に監視指導を行うこととした。</p>	措置済	衛生課

番号	報告書 ページ	指摘事項（監査結果）又は意見		措置の内容	対応区分	担当部署
		区分	項目 内容			
73	110	意見	<p>22-13 難病患者等見舞金支給事業の必要性について</p> <p>（難病患者等見舞金支給事業の必要性について） 難病患者等見舞金支給事業とは、いわゆる難病の患者とその家族の療養生活における労苦の軽減を図ることを目的として、一人当たり年間12,000円の支給を行う事業である。</p> <p>難病患者とその家族の経済的支援を行うという趣旨は尊重されるべきと考えるが、支給額が一人当たり年間12,000円と少額であることからその効果に疑問を感じざるを得ない。また、難病患者に対しては県の難病患者に対する医療費助成制度もあり、市としてさらに見舞金を支給する必要があるのかどうか、他の自治体の支給状況等を勘案したうえでその必要性を検討する必要があると考える。</p> <p>また、仮に存続するにしても、所得制限等を設けて支給対象者を絞り、その対象となった患者には現行より手厚い支給額にする等の検討が行わなければ、事業としての効果は見込めないと考えられる。</p>	<p>難病患者等見舞金支給事業は、難病患者とその家族の療養生活の労苦の軽減を図るため、大分県が認定する重症患者に対し、年額12,000円を支給しているものである。</p> <p>他の中核市においては、見舞金の制度があるのは46市中13市で、そのうち3市は廃止を検討しているという状況である。その支給額については、年額10,000円から60,000円となっており、他都市と比較して、本市の支給額は少額である。また、平成25年4月には、「障害者総合支援法」が施行されたことにより、障害福祉サービスの利用が可能になるとともに、利用できるサービスの種類が増え、難病患者への支援は拡充していることから、見舞金の支給の必要性は薄らいでいる。</p> <p>さらに、平成27年1月の「難病の患者に対する医療等に関する法律」の施行により、新たな医療費助成の仕組みが構築され、現行制度での重症認定は、平成29年12月31日までの3年間の経過措置をもって廃止されることから、平成29年度中に見舞金支給事業については見直すこととした。</p>	検討中	保健予防課
74	112	指摘事項	<p>21-1 建物移転料対象建物の基本情報の確認</p> <p>内規「算定上の留意事項」に定める「契約及び支出伺いの添付書類一覧表」を閲覧して添付が義務付けられている事を確認した。</p> <p>また、平成26年度の「契約及び支出伺い」を閲覧したところ、「大分駅南土地地区画整理事業」において標準耐用年数表の添付がないものがあった。添付の目的は補償業務の適正性の事後検証を容易にするため添付すべきである。</p>	<p>当該標準耐用年数表の添付のないものについては、是正した。</p> <p>標準耐用年数表の添付については、補償関係担当課で構成する補償担当者会議において、平成28年度から「補償関係事務処理マニュアル」を作成し、その中に「補償調書作成チェックシート」を定めて、標準耐用年数表の添付を徹底することとした。</p>	措置済	駅周辺総合整備課
75	113	意見	<p>21-1 建物移転料対象建物の基本情報の確認</p> <p>（建物の経過年数等について） 建物の経過年数等を記載した経過年数表の表記が建築年月日調査表、建物経過年数表、建築物の年次表、年次表とさまざまな名称になっている。記載内容はほぼ同様であったため書類自体には問題は無いが、運用上混乱を避けるために統一した方が望ましい。</p>	<p>建物の経過年数等を記載した経過年数表については、平成28年度「算定上の留意事項」に書式を定め統一した。</p>	措置済	まちなみ整備課

番号	報告書 ページ	指摘事項（監査結果）又は意見		措置の内容	対応区分	担当部署
		区分	項目 内容			
76	114	意見	<p>21-2 立竹木補償金補償判断の証跡について</p> <p>立竹木補償費の算定が措置に記載されているような内容に是正されているか否かを確認するため、平成26年度に発生した補償費を対象にしてサンプルで25件閲覧した。結果は補償額が一本50万円以上の立竹木や管理の程度を「やや良い」や「風致木」と例外的に判定したものは発生していなかったため、措置に関する運用状況を確認することはできなかった。</p> <p>次に、措置状況に関する案件が発生した場合、適正な運用ルールを順守することができる体制ができているかを確認するために、業務マニュアルとしての位置づけである「算定上の留意事項」に措置状況の内容が記載されているかを確認した。しかし、措置に関する内容に関連する記載はあるものの具体的な対象金額等の内容までには至っていなかった。このように頻繁に発生しないような項目についても詳細なルールについて明文化していないと誤った対応がとられる可能性もあるため「算定上の留意事項」等に明文化すべきである。</p> <p>また、一本50万円以上の立竹木については、全体写真とは別に個々の写真を添付するようにルール化されているが、平成26年度の立竹木補償費の算定表を閲覧した結果、10万円を越すような立竹木は発生していなかった。なるべく、立竹木個々の写真は実在性を疎明するために添付した方が望ましいため、50万円基準を引き下げる事も検討の余地がある。また、管理の程度を「やや良い」や「風致木」と例外的に判定する場合においても、判断理由に加えて写真が必要であることをルール化された方が判定の透明性が向上するため望ましい。</p>	<p>立竹木の管理程度の例外的な判定基準については、補償関係担当課で構成する補償担当者会議において、平成28年度から「補償関係事務処理マニュアル」を作成し明文化した。</p> <p>なお、これまで一本50万円以上の立竹木のみを全体写真とは別に個々の写真を添付することとしていたが、「補償関係事務処理マニュアル」の中に「補償調書作成チェックシート」を定め、金額にかかわらず、管理程度を「標準」以外と判断した場合も、写真を添付することとした。</p>	措置済	まちなみ整備課
77	116	指摘事項	<p>21-3 法令改善費用運用損失の補償</p> <p>平成26年度の「契約及び支出伺い」をサンプルで30件閲覧した結果、2件（横尾区画整理事業1件、細地区住環境整備事業1件）が補償金総括表に別立てで法令改善費用を記載していた。運用が徹底されていない状況が見受けられたので、運用を徹底する必要がある。</p>	<p>補償金総括表に記載する法令改善費用については、平成23年7月以降に調査を実施したものから、建物移転料に加えて統一して記載することにしたが、運用が徹底されていないため、補償関係担当課で構成する補償担当者会議において、平成28年度から「補償関係事務処理マニュアル」を作成し、その中に「補償調書作成チェックシート」を定めて、運用を徹底することとした。</p>	措置済	まちなみ整備課

番号	報告書 ページ	指摘事項（監査結果）又は意見			措置の内容	対応区分	担当部署
		区分	項目	内容			
78	116	指摘事項	21-4 建物等移 転補償費 の承認及 び確認手 続	<p>まちなみ整備課が担当している土地区画整理事業、住環境整備事業においては支払予定日が、決裁日より前の日付になっているものはなかった。当初予定は決裁日より前の日付になっているものもあったが訂正印のうえ、日付の修正が行われていた。</p> <p>しかし、駅周辺総合整備課の事業においては、決裁日より支払予定日が前になっている案件が散見された。まちなみ整備課に対する監査結果が把握されていなかった。</p> <p>監査結果は指摘を受けた課のみが措置するのではなく、関係部署全体が措置すべきである。</p>	<p>補償関係担当課で構成する補償担当者会議において、平成28年度から「補償関係事務処理マニュアル」を作成し、その中に「補償調書作成チェックシート」を定めて、建物移転補償費の承認及び確認手続き項目により注意喚起を行い運用を徹底することとした。</p>	措置済	駅周辺総合整備課
79	119	意見	21-5 建物等調 査（20- 02）業務 委託	<p>（業務委託の設計変更について）</p> <p>横尾区画基準点測量業務委託は変更によって金額が22%増加している。設計事前協議等に関する要領にそった運用をした場合、第5条の30%基準は超えていないが、20%を超えているため設計変更の事前協議の手続も軽微な取扱いとすることはできない。</p> <p>変更内容をヒアリングや変更理由書等で確認したところ、変更内容についての異常性はないと判断できたが、このような重要な契約変更は変更手続が適正に行われているか、変更の意思決定は妥当であったか、さらには計画設計の調査が十分に行われていたか否かを慎重に検証する必要がある。</p> <p>しかし、「大分市建設工事等に係る設計事前協議等に関する要領」の第6条にそった運用により、設計変更事前協議書は廃棄されていたため、事後的な検証を十分に行う事ができなかった。事後的な検証の立場も踏まえて、設計変更事前協議書は保管して頂きたい。</p>	<p>設計変更に際して、担当者は設計変更事前協議書を作成し、工法、業務量の増減、履行期限の延長等の協議を行い、その後変更施行伺いで決裁を受けているが、今後は、変更内容についての事後検証が十分に行えるよう変更事前協議書は保存することとし、各発注課へ事務処理の徹底を図ることとした。</p>	措置済	契約監理課

番号	報告書 ページ	指摘事項（監査結果）又は意見		措置の内容	対応区分	担当部署	
		区分	項目 内容				
80	121	意見	21-6 滝尾中部 地区住環 整備事業	<p>大分市建設工事に係る設計事前協議書に関する要領第6条の影響もあり、まちなみ整備課、駅周辺総合整備課において過去の設計変更事前協議書が保管されていなかった。そのため、変更理由書に変更に至った理由が漏れなく記載されているか否かの検証ができなかった。</p> <p>確かに大分市建設工事に係る設計事前協議書に関する要領に定められてはいるが、本当に設計変更事前協議書は廃棄していいものなのか疑念が残る。工事途中の協議資料なので重要性は低いという位置付けではあるが、適時に工事変更の申請が行われたか否か、また、変更内容に応じて適正な決裁者が確認しているか否かを事後的に検証するためには必要な書類ではないだろうか。網羅的に記載されているかどうかかわからない変更理由書だけをみて、設計変更の妥当性を検証することは困難である。事後的な検証の立場も踏まえて、設計変更事前協議書の在り方を今一度検討する必要がある。</p>	<p>設計変更に際して、担当者は設計変更事前協議書を作成し、工法、業務量の増減、履行期限の延長等の協議を行い、その後変更施行伺いで決裁を受けているが、今後は、変更内容についての事後検証が十分に行えるよう、変更事前協議書は保存することとし、各発注課へ事務処理の徹底を図ることとした。</p>	措置済	契約監理課
81	121	指摘事項	21-6 滝尾中部 地区住環 整備事業	<p>（まちなみ整備課、駅周辺総合整備課以外での検証） 以下に示す2つの工事で不備が検出された。 （1）市道中央住吉1号線舗装修繕工事 設計変更事前協議書の変更内容が変更理由書に全て記載されているか確認を行った結果、事前協議の2回目の「また、試掘について既存地下埋設物についても確認をしたところ、一部分において側溝布設に支障することが確認されたため、側溝の減長、側溝計上の変更、集水桝の追加、取付管の追加を変更いたしたい。」という内容と事前協議4回目の内容が変更理由書に記載されていなかった。 （2）市道中央住吉2号線舗装修繕工事 設計変更事前協議書の変更内容が変更理由書に全て記載されているか確認を行った結果、事前協議の1回目と2回目の内容が変更理由書に記載されていなかった。 上記のように変更理由書に設計変更事前協議書の内容の記載漏れが見受けられた。 監査意見にも記載されているとおり、変更理由書は、事前協議の内容を取りまとめ、契約変更に至った原因と結果を結びつける書類であり、事後の検証性にも優れていることから、変更に至った理由を漏れなく記載する必要がある。 事前協議の内容が漏れなく変更理由書に記載されている事を確認する等の内部統制を検討する必要がある。</p>	<p>平成26年6月に公共工事の品質確保の促進等に関する法律が改正され、より一層の適切な設計変更が求められていることから、変更理由書については記載漏れが生じないよう既存の研修や会議の場、また課内OJTにおいて全職員への周知徹底を図る。</p>	措置済	契約監理課

番号	報告書 ページ	指摘事項（監査結果）又は意見			措置の内容	対応区分	担当部署
		区分	項目	内容			
82	125	指摘事項	21-7 契約変更 と発注時 期	<p>横尾区画C-24街区用水管撤去工事に関しては1月ほどの軽微な工事であり、最終的な打ち合わせを綿密に行っていたら発注後に工事変更は生じていなかったと思われる。</p> <p>また、工事変更によって130万円を超えてしまっており、最初から変更内容が分かっていたら競争入札として処理しなければならなかった工事である。このような変更は競争入札の潜脱行為として用いられる可能性もあるため注意が必要である。</p> <p>変更理由書の書き方においても、契約変更で130万円を超えることになってしまっているためそのことに関して触れる必要があった。本来であれば適用条項の修正や契約当初に予見できなかったことを明らかにする必要があった。</p>	<p>工事の契約については、設計段階で関係住民との協議を行い、合意形成が図られた上で発注を行っているが、施工途中において、住民要望に変更が生じ設計変更を行い随意契約の範囲を超えることもある。今後とも事業の実施において、より一層詳細な事前説明や協議を行いながら、関係住民との合意形成に努める中で、設計・発注を行っていく。</p> <p>また、競争入札や随意契約の如何に関わらず「公正な契約を適正額の請負契約代金で締結」することや「適切な設計変更」が発注者の責務であることは言うまでもないが、設計変更における理由書の内容については、適用条項の修正や施工途中で住民要望に変更が生じた点等変更理由の詳細記載を徹底し、やむをえない適切な変更であることを明確に記載することとした。</p>	措置済	まちなみ整備課
83	128	意見	21-8 清算徴収 金の滞納 状況	<p>（清算金滞納額について）</p> <p>坂ノ市土地区画と三佐土地区画は件数、滞納額ともに減少しているが、下郡土地区画は件数に変動はなく、滞納額は調定額の増加の影響もあり増加している。</p> <p>坂ノ市土地区画と三佐土地区画において一定の成果はみられるものの、下郡土地区画においては1人当たりの清算徴収金が多いという要因もあり回収の成果は低い。下郡土地区画において、一層踏み込んだ対応を行っていく必要がある。</p>	<p>下郡土地区画においては、平成26年度で最終調定が終了し、現在は過年度滞納者に対する滞納整理となっている。今後は、特に接触困難者や分納不履行者に対して厳しい姿勢で臨み、差押え等滞納処分の早期判断を行っていく。また、滞納者に関する情報の共有を行うなど他課との連携強化を図り、より効率的、効果的な滞納整理を行うこととした。</p>	措置済	まちなみ整備課

番号	報告書ページ	指摘事項（監査結果）又は意見		措置の内容	対応区分	担当部署	
		区分	項目				
84	130	意見	21-9 土地区画 整理事業 及び住環 整備事業 における 事業評価 について	<p>横尾土地区画整理事業は社会資本総合整備事業ではないため、整備計画や事後評価等の作成や公表は要求されていないが、社会資本整備総合交付金制度に準じた評価指標を設定し事業評価が行われている。</p> <p>そこで、設定された評価指標を確認したところ、道路の整備率（長さ、面積）が評価指標として定められていた。この指標は工事の進捗度や計画全体の達成度合い等を示すものであり、事業を実施した結果得られる便益や事業の成果を示すものではないため、評価指標としては不十分であるように思われる。評価指標を選定する際には、土地区画整理事業を行った結果が社会や市民に対してどのような便益を与えたのかという視点を忘れずにしなければならない。成果指標の例としては、土地区画整理事業を実施した前後での人口の増加人数や事業前後での地価の上昇率などが考えられる。これらの指標は土地区画整理事業の実施した結果を示すものであるため、成果指標として有益と思われる。</p>	平成28年度から、土地区画整理事業を実施した前後での「地区内人口の増加」（900人から2,700人）及び「地価の上昇率」（1.4倍（38,200円/㎡から53,500円/㎡））の2つを評価指標として設定することとした。	措置済	まちなみ 整備課
85	131	指摘事項	21-10 事業計画 と進捗	<p>（社会資本総合整備計画の公表について）</p> <p>（1）浜町・芦崎・新川地区住環境整備事業 浜町・芦崎・新川地区住環境整備事業は「大分市における密集市街地の改善」というテーマの社会資本総合整備計画に該当しており、事業費の見直しによりH26年2月に第2回の変更が行われ、H26年12月に第3回の見直しが行われている。</p> <p>第2回の変更までは公表がされていたが、第3回の変更は公表されていなかった。事業の変更は市民にとっては重要な情報であるため、事業内容を変更した際は速やかに公表すべきである。また、社会資本整備総合交付金交付要綱にも公表が義務付けられていることから、事業内容を変更した際は速やかに公表すべきである。</p> <p>（2）大分駅南土地区画整理事業 大分駅南土地区画整理事業は「大分駅周辺の民間投資を喚起するための基幹的交通インフラの整備」というテーマの社会資本総合整備計画に該当しているが、事業費の見直しにより計画が平成27年2月に変更されていたが公表されていなかった。</p> <p>（1）同様に変更した際は速やかに公表すべきである。</p>	<p>（1）第3回目の変更の公表については、次の事業計画がH27年3月と公表期間が短期になることから、混乱を招く恐れがあると考え公表をひかえたが、今後は事業計画の変更の手続きを行うときは、速やかに公表の手続きを行うことを周知、徹底することとした。</p> <p>（2）今後は事業計画の変更に際しては、速やかに公表することとした。</p>	措置済	まちなみ 整備課 駅周辺 総合整備課

番号	報告書 ページ	指摘事項（監査結果）又は意見			措置の内容	対応区分	担当部署
		区分	項目	内容			
86	133	意見	21-11 事業評価	<p>社会資本総合整備計画を閲覧し、措置に記載されている内容が反映されていることを確認した。しかし、以下に示すように中間目標の達成度合いが把握されていなかったため、措置は不十分と考える。</p> <p>社会資本整備総合交付金交付要綱では、必要に応じて、交付期間の中間年度においても評価を行い、同様に公表及び国土交通大臣への報告を行うものとして定められており、中間目標は義務ではない。</p> <p>しかし、社会資本整備総合交付金事業は5年という中長期の事業であるため、担当課においては目標の達成度合いを定期的に確認し、最終目標を達成できるように軌道修正する必要がある。</p> <p>滝尾中部地区住環境整備事業（2期）においては中間目標が掲げられており、平成26年度に中間期を迎えたが、達成度合いの把握は行われていなかった。</p> <p>最終年度を迎えて達成度合いを把握するのではなく、中間期で把握が可能な指標であれば進捗を確認し、達成度合いに応じて事業の修正をしていくような体制を整備する必要がある。</p>	<p>滝尾中部地区住環境整備事業（2期）においては、避難所、避難通路、歩行者空間、自動車交通の利便性や安全性、また、地区内雨水排水に対する満足度などを定量的な指標として、中間期である平成26年度末での中間目標値を設定したところである。</p> <p>事業に着手したところ、予算の状況等から、用地補償を重点的に進めたため、達成度合いの把握が可能となる都市計画道路片島松岡線の歩道施設や雨水排水施設の整備等が平成26年度までに完了できず、目標の達成度合いの把握を見送ったところである。</p> <p>今後は、事業の進捗状況や目標の達成度合いを確認する中で、必要に応じて目標の見直しや事業の修正についての検討を県や地元組織と行う体制の整備を図り、柔軟に対応することとした。</p>	措置済	まちなみ 整備課

番号	報告書 ページ	指摘事項（監査結果）又は意見			措置の内容	対応区分	担当部署
		区分	項目	内容			
87	136	意見	20-1 大分市消防職員昇任試験出題謝礼	「大分市消防吏員の昇任に関する規程」第4条に基づいて、昇任試験に係る試験委員の委員長は消防局長が、委員は消防局次長、消防局総務課長、消防局総務課参事があたると定められているが、昇任試験について消防局内のメンバーのみで行うことは公平性の確保を図ることに限界があると考えられる。大分県消防学校等組織の外部からも委員を派遣してもらって試験が公平に行われることを外部者の視点で検証することを検討する余地がある。	昇任試験に関しては、「大分市消防吏員の昇任に関する規程」第4条第5項に委員以外の者の出席を求める旨の内容を既に盛り込んでおり、外部者の視点で検証することも可能であることから、公平性の確保は図られている。	措置済	消防総務課
88	138	意見	20-2 平成19年度大分県消防協会会費	大分県消防協会の平成26年度の正味財産期末残高は10,542千円である。平成26年度は各市町村からの会費収入が6,331千円であったため、各市町村の会費収入がなくとも正味財産がマイナスになることはなかった。 平成26年度に他会計からの繰入額2,900千円が計上されなければ当期一般正味財産増減額はマイナス3,096千円となるが、当期の一般正味財産期末残高は7,642千円となり大分県消防協会の一般会計の財政状態には余裕があるものと考えられる。 大分市の厳しい財政状況の中、財政状態に特段の問題のない団体に対して多額の会費を負担することには慎重に対応する必要がある。 次年度以降の会費の妥当性を検討する際には大分県消防協会の理事として会費の減額を主張することも検討する余地がある。	平成28年度大分県消防協会理事会（平成28年5月31日開催）の席上で大分市消防団長（協会理事）より、会費の減額要請について意見を述べた。その結果、大分県消防協会事務局より「平成26年度正味財産期末残高については、10,542千円であるが、その殆んどが記念事業積立金等の大型事業の準備金であります。」との回答を得た。会費の必要性は確認できたことから支払いは今まで通りとするが、理事という立場から予算や決算の審議については、今後とも必要に応じて意見を述べることとする。	措置済	消防総務課
89	139	意見	20-3 議事録の整備	議事録には議事の内容は詳しく残されているが、その発言者が「事務局」と「出席者」と分けられているのみで、出席者の名前が記載されていない。誰の発言であるかを明確にしておけば後日その発言者に発言の真意を確かめることができ、次回の会議の際に前回の発言を受けてさらに発言を求めることができるため、消防団活動の発展や改善につながる議事に資することができると考えられる。発言者の名前を議事録に記載することを検討する余地がある。	現在の消防団幹部定例会議議事録については、監査意見を踏まえ、誰の発言であるかを明確にするため、発言者名（個人名又は役職名）を記載することとした。	措置済	消防総務課
90	141	意見	20-4 平成19年度大分市消防団運営交付金	交付金の方面隊配分額算定根拠は方面隊の均等割と団員数に乗じて加算された金額であるが、団本部運営費493,600円と団長交際費75,000円については配分額算定根拠が要領に記載されていない。 「大分市消防団運営交付金交付要領」を改定して、団本部運営費と団長交際費の金額も交付金額の算定根拠に加え、あるいは規定どおりに交付金額は方面隊均等割と団員数に乗じて加算された金額に限定すべきである。	「大分市消防団運営交付金交付要領」の改定を行い、団本部運営費については、交付金額の算定根拠に加え、団長交際費については、平成30年度までに廃止の方向で進めることとした。	措置済	消防総務課

番号	報告書 ページ	指摘事項（監査結果）又は意見		措置の内容	対応区分	担当部署
		区分	項目 内容			
91	141	意見	<p>20-4 平成19 年度大分 市消防団 運営交付 金</p> <p>各消防団運営交付金が年度末に使いきりゼロとなっている。これはホッチキス、リムーバー、丸筒や額縁などの事務用品を3月中に購入することでゼロとしているものである。この支出は必要な物品を購入するものということであるが、予算を消化するために必要数を超える物品を購入することのないように物品の在庫管理も併せて行い、事後的にでも過去に購入した物品が長期間にわたって在庫として残っていないかどうかを検証するべきである。また、年度末に各方面隊から消防団長宛てに提出される「運営交付金支出一覧」の最後の行の支払いに係る摘要欄には、単に「事務用品代」と記入するのではなく、どこからどのような事務用品を何個購入したのかを記載して支出の適正性を明らかにしておく必要がある。</p> <p>また、団長交際費についても他の消防団運営費交付金と同様に事務用品の購入に充てられている。交際費とは外部との付き合いあるいは交渉の為に支出されるものであり、団長交際費を事務用品費の購入に充てるというのは本来の目的には適っていない支出であると考えられる。</p> <p>団長交際費については外部との付き合いあるいは交渉の為に支出に限定すべきであり、またその金額が余れば事務用品費の購入に充てるのではなく、余剰分については翌年度の交際費から減額し、75,000円の定額についても実情に合った金額に改めるべきである。</p>	<p>今後は事務用品等については管理台帳を作成し、購入物品個々の管理を図ることとした。</p> <p>運営交付金支出一覧の摘要欄については、購入先等明確に記載することとした。</p> <p>団長交際費については、平成30年度までに廃止の方向で進めることとした。</p>	措置済	消防総務課
92	143	意見	<p>20-5 消防施設 費-委託 料-庁舎 清掃等 管理業務 委託料</p> <p>平成26年度に契約された4つの清掃業務についてはすべて指名競争入札により入札が行われており、またその落札率について確認したところ高い落札率を示しているわけではないので競争性の向上は図られていることは認められる。</p> <p>しかしながら地方自治法第234条では一般競争入札が原則と定められており、入札環境の整備や設計根拠の確立、安全性の確保等、課題の解決を早急に検討して一般競争入札の導入を行いより一層競争性の向上を図るべきである。</p>	<p>4件の清掃管理業務委託は、契約期間が3カ年にわたる長期継続契約であり、安定して役務の提供を受ける必要があることから業者の資力、能力、信用等を考慮するなかで、通常の場合に比べ2社程度指名業者数を増やし指名競争入札を行った。</p> <p>一般競争入札の実施については、導入に際して課題となる事項の解決に向け、引き続き検討を進める。</p>	検討中	消防総務課
93	144	指摘事項	<p>20-6 台帳価格 の改訂</p> <p>土地明細台帳を入手し、当該台帳に口座名、所在地、種目、用途、面積、取得年月日及び取得価格、改訂年月日及び改訂価格、用途物件及び従物等、備考の欄に適切に記載がされているかどうかを確かめた。</p> <p>その中で下記の土地の寄附を受けているが、当該土地の評価がなされていないケースがあった。</p> <p>寄附を受けたものについては「大分市公有財産規則第19条第1項第2号」に該当し、「適正な時価により評定した価格」で土地明細台帳に登録すべきである。</p>	<p>大分市公有財産規則第19条第1項第2号の規定に基づく適正な台帳管理を行うため、資産税課から仮評価額を取得したところであり、今後は随時記載を行う。</p>	措置済	管財課

番号	報告書 ページ	指摘事項（監査結果）又は意見			措置の内容	対応区分	担当部署
		区分	項目	内容			
94	145	意見	20-7 署所数の 算定につ いて	<p>準市街地の戸次地区は、国の基準署所数はゼロであるが、大分市の判断基準数は1として「大南出張所」を配置している。</p> <p>これは大分市が戸次地区の地域内人口8,931人が市街地としての条件である「その他区域内の人口10,000人以上」を僅かに下回っているがその数がわずかであることから、市街地と同等であると判断しているため、とのことである。しかしながら戸次地区は、現在をピークに緩やかに人口が減少していくと見込まれている地区であり、基準数10,000人からの乖離数がますます増加していくと見込まれる。</p> <p>また地理的にも最寄りの松岡出張所から5分以内で到着可能な場所もあり、松岡出張所から戸次地区に向かうルートも複数存在し交通事情も悪いと判断するには無理がある。さらに大南地区の消防団員は大分地区、鶴崎地区に次いで多い360人であるため、消火活動は消防団で対応できると考えられる。</p> <p>したがって、戸次地区の大南出張所については国の消防力の整備指針の人口条件に則って松岡出張所との統合についての検討の余地があると考えられる。</p>	<p>各市町村が備えるべき消防力の指針として、国の示す「消防力の整備指針」があるが、市町村の消防力は、この指針に基づきながら地理的要因などを考慮した自主的な整備を行うこととなっている。本市も「安全・安心を身近に実感できるまちづくり」の目標を掲げる中で、この指針に基づきながら、消防署所の位置については、市街地以外においても、その走行限界時間を考慮して配置している。</p> <p>大南出張所と松岡出張所の統合について検討したが、消防団の活動については、高齢化やサラリーマン化、それに伴う団員の減少などの課題もあり、消防団による消火活動への対応だけでは、当該地域住民の消防行政への需要に応えられないと判断し、現行の署所の配置とすることとした。</p>	措置済	警防課
95	147	意見	20-8 警防人員 総括	<p>平成22年度から再任用数は8名増えており現場の消防力が殺がれることを防止はされていると思われる。しかし厳しい財政状況の中、効率的な業務執行をする中で正職員数の更なる削減も検討する必要があると考えられる。</p>	<p>正職員数の削減について検討を行ったが、消防力の整備指針に基づき、必要最小限の人員で対応しており、再任用職員が8名増えてはいるが、実際の人役からすると必ずしも十分であるとは言えない状況にある。従って、正職員数の更なる削減は困難と判断した。</p>	措置済	消防総務課

番号	報告書 ページ	指摘事項（監査結果）又は意見		措置の内容	対応区分	担当部署
		区分	項目 内容			
96	148	意見	<p>20-9 消防団の 人員の総 数</p> <p>平成26年10月31日改正前の「消防力の整備指針」第38条第2項では、消防団における人員の総数を消防団の管理する動力ポンプの種類ごとに規定する消防隊の隊員の数と、大規模な災害時等における住民の避難誘導に必要な数を一定の基準で算出した数の合計で求めていた。ところが改正後の消防力の整備指針では機械的に算出すると実態に合わない消防団員数が算出される可能性があることから、消防団の人数の総数を求める具体的な基準を削除している。</p> <p>他方、改正前の算出方法により算出した消防団員数が、地域の実情を踏まえた上で、市町村において適正な算定方法と算定されるのであれば、それを妨げるものではない、と消防庁のコメントもある。</p> <p>大分市と他の面積規模が同規模の中核市の消防団員数、消防団員1人当たりの面積との比較してみると、大分市の消防団員1人当たりの面積は平均的な値になっている。</p> <p>大分市の消防団員数1人当たりの面積は平均的な値になっているとしても、大分市は市街地を大分川と大野川の二大河川が縦断し、かつ、丘陵地が市街を横断しており地震・風水害時に地域が孤立するという可能性を考慮し、さらに改正後の消防力の整備指針の趣旨をくみとって、消防団員の算定の仕方が大分市の実情に適った方法であるかどうかを含めて、消防団員数の適正性の検証を再度行うことが望ましい。</p>	<p>従前の消防庁指針を踏まえ、地形等を考慮し、消防団員の算定の仕方が大分市の実情に適った方法であるかどうかを含めて、消防団員数の適正性について、現在、消防団側と協議を進めている。</p> <p>今後、その協議を深め、消防団員数の適正性の検証を行っていく。</p>	検討中	消防総務課
97	150	意見	<p>20-10 消防団の 人員の総 数</p> <p>「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」第10条第1項において「一般職の国家公務員又は一般職の地方公務員から報酬を得て非常勤の消防団員と兼職することを認めるよう求められた場合には、任命権者は、職務の遂行に著しい支障があるときを除き、これを認めなければならない。」とされている。</p> <p>消防団員の役割が火災関連業務に加え、大規模災害時の避難誘導業務も重要な業務であるが、消防団員の高齢化及び人口減少に伴う消防団員の減少が予想され、火災時、災害時には地域の消防団員のみでは火災関連業務や避難誘導業務などの業務を迅速に遂行することが困難になることが予想される。このような事態を未然に防止するために将来的には大分市職員が消防団員となって消防団員を確保することも検討の余地がある。</p>	<p>現在、市職員の消防団員数は7月現在で99名の職員が入団している。</p> <p>これまでも、所属長への依頼や、市職員新任研修等の機会をとらえ、入団のお願いをしているところである。</p> <p>今後も引き続き、職員の消防団への理解を深めるとともに、入団促進を実施していく。</p>	措置済	消防総務課

番号	報告書 ページ	指摘事項（監査結果）又は意見		措置の内容	対応区分	担当部署	
		区分	項目 内容				
98	151	指摘事項	20-11 備品の管理	<p>【中央消防署】 実際は廃棄されているが財務会計上の備品台帳からは除却されていないものが2点検出された。</p> <p>【南消防署】 1. 備品台帳の整備について 備品台帳を閲覧したところ、取得年月日が「昭和」年代の備品が複数存在し、これらの備品については現物の確認が出来ているのか質問したところ、過去に行った現物調査では確認できていないが、旧所在地にある倉庫に存在する可能性があるため台帳上は残している備品が存在するという回答を得た。早急に目視による現物調査を再度行い、備品台帳上の備品の実在性を確保することを検討されたい。</p> <p>2. 備品シールについて 備品台帳と現物との照合を、サンプルを採って実施したところ、備品シールが剥がれており現物を特定できない備品があった。消防関係の備品は、業務の特性上水に濡れることが多いため、通常市が使用している備品シールではすぐに剥がれてしまうことが多い。刻印や金属ラベルの使用など、何らかの防水手段を講じられたい。</p> <p>【東消防署】 ・棚卸表が残されていないため、誰がいつ重要備品をカウントしたか不明となっている。 ・備品台帳に具体的な場所を記載するように台帳の様式を改定する必要がある。 ・備品台帳を取得日付から古い順に並び替え、比較的古い昭和53年に購入した長机7台の実在性を確かめたところ、監査時に現物を確認することができなかった。 ・在庫の使い方、例えば先入れ先出し等のルールが設けられていない。 ・研修室に、職員個人がブラウン管テレビを持ち込んだが、既に当該職員は退職して、現在は誰の持ちものかわからず、デジタル放送に伴い利用もできない状況で放置されている。</p>	<p>【中央消防署】 ・財務会計上の備品台帳から除却されていない2点の備品につきましては、直ちに備品台帳から除去しました。今後も継続して、備品台帳との整合性が図れるよう定期的にチェックを行い、適正な管理に努めます。</p> <p>【南消防署】 ・備品台帳上の備品については、目視による現物調査を実施し、存在しないものについては、備品台帳から削除しました。 ・備品シールが剥がれているものについては、再度シールを貼付し、備品シールの貼付に適さない備品については、直接記入や保護シールの活用により備品番号が確認できるようにしました。</p> <p>【東消防署】 ・備品台帳を取得日付の古い順に並び替えて、具体的な保管場所を記載しました。また備品の在庫については、古いものから使用する「先入れ先出しの原則」を担当職員に周知徹底した。 ・長机、折りたたみ椅子等は購入年月日・備品番号ごとに仕分けをした。また毎年9月と3月に現品と台帳の照合を行い、破損の有無・動作状況を併せてチェックし、その旨を記載し備品台帳を棚卸表として兼ねることとした。 ・昭和53年に購入した長机等の確認できなかった備品については、台帳から削除して廃棄処分とした。 ・研修室に置かれたブラウン管テレビについては、廃棄処分した。</p>	措置済	消防総務課

番号	報告書 ページ	指摘事項（監査結果）又は意見		措置の内容	対応区分	担当部署
		区分	項目 内容			
99	155	意見	<p>19-1 道路整備 計画 市 民要望に よる道路 建設の採 択につい て</p> <p>大分市道路整備基準は、道路改良を実施するための運用ルールや道路採択時の必要書類等が定められたものであり道路採択時の業務マニュアルとして扱われるものである。大分市道路整備基準を確認した結果、採択の業務フローや申請の様式等が明確に示されており基準の整備状況に不備は見られなかった。また、平成26年度の市民要望の簿冊を閲覧した結果、大分市道路整備基準に沿った運用が実施されていることが確認できた。</p> <p>しかし、措置内容に記載されている「意思決定の過程や事業決定された道路の優先理由等について開示するなど、市民に対し説明責任を果たせるよう努めていきたい」という内容においては、意思決定の過程や事業決定された道路の優先理由等に該当する道路採択の内容が開示されていないため未達成である。</p> <p>道路採択に関する開示は、道路採択の透明性の確保につながるため将来的には開示の体制を整える必要がある。</p>	<p>道路に関する要望書は、自治会を通して提出されており、要望された事業実施の可否及び不可や未定の理由等は各自治会宛に回答をしている。今年度、採択基準の概要は全ての自治会長宛てに通知したが、今後は採択基準の概要や採択フローについてホームページに公表することとしている。さらに、意思決定の過程や事業決定された道路の優先理由等については、公文書であるため、情報公開の対象となっているが、今後は、自治会を通して公表する旨を、市民に周知することとした。</p>	措置済	土木管理課
100	157	意見	<p>19-2 用地取得 及び補償 用地の取 得につい て 鑑定 評価</p> <p>措置状況に記載されているように不動産鑑定士の鑑定業務は競争入札に付すことは困難であるとして、1者随意契約により契約が行われている。他市に照会した結果、同様の運用方法が多数見受けられ、大分市の契約方法も特異性があるわけではない。</p> <p>平成26年度の鑑定委託業務は全部で10件生じており、その契約伺い書を全件確認したところ、当該1者が指名された理由が全て記載されていなかった。</p> <p>また、10件のうち、3件はA者と2件はB者と契約が結ばれていた。監査人側で優先的に契約された内容を確認したところ、地理的な問題、事務所の規模、時点修正等の理由で指名されており異常性がないことは確認できた。</p> <p>しかし、1者随意契約は契約の透明性がより求められるため、契約者の指名理由は契約伺い書の中で明らかにすべきと考える。</p>	<p>不動産鑑定評価業務は、市内に事業所のある18社の不動産鑑定業者と単価契約により業務を依頼している。</p> <p>平成28年度からは、すべての不動産鑑定業務について業者選定理由を明らかにし、選定理由書を支出負担行為決議書に添付することとした。</p>	措置済	道路建設課

番号	報告書 ページ	指摘事項（監査結果）又は意見			措置の内容	対応区分	担当部署
		区分	項目	内容			
101	158	指摘事項	19-3 工事の契約 入札 状況の検討	<p>駅周辺総合整備課発注の大分駅南区画 大分駅北口駅前広場整備(8工区)工事と大分駅南区画 大分駅北口駅前広場整備(9工区)工事において、どちらも9月26 日に入札が行われているが分割の理由書は添付されていなかった。</p> <p>分割の理由を確認したところ、大分駅周辺は駅ビルのオープンに間に合わせる必要もあり工期に余裕が無い状況であったため、工期や工事規模を考慮して分割発注が行われているとの返答は得たが、入札の透明性を確保するためにも分割の理由は施行伺いの中で明確にすべきである。</p>	<p>当該工事については、分割理由を明確にするため理由書を添付した。</p> <p>また、工事等の制約により同時入札が予定され、やむを得ず分割発注を要するものについては、今後理由書を添付することとした。</p>	措置済	駅周辺総合整備課
102	159	意見	19-4 道路台帳	<p>道路台帳の改正が適時に行われているか検証するため、平成25 年度に完了した工事リストから道路台帳の更新が必要な工事を5件抽出し、平成26 年度中に更新が行われているか確認を行った。</p> <p>その結果、道路建設課から土木管理課への引継が遅れたため、市道木ノ上東院線道路改良(3工区)工事の内容が道路台帳に更新されていなかった。</p> <p>道路台帳の更新は年に1度しか行われていないため、完成しているにもかかわらず更新するのを忘れてたり、更新手続きが期限内に間に合わなかったりすると現場と台帳に長期間乖離が生じることとなる。</p> <p>道路建設課においては、上記のような継続事業の場合は、路線全体の完成後に一括して引継を行っているが、単年度に完結する工事については、完成の翌年度に実施される台帳の更新に間に合うように引継状況を管理する体制を整備する必要がある。また、土木管理課においては連携をとれる体制を整備する必要がある。</p>	<p>平成28年度から、継続事業についても、単年度ごとに工事完成後、速やかに道路建設課から土木管理課へ管理引継ぎを行うこととした。また、箇所付け簿等を活用し、工事の状況について道路建設課と土木管理課で情報共有することとした。</p>	措置済	土木管理課
103	164	指摘事項	19-5 大分市道 及び準市 道の認定 大分市準 市道	<p>(道路台帳システムの更新内容の確認について)</p> <p>議会で市道として承認された道路が道路台帳に更新されているか否かを確認したところ、道路情報に関しては正しく変更されていたが、改定日の記載漏れが生じていた。そのため、平成22 年度の更新において改訂日の記載漏れが生じていた道路の調査を依頼したところ、192 件の道路で更新日の記載漏れが生じていた。</p> <p>道路台帳の更新は道路台帳システムを構築した専門業者に委託しているが、変更内容の確認が不十分だったため記載漏れに気付くことができなかった。</p> <p>そのため、委託業務の事後検証を見直す必要がある。例えば、委託業務の成果物の確認の際に、書面確認だけでなく、システム上で更新された内容が適正に反映されているか否かの検証を実施することが考えられる。</p>	<p>道路台帳の更新日の記載漏れについては平成27 年度に修正した。平成28年度から、道路台帳システム更新の委託業務の事後検証として、書面確認に加えシステム上でも更新内容について確認することとした。</p>	措置済	土木管理課

番号	報告書 ページ	指摘事項（監査結果）又は意見			措置の内容	対応区分	担当部署
		区分	項目	内容			
104	165	意見	19-6 大分市道 及び準市 道の認定 大分市準 市道	（パトロール記録について） 定期的なパトロールは、市民の苦情に際して行われる措置とは違いパトロール内容や検出事項等の記録は残されていないが、問題事項等を関係課で共有するためにも、実施した内容や発生していた事項、それへの対応等を明確に記録に残すことが必要である。	平成28年度より、パトロールを行った後、補修の必要性等を記録に残すこととした。	措置済	土木管理課
105	166	意見	19-7 大分市道 及び準市 道の認定 大分市準 市道	（準市道台帳のデータ化について） 準市道台帳は紙面で保管されているため、昭和40、50年代に作成されたものは劣化の危険性もある。準市道台帳のシステム化による費用対効果等の問題もあるが、将来的には道路台帳と同様にデータ管理が望ましい。	平成28年度より、劣化の危険性がある準市道台帳から、順次PDF化することとした。	措置済	土木管理課
106	167	意見	19-8 街路樹等 管理委託 料の入札 状況	（水路の清掃浚渫業務委託契約について） 本来、水路の維持管理については、水路の所有者である大分市が実施しなければならない。 こうした中、当該水路が農業用水路として利用されている傍ら、都市排水としての役割を果たしている一面もあるため、水路の清掃浚渫業務を水利権者である土地改良区に対して委託している。 大分市では初瀬井路清掃浚渫業務委託と明治大分水路清掃浚渫業務委託の2種類の浚渫業務委託契約が行われており、初瀬井路清掃浚渫業務委託は初瀬井路土地改良区と明治大分水路清掃浚渫業務委託は明治大分水路土地改良区と1者随意契約が結ばれている。 契約単価は、1者ではあるが入札を行い、その入札金額が採用されていた。 随意契約の理由書には、昭和45年8月17日付の覚書第3項に基づいて契約を実施すると記載されているが、昭和45年と現在では環境も大きく変わっているため都市排水としての水路の役割も変化しているはずである。昭和45年から平成26年の契約時点までは44年経過しているため、排水路の整備も進んでいるはずであり、過去の覚書を根拠に随意契約を結ぶのには疑念が残る。 現状の水路の役割を再確認したうえで、単価契約、随意契約のあり方を見直す必要がある。その結果、随意契約を継続するという意思決定がなされたのであれば、その判断理由を随意契約の理由書に明確に示したうえで契約を結ばなければならない。	水路の清掃浚渫業務委託契約のあり方について検討を行ったが、各土地改良区においては、水利権を有するほか、常日頃より水路の巡回作業を行っており、水路の状態を熟知していることから、清掃浚渫業務を効率的に行うことができるため、今後も各土地改良区と随意契約を結ぶことが望ましいと判断し、当該内容を平成29年度からの随意契約理由に明示することとした。 また、単価契約とすることについては、年間の土砂の堆積量が不確定であることから、単価契約が適当であり、単価についても、土木工事標準歩掛を基に設計したものであり、適正と考える。	措置済	道路維持課

番号	報告書 ページ	指摘事項（監査結果）又は意見			措置の内容	対応区分	担当部署
		区分	項目	内容			
107	170	指摘事項	19-9 工事請負費	<p>平成26年度の工事を対象にして、工事原義を閲覧して工事分割の妥当性を検証したところ以下のような事項が検出された。</p> <p>(1) 市道川床楠木生線道路工事に伴う簡易水道切り替え工事 本体工事受注の上水道関連会社による緊急対応工事であるが、工期も同じで工事場所もほぼ同じ場所であったため、合わせて競争入札に付すことが可能であった工事と考えられる。</p> <p>(2) 市道中央住吉1号線舗装修繕付帯工事 本体工事を請け負った業者と契約が結ばれている。ヒアリングによると現場作業に精通した業者であるとのことであるが、分割となった理由は明記されていなかった。契約の透明性及び経済性を確保するためにも、両工事を一体となって発注すべきであった。</p> <p>(3) 市道中央住吉1号線ハンドホール設置工事 本体工事を請け負った業者が見積り業者に選定され、契約が結ばれている。現場状況に精通した業者であることは認識できるが、契約の透明性及び経済性を確保するためにも両工事を合わせて競争入札に付すことが可能であった工事と考えられる。</p> <p>(4) 市道 明野西南北25号線 側溝改築設計・測量業務委託 ヒアリングによれば緊急性により分けざるを得なかったとのことであるが、計画性をもって工事の計画から発注まで十分な時間を確保し、透明性及び経済性を高めるべきである。</p> <p>(5) 市道森町4号線 側溝改築設計測量業務委託 この委託業務も合わせて競争入札に付すことが可能であった委託と考えられる。今後は、十分な時間的余裕を確保し、工事契約の透明性及び経済性を確保するように努めるべきである。</p>	<p>平成28年度より、工事及び委託業務など競争入札に付すべき業務については、契約の透明性及び経済性を勘案するなかで実施することとした。</p>	措置済	道路建設課
108	173	意見	19-10 占用許可と占用料の徴収 現地調査	<p>工事足場やイベント会場の使用等の道路掘削を伴わない占用に関しては完了報告書の提出が求められていないため、占用後の復旧状況は確認されていない。内部統制の仕組みとして道路管理者が道路の現状復帰が適正に行われているか否かを確認することは必要である。例えば、完了報告書や復旧写真の提出を要求し確認することが考えられる。</p>	<p>道路掘削を伴わない占用のうち、工事足場については平成28年度から完了報告書と復旧写真を占有者から提出させることとした。なお、イベント会場については、特定の場所が占有されていることもあり、職員が現地で原状回復を確認している。</p>	措置済	土木管理課

番号	報告書 ページ	指摘事項（監査結果）又は意見		措置の内容	対応区分	担当部署
		区分	項目 内容			
109	174	意見	<p>19-11 計画延長 に係る事 業計画変 更につい て</p> <p>(1) 大分都市計画道路事業3・5・39号岡臨海線 平成25年度において砂防指定区域が交差している事が判明しているが、計画の変更は工事完了日の1月前に行われていた。このような地権者との協議が不要であるような内容に関しては発生した際に、計画を修正し適時に変更申請を行うことが可能であるため、予算や管理上の観点からも適時に申請する必要がある。</p> <p>(2) 大分都市計画道路事業3・5・49号乙津森町線 平成21年度から地権者との交渉が難航しており工事が停止していたが、平成25年1月に和解され契約が締結されている。工期終了間際に契約が結ばれているため、延長期間を示すこともぎりぎりまで不明であったことも考えられることとより、工期付近での延長申請もやむをえない一面もあると考えられる。</p> <p>(3) 大分都市計画道路事業3・4・30号王子町椎迫線 この事業は、地権者との争いの影響もあり工事が当初の計画どおりに進行しておらず、過去から工期の延長が続いているため、今回の延長もやむをえない一面がある。しかし、変更理由書を確認すると、大分駅南土地区画整理事業が重要なため本事業は休止していたという内容が記載されていた。 確かに大分駅周辺の工事は重要であることは理解できるが、当事業の変更申請は、予定工期の平成27年3月31日の約1月前の平成27年2月26日に行うのではなく、大分駅の工事を優先的に進めるという意思決定を行った時点、もしくは当事業を休止するという意思決定を行った時点ですべきであった。</p>	<p>事業計画変更認可申請の時期について、認可の変更が伴うような事案が発生した場合には、計画の見直しを行い、計画・予算・事業完了年度が確定した時点において、許可権者との協議を開始し、変更認可申請を行うこととした。</p>	措置済	道路建設課
110	176	意見	<p>19-12 大分市道 の認定状 況につい て</p> <p>未供用の路線は平成26年度現在で100件存在しており、そのうち49件は現在工事中の道路の事前登録であるため、将来的には道路が供用されることによって解消される。その他の51件に関しては個別の事情があり解消に至っていない。個別の事情を確認してみると、大分市としては利用されていない市道の整理をしたいが地元住民との協議を行った結果、解決が進まない案件や計画されていた道路が途中で停止し一部未供用として残っている道路もあった。 記載したような個別の事情はあるが、前回の監査意見によって調査がされた結果、未供用が解消できなかった道路に関しては、いつまでも未供用として残すのは適切でないため、定期的に未供用を解消する措置を講じる必要がある。</p>	<p>未供用路線については、道路の整備計画の今後の方向性や地元住民の意向を定期的に確認することで、未供用の解消に向け引き続き検討を行う。</p>	措置済	土木管理課

番号	報告書 ページ	指摘事項（監査結果）又は意見			措置の内容	対応区分	担当部署
		区分	項目	内容			
111	179	意見	19-13 占用料の啓 発につい て	<p>（道路占用に係る看板等の現況調査について） 不法占用の調査結果の最終的な整理はなされていなかったが、調査の内容を確認したところ、不法占用物件の大半が説明に記載しているような高さや個数の設置基準を満たしていないものであった。そのような物件は設置基準を満たしていないため占用料の徴収を行うことはできないが、落下などの危険もあるため関係課と連携をとりながら是正するように指導する必要がある。</p>	<p>不法占用物件の調査結果の最終的な整理を進めるとともに、平成28年度から関係課と連携を取りながら不法占用物件の指導に順次取り組むこととした。</p>	措置済	土木管理課
112	180	指摘事項	19-14 事業評価 制度につ いて	<p>社会資本総合整備計画の内容を確認したところ、目標や目標を定量化する指標は具体的かつ明確に記載されており特段指摘すべき事項はない。 しかし、社会資本整備総合交付金の交付期間の終了時には、計画の目標の実現状況等について評価を行い公表する義務があるが、目標の未達部分に関するフォローアップが公表されずに放置されている状況が見られた。 大在岡地区都市再生整備計画は1期（平成19年度～平成23年度）と2期（平成24年度～平成28年度）に分かれており、1期の評価結果時点において従業者数の指標が未達であったため平成26年9月にフォローアップが公表されるようにホームページ上に明記されていたが実施されていなかった。 公表されていなかった理由は、1期目のフォローアップの内容が2期目の目標となっていることもありフォローが実施されていなかったからである。 未達の目標に関しては、適時に達成状況を確認し軌道を修正する必要があるため、2期目の終了時点のみでは不十分であり、1期目のフォローとして適時に状況を把握するよう努める必要がある。</p>	<p>1期の評価結果時点において従業者数の目標が未達であったことから、平成26年3月にフォローアップを公表すると記載していたが、フォローアップ報告書の作成が遅れたことから平成28年2月にホームページに公表した。 今後は、未達の目標に関しては、適時にフォローアップを行い、公表することとした。</p>	措置済	道路建設課

番号	報告書 ページ	指摘事項（監査結果）又は意見			措置の内容	対応区分	担当部署
		区分	項目	内容			
113	181	意見	19-15 道路の防 犯機能に ついて	<p>議会からの要望もあり、平成27年度に大分市道路照明施設設置基準が作成されていた。問題提起がされた案件に対しては、積極的に対応している姿勢は伺うことができた。</p> <p>しかし、前回監査の意見では、道路等に係る留意事項を施策化する場合、全部局が連携して取り組むシステムづくりが要求されている。土木建築部だけで対応することは困難であることは理解できるが施策化においては、関連部署が横断的に対応をするための仕組みづくりを行う必要がある。</p>	<p>道路照明や歩道照明の必要に応じた設置や街路樹の適正な植樹・維持管理など「防犯まちづくりにおける公共施設等の整備・管理に係る留意事項」の道路等に係る部分については、これまでも土木建築部で対応してきたところである。</p> <p>関係部署との連携については、市民部が主管して公安委員会や道路管理者、学校関係者等が参画する大分市交通問題協議会において、各部署や道路利用者から意見を頂く中で、防犯対策についても取り組んできたところである。</p> <p>今後も、協議会を活用して関係部局との連携を行い、併せて、地元自治会とも連携を図る中で、道路上の防犯機能の向上に努める。</p>	措置済	土木管理課
114	183	指摘事項	19-16 随意契約 による工 事変更手 続につい て	<p>市道中央住吉2号千ハンドホール設置工事は、工事変更により少額随意契約として扱うことができる130万円を超えたため、本来であれば適用条項の修正や契約当初に予見できなかったことを変更理由書で明らかにする必要があった。</p> <p>また、「大分市建設工事等に係る設計事前協議等に関する要領」の第5条では、設計変更を要する建設工事であつて、当該設計変更に係る契約金額の変更見込額が請負代金の30パーセントに相当する額を超えるものについては、現行に施行中の建設工事と分離して施工することが著しく困難な建設工事を除き、原則として別の建設工事として契約を締結するものとしている。そのため、本工事では63%の工事費が追加されている事から、別契約としなかったが記載されていない。</p> <p>このような状況の工事変更が安易に承認されてしまうと、意図的に競争入札を回避することが容易にできてしまうため、庶務実務研修に記載されている「随意契約により契約締結した後に、契約を変更したため同号の規定する金額を超えた場合の取扱い」を徹底されたい。</p>	<p>当該変更理由書については、是正した。</p> <p>設計変更により少額随意契約の適用金額を超える場合に必要な取扱いを、庶務実務研修において再度周知するとともに、各発注課所属長に対して文書にて通知するほか、参事、参事補などの管理職を対象とする既存の研修や会議の場においても周知するなどして全職員に対して事務処理の徹底を図る。</p>	措置済	契約監理課

番号	報告書 ページ	指摘事項（監査結果）又は意見		措置の内容	対応区分	担当部署
		区分	項目 内容			
115	184	指摘事項	<p>19-16 任意契約工事変更手続について</p> <p>（土木建築部以外での検証） まちなみ整備課における工事の変更契約において、契約変更によって少額ではあるが随意契約の適用可能金額を超えてしまっているため通常の変更のように取り扱うことができない。しかし、理由書には庶務実務研修に記載されているような取扱には触れられていない。 このように課を横断して誤った行為が行われており研修の効果が低いと考えられるため、研修の参加者を確認したところ、平成25年度で101名、平成26年度116名であった。研修の参加人数は、会議室の都合上各課から1名から2名程度が上限となってしまうが概ね各課から1名は参加している状況であった。各課からの参加を行われていたが、参加者のほとんどは実務経験が浅い職員となっているため、課全体に対して研修内容の説明が広がっていないことも考えられる。実務経験が浅い職員のみが参加するのではなく、定期的には参事、参事補といった管理職も研修への参加を義務付ける必要がある。</p>	<p>当該変更理由書については、是正した。 設計変更により少額随意契約の適用金額を超え る場合に必要な取り扱いを、庶務実務研修におい て再度周知するとともに、各発注課所属長に対し て文書にて通知するほか、参事、参事補などの管 理職を対象とする既存の研修や会議の場において も周知するなどして全職員に対して事務処理の徹 底を図る。</p>	措置済	契約監理課

番号	報告書 ページ	指摘事項（監査結果）又は意見		措置の内容	対応区分	担当部署
		区分	項目 内容			
116	186	意見	18-1 在宅老人 コミュニケーション システム事業 在庫の棚卸及び管理台帳の整備は委託先が行っているようであるが、市が委託先を訪問し、棚卸作業の適切性や実物検査等を行っていない。台帳に記載されている機器が実際には存在しないリスクを鑑みて、定期的に委託先に赴き、台帳と実在庫の一致を確認する必要があった。	在宅コミュニケーションシステム事業の内容を見直し、通報装置の貸出・設置・撤去・保守管理、緊急時の通報の受信、緊急連絡先や関係機関への連絡調整、定期的な安否確認などのサービスを総合的に行う事業者に変更となり、台帳と在庫の確認は不要になった。	措置済	長寿福祉課
117	187	指摘事項	18-1 在宅老人 コミュニケーション システム事業 <中古品の取り扱い等について> 通報機器は、利用者が使わなくなった後、中古品として再使用されることがあるようだが、再使用の可否の判断や中古品の取扱いについて、在宅老人コミュニケーションシステムの実施基準及び委託契約書では明記されておらず、委託先がどのように判断、処理しているか識別できなかった。 市の財産の保全に対するリスクすなわち、再使用可能な機器が安易に処分・転売されるリスクや、信頼性の保持に対するリスクすなわち、再使用できない故障の可能性のある機器が利用者に設置されるリスクが存在していることとなる。 中古品については再使用の可否の判断や取扱いの基準などについて定める必要があった。 また、通報機器の在庫については、常時保管していつでも設置できるための標準在庫数などは定められていなかった。平成26年度SL10（新品）は83台使用されているが、平成25年度末は2.37年分の在庫量があったものと推察される、感知器は平成26年度では34個使用されていることから、5.9年分を平成25年度末に保有していることとなる。 在庫期間が長くなると使用できなくなる可能性があり、また在庫量が増えるとその管理が煩雑になることから、今後新たに機器を購入する際には標準在庫量を定める、あるいは貸付量を見積った上で購入するよう改善することが必要となる。	在宅コミュニケーションシステム事業の内容を見直し、通報装置の貸出・設置・撤去・保守管理、緊急時の通報の受信、緊急連絡先や関係機関への連絡調整、定期的な安否確認などのサービスを総合的に行う事業者に変更となり、機器の購入等は不要になった。	措置済	長寿福祉課

番号	報告書 ページ	指摘事項（監査結果）又は意見		措置の内容	対応区分	担当部署
		区分	項目 内容			
118	189	意見	<p>18-2 老人いこ い室建設 補助事業 老人いこ い室の状 況把握に ついて</p> <p><補助金の成果について> 平成26年度の大分市校区公民館、自治公民館等建設費等補助金の実績報告書を閲覧したところ、補助金の成果として「空調設備が整い居心地がよく満足」といった記載がなされているほか、何も記載されていないものが見受けられた。 例えば、利用促進を図るためのエアコン設置等については、補助金の目的が達成されたかどうかは、利用者の感想という主観的なものだけでなく、利用者数や活動数の増加などを客観的に測定して、設備補助がもたらした活動への影響や設備の効率的な活用が図られているかといった視点から判断することが必要となる。</p>	<p>大分市校区公民館自治公民館等建設費補助金制度は、校区公民館、自治公民館の修繕等に係る経費の一部を補助し、地元負担の軽減を図るなかで地域住民が快適・安全に利用できる施設の整備を促進することを目的としていることから、実績報告書の「補助事業の成果」については、実施した施設整備が公民館活動にもたらした影響などについて記載するよう、申請者に指導していく。</p>	措置済	市民協働 推進課
119	189	意見	<p>18-2 老人いこ い室建設 補助事業 老人いこ い室の状 況把握に ついて</p> <p><購入価格の妥当性について> 平成26年度の大分市校区公民館、自治公民館等建設費等補助金の実績報告書を閲覧した。東上野公民館の空調設置工事において、平成26年4月にエアコンが540千円前後の単価で見積合わせが行われていた。金額の妥当性に疑問を持ったため、監査時点（27年10月）で同一メーカーの同一型番をインターネットで検索したところ、販売価格が250千円～300千円程度となった。もちろん、当時の実勢価格とは異なることは考えられる。しかし、発注者（補助対象者）が見積金額の相場を知らない場合は、見積合わせであっても不当に高い金額となってしまうリスクがないとはいえない。設備補助については金額も高くなるため、市は一定金額以上のものは必要に応じて、対象経費の価格の妥当性を精査するなどして、異常な取引ではないかといった点を見るところという対応を行う必要がある。</p>	<p>補助申請があった際に、他の公民館の申請状況やこれまでの補助実績を勘案し、補助対象経費の妥当性を精査している。補助対象経費が補助実績等と比較して著しく高い場合などは、補助申請者に聞き取りを行うとともに、必要に応じて他社からの見積書を徴取するよう指導している。</p>	措置済	市民協働 推進課

番号	報告書 ページ	指摘事項（監査結果）又は意見		措置の内容	対応区分	担当部署
		区分	項目 内容			
120	191	意見	<p>18-3 嘱託職員の処遇 嘱託職員の稼働状況 介護保険給付の適正化 認定調査状況 チェック</p> <p><認定調査について></p> <p>(1) 直営率の向上を図ること 担当者によると、現在の直営率の向上のための効果的な方法としては、イ) 新たな調査員を確保する、ウ) 勤務調査員から在宅調査員への能力に応じた採用替えによる方法が挙げられるとのことであった。 現在、認定調査員を採用後、能力に応じて在宅へと採用替えを行っているが、在宅調査員では自宅からの直接訪問や弾力的なスケジュール調整など、勤務調査員より比較的取り組みやすいと思われる。 今後、公募の際に「将来的に在宅調査員への採用替えの可能性」についてあらかじめ標記することで、より多くの人材が応募しやすくなるのではないかとと思われる。</p> <p>(2) 委託先のモニタリングを強化すること 調査内容のチェックについては、現在、利用者ごと3~4回の更新に最低1回は委託ではなく直営で調査を行えるよう無作為に抽出して行っている状況とのことであった。 チェック状況が無作為に行うという方法もサンプリングの1つであるが、介護認定審査会において、記載不備が指摘されたり、申請が却下されたりしたケースに従事した調査員に着目することも有効な方法とも考えられる。委託の場合は、直営よりも件数が少なく、月1件程度の実務経験の頻度では調査員の業務の質が向上するのが容易ではないことも考えられ、当該調査員が再び調査不備を招く可能性も否定できない。また、調査の質の確保に対する事業所の業務管理が十分であるかに留意する必要がある。 認定件数の結果により、利用者ごとではなく事業所ごとで直営か委託を判断するというのも1つのやり方であり、例えば認定審査の結果を踏まえて不備の多い事業所については、委託ではなく直営で行うというやり方も1つの方法であると考える。</p>	<p>(1) 直営率の向上を図ること 平成26年度以降、在宅調査員制度を採り入れベテラン調査員の採用替えを行ったことで、増員及び効率化が図られ直営率も向上した。今後も能力に応じて順次在宅調査員への採用替えを予定している。 また公募の際、将来在宅調査員への採用替えについて標記することについて検討を行ったが、その能力によっては在宅調査員への採用替えが難しい場合もあり、結果的に行き違いが生じ混乱を招く恐れがある。 よって直営率の向上が順調に推移している現状では、募集時の標記は見送ることとするが、今後直営率の状況に応じて検討していく。</p> <p>※在宅調査員の推移 平成25年度 0人 平成26年度 7人 平成27年度 22人 平成28年度 28人 平成29年度 32人（予定）</p> <p>※更新申請直営率・直営件数推移 平成25年度 54%・8,379件 平成26年度 55%・8,775件 平成27年度 69%・11,441件 平成28年度 72%・2,855件（4~6月）</p> <p>(2) 委託先のモニタリング強化 介護認定調査は、直営で賄いきれない場合のみ委託調査としているが、現状では、審査会の結果を踏まえ直営を優先し調査を行っている。</p>	措置済	長寿福祉課

番号	報告書 ページ	指摘事項（監査結果）又は意見		措置の内容	対応区分	担当部署
		区分	項目 内容			
121	197	意見	<p>18-4 保健福祉部の機構改革について高年齢者福祉の在り方について</p> <p><大分市高齢者福祉計画及び大分市介護保険事業計画の評価について> 大分市高齢者福祉計画及び大分市介護保険事業計画の進捗・達成状況の把握が一元化されておらず、計画に関わる各課・各班が個別に実績を認識している状況となっていた。高齢者福祉及び介護保険サービス全体の中での課題に対して優先順位をつけるためには一元化が望ましいと思われる。</p> <p>大分市高齢者福祉計画及び大分市介護保険事業計画は1期3年とされている。各計画の3年目については、見込数値が評価される仕組みとなっているものの、実績値を踏まえた総括的な評価は行われていないようであった。</p> <p>これについて、大分市高齢者福祉計画及び第5期介護保険事業計画の中で、高齢者福祉計画の最終数値実績を見ることと、見込数値と実績数値が乖離しているものが見受けられることから、最終年度の実績数値を踏まえた総括的評価を行う有用性はあるといえる。</p> <p>なお、総括的評価に当たっては、計画の個別項目間の重要度の比較考量、介護保険施策と高齢者福祉施策のウエイト付けを行うなど、可能な限り効果的・効率的な施策運営が行えることが求められる。</p> <p>大分市高齢者福祉計画及び大分市介護保険事業計画策定委員会の議事資料について、計画の進捗状況が定量的に記載されていることは確かめることができたが、その数値が良好かどうか、問題点がどこにあるのか、重要度がどの程度なのかといった評価が行われた形跡が見当たらなかった。</p> <p>策定委員会で当該評価が難しいのであれば、少なくとも、介護保険施策と高齢者福祉施策の効率的かつ効果的な実施を図るために介護保険課と高齢者福祉課を統合した長寿福祉課により計画全体の評価をとりまとめることが望ましいといえる。</p>	<p>高齢者福祉計画は、老人福祉法第20条の8に基づく老人居宅支援事業及び老人福祉施設による事業の供給体制の確保に関する計画であり、また、介護保険事業計画は、介護保険法第116条、第117条に基づき、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画である。</p> <p>両計画には、3カ年の確保すべき事業量の見込みを記載しており、実績との比較を行っていた。今後は、実績に対する検証を行い、評価をとりまとめることとする。</p>	措置済	長寿福祉課

番号	報告書 ページ	指摘事項（監査結果）又は意見		措置の内容	対応区分	担当部署
		区分	項目 内容			
122	199	意見	<p>平成26年9月の大分市高齢者実態調査報告書を閲覧したが、調査結果を踏まえ事業の効果や在り方を具体的に見直した根拠資料は見当たらなかった。</p> <p>現在、ワンコインバスの運用に当たり、平成22年度までの磁気カードが廃止され、乗車証による利用に変更されたことにより、バスの利用回数が識別できない状況となっている。利用回数については、現行ではバス会社の運転手がサンプリングテストにより推定利用回数を出しているが、事業費については、平成22年度の実績額を踏まえて、市とバス会社の協議により決定されているのが現状である。</p> <p>ICカードを導入して利用度合いを明確にすることにより実態に応じた事業費の決定方法に変更するかどうかについて、設備投資の意思決定のための計算が行われていない状況である。他市の状況ではICカードを導入しているところもある。大分市もICカードを導入するか否かの経済性計算を行う等検討すべきである。</p>	<p>高齢者ワンコインバス事業のICカード導入について、事業費試算や課題整理を行った結果、導入することで利用実績などのデータ収集が可能となるものの、導入及び運用に相当の事業費が見込まれることから、当面行わないこととした。</p>	措置済	長寿福祉課
123	201	意見	<p>長寿いきいき安心プラン（大分市高齢者福祉計画及び第6期大分市介護保険事業計画）において、地域ふれあいサロンの設置数が計画されているが、この数字については、もともとは市に存在する600を超える自治区に各1つ設置するということがあったが、老人クラブや敬老会等そもそもの目的は違っても、高齢者の活動の場として利用できるものについては、設置の必要が大きいと判断しているため、現在は最終的に600超の設置は明確に予定しているわけではないとのことであった。</p> <p>ただ、最終的にどこにどれだけのサロンを設置するのかという数値が想定されていない状況となっている。仮に最終目標設置数を500サロンとした場合には、現状のペースでは、18年（$(500-320) \div 10$ /年）かかることになり、現在の目標のペースで作れば、今の高齢者のニーズを達成するまで長期となり、当該高齢者自身がサロンを利用できないという可能性もある。サロン設置数の長期的な目標及び達成年度を可能な限り明確にしていく必要があるといえる。</p>	<p>現在、地域でいきいきと元気に暮らす高齢者のための活動の場として、地域ふれあいサロンの他に老人クラブや市民健康づくり運動教室、公民館での教室等多種多様な活動が各地域で開催され、利用する高齢者がニーズに応じて選択している。</p> <p>長寿いきいき安心プランにおいて、地域ふれあいサロンの目標設置数は実績から設定している。高齢者の活動の場の確保は重要であることから、今後は、第7期大分市介護保険事業計画策定に向けた市民アンケート調査や、市内23か所の地域包括支援センター圏域における高齢者のための活動の場の調査結果を参考に、高齢者の活動の場の拡大や、参加者の増加等、目標及び達成年度を検討していく。</p>	検討中	長寿福祉課

番号	報告書 ページ	指摘事項（監査結果）又は意見		措置の内容	対応区分	担当部署
		区分	項目 内容			
124	203	意見	<p>事業の比較表を閲覧して、事業統合の可否について再検討を行った。</p> <p>過年度の包括外部監査報告書によると、双方の事業対象及び目的を踏まえ、事業の効果が同一と考えられるため、事務効率の観点からも制度を統合することも今後検討すべきとされた。</p> <p>市によると、家族介護用品支給事業は市民税非課税世帯を対象としており、これに対して介護用品購入費支給事業は所得制限を設けていない。両事業で対象者に差があるのは、介護用品購入費支給事業については、市町村特別給付事業として実施しており財源の10割が介護保険料であることから、被保険者が平等に利用できる必要があり、所得に応じて利用制限を設けることは不適切であると考えているためである。このように、2つの事業における所得制限の有無があることなどから制度の統合を行っていない。</p> <p>平成17年度及び平成26年度事業実績額及び支給対象者数は、家族介護用品支給事業については減少傾向にある一方、介護用品購入費支給事業は増加傾向にある状況となっている。</p> <p>介護サービス利用者が増加している今日、平成27年8月1日から介護保険法等の一部改正では、利用者の費用負担について一定以上所得がある者について見直しが行われるなど、応能負担の考え方が強まっている。</p> <p>介護用品購入費支給事業においては、受けたサービス・利益に応じたものを平等に負担するという応益負担の観点から所得に応じて利用制限を設けることは不適切と考えているが、応能負担の考え方を取り入れ、介護用品購入費支給事業を家族介護用品支給事業の枠内に入れること、その中で柔軟に所得制限を設けることを検討する余地があるといえる。</p>	<p>家族介護用品支給事業は、国の制度（地域支援事業の任意事業）で実施しており国及び県から助成を受けているが、今後は、助成対象事業から除外される可能性がある。市の単独財源が増加することが見込まれることから、国の制度改正を注視する必要がある。</p> <p>介護用品購入費支給事業は、市町村特別給付であり、100%介護保険料を財源とし、市条例で定め実施している。高齢者の増加に伴い、事業対象者・事業費も年々増加している状況である。</p> <p>このような状況で、事業統合については、双方の事業対象及び目的が異なっていることを踏まえ、平成29年度に第7期介護保険事業計画を策定する中で検討を行っていくことにする。</p>	検討中	長寿福祉課

番号	報告書 ページ	指摘事項（監査結果）又は意見		措置の内容	対応区分	担当部署
		区分	項目 内容			
125	205	指摘事項	<p>委託単価の設定根拠が明確にされていたものの、設定根拠となる設計書の作成内容が粗雑であったことから、実質的な措置は行われていないものと判断した。</p> <p>市は5つの生活支援ハウス（各定員20名）に対して随意契約により1施設当たり年間13,197千円の委託費を支出している。平成18年度からの金額の変更等はみられなかった。委託金額が大分市生活支援ハウス運営事業実施要綱に沿って適切に算定されているかを検討した結果、要綱及び設計書の配置人数は、利用人員11名以上の生活支援ハウスでは、生活援助員が常勤2名、非常勤1名の計3名となっており人員数は整合性がとれている。</p> <p>ところが、管理費については、どのような積算が行われているか、設計書には記載されておらず、価格の妥当性が客観的に認められない状況となっている。</p> <p>以上を踏まえると、現行の委託費は適切なものとは言いが切れない。設計書の価格根拠を明確にする必要がある。</p>	<p>管理費については、運営に必要な通信運搬費、事務消耗品費、委託費などを想定し、設計を行っていたところであるが、平成29年度から、当該積算根拠を設計書に明確に示すこととした。</p>	措置済	長寿福祉課
126	207	意見	<p><ケアマネジメントの適正化に係る連携について></p> <p>地域支援担当班が、主に介護サービスの質の向上という観点から予防的措置を講じているのに対して、発見的措置については主に介護給付費の適正化という観点で事業所を訪問している。</p> <p>現在事業所へのチェックが2つの班で行われているが、研修に不参加の事業所や書類チェックに問題があったところ等の情報が、地域支援担当班から介護給付担当班に十分提供がなされていることを示す文書が作成されていなかった。</p> <p>例えば、書類チェックにおいてケアプラン作成に問題があるところについては、その原因が事業所のケアマネジャーにあるのか、その人を管理する事業所にあるのかを検討し、訪問時にその情報を持っていくことで、リスクの高い項目について詳細な指導監査が効率的に行えるはずである。</p>	<p>ケアプランのチェックの結果については、報告書等にて指導結果を地域支援担当班と介護給付担当班で情報共有しているところであるが、今後はケアプラン作成に問題がある事業所に対してその原因を明確化し、報告書等に明記することで更なる情報共有を図り、ケアマネジメントの適正化をすすめていくこととした。</p>	措置済	長寿福祉課

番号	報告書 ページ	指摘事項（監査結果）又は意見		措置の内容	対応区分	担当部署
		区分	項目 内容			
127	208	意見	<p>18-9 介護保険 業務 遂行に 介護給 付と管 理に</p> <p>＜ケアプランのチェックについて＞ 地域支援担当者が行うケアプランの書類チェックは、複数のケアプランの中からサンプリングで選びチェックしているが、1事業所あたりサンプル数が1プランと少なく、全体的としてケアプランが適切に作成されていると心証を得るほどサンプル数が十分とはいえない。また、チェックしているケアプラン（サンプル）の選定が事業者によって行われている。チェックされる事業者がサンプルを選定すると、恣意性が混入し問題のあるケアプランが除外されるおそれもあることから、市側がチェックするケアプランを選定することが必要である。さらに現在、チェック後の是正状況を確かめていない。介護サービス利用者のためにも、市の担当者が行ったチェックが、その後ケアプランのチェックに適時・適切に見直し・反映されているかが確認されなければ実効性は薄い。そういった意味でも、チェックの結果を地域支援担当班から介護給付班に伝えることは非常に重要である。また、サンプルチェックで重要な指摘事項が生じた事業所等については、サンプリング数を増やして再度書類チェックを行うことや、指導監査時間を長めに確保しておくなどの工夫も、利用者及び給付適正化のためにも必要である。</p>	<p>国が示す「ケアプラン点検支援マニュアル」におけるケアプランの抽出方法では、それぞれの介護支援専門員の担当ケースを2～3件抽出することと十分であると示されていることから、平成28年度より、対象事業所の給付実績を確認し、市が介護支援専門員ごとに2プランを選定して書類提出を求め、運営基準等の確認やケアマネジメントの質の向上を目的として実施しているところである。ケアプランチェックで、運営基準等の重大な指導事項が生じた事業所については、一定期間経過後に再度ケアプランの提出を求め、指導事項が改善しているかの確認を行っている。また、チェックの結果については、報告書にて地域支援担当班と介護給付担当班で情報共有を行っているところであるが、今後はケアプラン作成に問題がある事業所に対してその原因を明確化し、報告書に明記することで、更なる情報共有を図ることとした。</p>	措置済	長寿福祉課

番号	報告書 ページ	指摘事項（監査結果）又は意見		措置の内容	対応区分	担当部署
		区分	項目 内容			
128	209	指摘事項	<p>18-9 介護保険業務の遂行に際して介護サービスの給付に</p> <p><合同研修会の出席状況について> 基礎研修において、訪問介護支援事業所は対象事業所数169のうち、出席事業所数が39、通所系サービス事業所数223のうち77と、非常に低い状況である。また、応用研修においても、訪問介護支援事業所の出席事業所数が23、通所系サービス事業所の出席事業所数が35と著しく低い状況となっている。 事業所の参加意識が低いか、研修内容・日程に問題があることが考えられる。研修は法律上の義務ではないが、給付適正化、利用者の権利擁護のためにも一定の品質が確保されるよう、研修への参加促進を強化する必要がある。また、5年おきに全事業所が参加できるようにインターバルを設け研修を義務化するということが対策の1つとなると思われる。</p>	<p>合同研修会（基礎・応用）は、ケアマネジメントやサービス内容の質の担保を目的に、平成24年から、居宅介護支援事業所・訪問介護事業所・通所リハ事業所・通所介護事業所で過去に受講歴のない者を対象に開催していた。受講終了者の増加により、対象である未受講者は新任者のみとなっていたため、平成27年をもって合同研修会（基礎・応用）は終了とし、平成27年度より、居宅介護支援事業所の新任者向け研修会を開催している。 また、県が通所型サービス事業所向けマニュアルを作成したことに伴い、平成27年度は、県と共催で、居宅介護支援事業所・通所介護事業所・通所リハ事業所・訪問介護事業所を対象に研修会を開催した。さらに、県が訪問型サービス事業所向けマニュアルを作成したことに伴い、平成28年度は、居宅介護支援事業所・訪問介護事業所を対象に研修会を開催した。 平成29年度以降は、総合事業開始に伴う自立支援型サービスの実践に向けた研修会の実施を検討するなど、今後とも給付適正化、利用者の権利擁護のため、介護の質の確保に努める。</p>	措置済	長寿福祉課
129	211	意見	<p>18-10 地域包括支援センター</p> <p>平成26年度の地域包括支援センターの活動月報の累計及び大分市地域包括支援センター運営協議会の資料を閲覧した。 市は各地域包括支援センターから事業計画書及び事業報告書の提出を求めており、センターでの相談等の活動件数は記録されていたものの、当初の計画と実績の比較、前年度との期間比較、センター間の比率分析等、業務の有効性や効率性が把握・評価した証跡が見られなかった。市への報告の方法も、地域包括支援センターの実績報告書の綴りを閲覧したが、広報資料や活動実績の一覧を添付しているセンターと当該資料がないセンターが見受けられ、実績報告書の添付書類の定めがないといった原因もあり報告の精度にばらつきがある状況となっている。大分市の的確な指導を行うためには、実績数値の集計のみならず、数値を分析・評価するとともに、その原因を検討することが不可欠であるといえる。</p>	<p>現在、地域包括支援センターごとに、住まい・生活支援・医療・介護・予防・認知症の視点で圏域の情報を整理し、解決すべき課題に優先順位をつけ、目標を設定し、対策を講じている。 また、平成28年度より地域包括支援センターの活動実績を前年度と比較、センター間比率分析、評価を行い、地域包括支援センターへフィードバックしている。 さらに、平成29年度からは、新しい総合事業が開始されることから、実績報告書の様式や添付書類を見直し、統一することとした。</p>	措置済	長寿福祉課

番号	報告書 ページ	指摘事項（監査結果）又は意見		措置の内容	対応区分	担当部署
		区分	項目 内容			
130	213	意見	<p>18-11 介護保険 サービス と給付の 管理につ いて</p> <p><指導監査のあり方について> 介護保険サービス事業所への指導は、概ね年300件が平均的な件数といえるが、更新時期については事業所の指定年度により左右されることから、年度により指導件数が大きく異なり、1件あたりの指導監査資源、指導監査の質が安定確保できないのではないかと懸念がある。介護保険サービス事業所の不正事案も近年発生していることから、指導監査事業所のローテーションのあり方を見直す必要があるといえる。</p> <p>また、指導監査に係る記録を閲覧したところ、対象先ごとに各指導項目について適法性を中心とする観点から画一的に集計されていたが、例えば、人命を脅かす恐れがあるもの、不正請求につながる可能性があることと認められるような事項について、とりわけ重点的にチェックして評価していくことが望ましいのではないかとと思われる。また、指導結果の多寡や内容を踏まえて、再訪問すべき事業所の選別や指導事項に対する事業所対応への評価を具体的にどのように行っているかが客観的に明確ではなかったこと、チェックリストのチェックマークが付されていないものがあるなど、指導監査の方法について改善の余地がある点が見受けられる。事業所間比較を行い、指摘事項が頻発している等の事業所の存在を識別するため年度の実施結果一覧表を閲覧したが、そのような観点では整理されていなかった。</p> <p>指導監査項目について余りにも多いと、各チェックが形式的になり実質的なチェックができない恐れがある。近年発生している不正事案を踏まえ、チェック項目を絞って指導監査を行っていくことも必要になると思われる。</p>	<p>介護保険サービス事業所等に対する指導監査については、年間の指導件数に大幅な偏りが生じないよう調整を行うとともに、定期の実地指導に加え、不正事案が確認された事業所に対して随時監査を実施する等、適切に対応している。</p> <p>また、確認項目については、人員及び運営基準はもとより、身体拘束や利用者の生命又は身体に安全に危害を及ぼす恐れがあるもの、不正請求につながる可能性があることと認められる事項に重点を置き、指導監査を行っている。</p> <p>さらに指導監査の結果、指摘事項が多く、不適正な運営及び不適切な報酬請求を行っていることが判明した場合は、改善されるまで継続した指導監査を実施している。</p>	措置済	指導監査課

番号	報告書 ページ	指摘事項（監査結果）又は意見		措置の内容	対応区分	担当部署
		区分	項目 内容			
131	215	意見	<p>18-12 介護保険 事業の在 り方につ いて</p> <p>介護保険サービスの理解に関して、大分市高齢者実態調査（平成26年9月）において次のような結果が見てとれた。 ・何らかの介護・介助が必要だが、介護保険サービスなどを利用していない理由として13.8%が「利用したいが手続きなどがわからない」と回答している。リーフレットの作成・配布だけでは利用者に介護保険サービスを十分な理解されない可能性もある。 また、同調査の結果、課題ともいえる点として次のものが挙げられる。 ・要支援・要介護の認定なしのうち46.2%が地域包括支援センターを知らない。 ・地域包括支援センターの名称がわかりにくいという人が半数を超えている。 ・ボランティアグループへの活動をしていない人は半数を超えている。 ・老人クラブや地域ふれあいサロンの活動をしていない人は半数を超えている。 ・活動に「参加したくない」という人の割合が最大である。</p> <p>調査結果を考慮すると、高齢者が社会参加活動や生きがいつくりの場として環境整備を行っただけでは、十分な効果が得られない可能性がある。 支援や介護が必要になる前の段階でいかにして介護予防に取り組むかというのは、本人の健康と、介護給付費の抑制という観点から重要な点である。上記の課題について、要介護度、地域包括支援センター毎等に、解決すべき課題に優先順位を付け、効率的に対策を行い、高齢者の動きにつながるための措置を講じることが必要と考える。</p>	<p>地域包括支援センター毎に、住まい・生活支援・医療・介護・予防・認知症の視点で圏域の情報を整理し、解決すべき課題に優先順位をつけ、目標を設定し対策を講じている。</p>	措置済	長寿福祉課

番号	報告書 ページ	指摘事項（監査結果）又は意見		措置の内容	対応区分	担当部署
		区分	項目 内容			
132	217	意見	<p>18-13 介護保険 事業の在 り方につ いて</p> <p><施設の利用率について> 小規模多機能型居宅介護は定員が小さいため、可能な限り多くの市民が利用できるようにするには、既存の施設も含め利用者増加、有効利用のための必要な指導を施設に働き掛けるとともに、市民に対しても利用を促すような積極的な対応が望まれるといえる。例えば、小規模多機能型居宅介護は、通いを中心に利用者の様態や選択に応じて訪問や泊まりのサービスを組み合わせるサービスを提供するのであるから、介護者と要介護者が同居しているような家庭にとっては、要介護者が住み慣れた地域で生活をしながら介護者も気軽に外出しやすくなるといった魅力がある。市の介護保険の冊子には、要介護者の介護度に合わせたサービスの説明が主となっているが、要介護者のみならず介護者や実際の生活状況に着目した形で本サービスをPRすることが必要と考える。</p>	<p>小規模多機能型居宅介護は、少人数の利用者を対象に、通い、訪問、泊まりのサービスを組み合わせる提供しているため、事業所の規模が小さく、市民に馴染みが少ない。 今後、事業所に対して、地域の住民や団体等との関係及び協力を行う等の交流に積極的に努めてPRを図るよう指導するとともに、地域包括支援センターや居宅介護事業所に対し、小規模多機能型居宅介護をはじめとした介護サービスの内容について利用者に分かりやすく説明するよう指導に努めていく。</p>	措置済	長寿福祉課
133	218	意見	<p>18-14 介護保険 事業の在 り方につ いて</p> <p>ネットワーク会議の資料をみるとセンターごとに地域の課題や実態は抽出されていた。ただ、平成26年度のネットワーク会議開催に係る資料を閲覧すると、会議の構成メンバーに医療従事者が含まれていない圏域が見受けられるなど、地域包括ケアシステム・ネットワーク会議への理解が十分に進んでいるとは客観的に判断できないところがある。 住まい・医療・介護・予防・生活支援の体制が整備されるよう、地域包括ケアシステム・ネットワーク会議の意義を関係機関に今後も周知していくことが必要といえる。 また、地域の共通課題はある程度整理されているものの、浮かび上がった課題に対して誰がどのような役割をもって解決していくかという点についてはまだ文書等が作成されていない。会議体を意義のあるものにするには、課題の抽出のみならず、課題への対応について目的意識を持って関係機関が協力して継続的に実施していけるよう各地域包括支援センターが音頭を取るまたはサポートするということが今後の課題といえる。例えば、地域の抱える認知症高齢者への地域の理解不足を解決するために、各構成メンバーの役割分担を決定するよう促し、その進捗状況を管理するといったことが求められる。そのためにも、まずは圏域ごとに期限付きの目標設定を行うことが必要である。</p>	<p>地域ネットワーク会議は、地域包括支援センターがコーディネーター役となり、圏域内の高齢者の実態や課題をもとにテーマを設定しており、地域包括ケアシステムの構成要素である「住まい・生活支援・医療・介護・予防等」を視点に、会議の構成メンバーや規模は、地域の特性やテーマに関係する参加者を招集することとしている。 地域ネットワーク会議で把握された課題については、年度ごとに圏域の情報を整理し、解決すべき課題に優先順位をつけ、目標を設定し取り組みを行っている。</p>	措置済	長寿福祉課

番号	報告書 ページ	指摘事項（監査結果）又は意見		措置の内容	対応区分	担当部署
		区分	項目 内容			
134	220	意見	<p>18-1 原相 駈撲場改築 事業の検討結果 の事業性及び 事業の持続 可能性</p> <p>前監査人が算出した時と同様の仮定において、直近6年度の利用者数及び利用回数の推移を平成14年度から平成17年度の4年間平均における利用者1人当たりのコストと比較した場合、直近3年間の利用者1人当たりのコストは大幅に増加している。</p> <p>原因は、平成23年度以降県民体育大会の開催が市町村持ち回りでの開催となり、必ずしも大分市で開催されなくなったことから、利用者が減少したためということであった。県民体育大会が開催されていた頃の年度は1,500人ほどの利用があったこと考えると、現在の利用は低調と言わざるを得ない。結果的に、前監査人の監査時から1人当たりのコストも増加している。</p> <p>他のスポーツに比べ、相撲は競技人口が少なく継続的に利活用されることが難しい面があることも事実である。しかし、今後は近隣自治会、体育協会等へ相撲教室、講習、子供相撲大会等での利用など、競技団体以外のところへの働きかけを行うことにより一層の利用促進を図るべきと考える。</p>	<p>競技団体と連携し、近隣自治会・体育協会等へ子供相撲大会や教室等の開催を促し、競技人口の増大と相撲場の利用促進を図って行きたいと考えている。</p>	措置済	スポーツ・健康 教育課
135	223	意見	<p>18-2 起債事業 の評価と 予算管理</p> <p>公共施設等の建設については、中長期的な計画として「公共施設等総合管理計画」の策定に平成26年度から取り組んでおり、平成27年度中に策定が完了する見込みである。平成27年3月時点では基本方針が公表されているのみである。</p> <p>市としては、当該計画策定後、施設ごとに「個別施設計画」を策定し、これをもとに公共施設等の整備に係る起債の検討を行うとしている。しかし、現時点では「個別施設計画」が策定途中であり、起債の必要性を検討するための施設ごとの中長期的な更新計画等が示されていない。</p> <p>前監査人が事業計画段階での施設の中長期的な更新計画等の必要性について意見したのは平成18年度の包括外部監査であった。一部の施設（橋梁、住宅等）については長寿命化修繕計画が策定されているものの、当初の意見から6年程経過した時点において、ようやく公共施設マネジメント推進室が設置され「公共施設等総合管理計画」の策定への取組みに着手していることは、長期間措置が行われていなかったと考えざるを得ず、本来ならば当該意見を受けた時点で速やかに「公共施設等総合管理計画」及び「個別施設計画」の策定に着手すべきであったと考える。</p>	<p>公共施設の統廃合などを含めた全ての施設における更新計画はなかったが、橋梁など国のガイドラインが示された施設では、更新時の必要額を基に実施計画で決定し、中長期財政計画にも反映してきた。このような中、平成26年に国から「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」が示されたことにより、その指針に基づいて、本市の保有する全ての公共施設等の適切な維持管理のための基本的な方針をまとめた「大分市公共施設等総合管理計画」を平成28年3月に策定した。今後は現在策定を進めている施設ごとの個別施設計画を基に中長期的な財政計画を立てる中で、適正な起債事業を実施していく。</p>	措置済	財政課

番号	報告書 ページ	指摘事項（監査結果）又は意見			措置の内容	対応区分	担当部署
		区分	項目	内容			
136	224	意見	18-3 共通事項 事業計画 と事務 事業評価	<p>措置の状況の記載に従って、起債事業をサンプルとして抽出し、その事業の事前事務事業評価と実施計画を閲覧、担当者に質問を行ったが、事業計画段階での利用見込みや達成目標等を綿密にプランニングしているような証拠は確認できなかった。</p> <p>公共施設等の建設など、個別の起債事業における利用者見込みや設備更新計画等を織り込んだ事前計画は必要と考へる。何故なら、事前計画は、当該施設稼働後において3E（経済性・有効性・効率性）の観点から当該事業の事後評価（Check）を行う際のベンチマークとなるものであるからである。</p> <p>従って、現時点では事業計画段階での利用見込みや達成目標等を綿密にプランニングした事前計画が不十分と考へられるため「個別施設計画」の策定に速やかに着手すべきと考へる。</p>	<p>本市では、公共施設等の適正な維持管理を長期的な視点で計画的に行うために「大分市公共施設等総合管理計画」を平成28年3月に策定し、この計画の推進に向けて、施設利用見込や設備更新計画等を含む個別施設計画を策定しているところである。</p> <p>今後は策定した個別施設計画を基に事務事業評価や実施計画段階において、経済性・有効性・効率性の観点から事業の評価を実施し、より綿密なプランニングに努めていきたい。</p>	措置済	企画課
137	225	意見	18-4 共通事項 事業計画 と事務 事業評価	<p>措置の状況に記載されているように、平成19年度に策定した「大分市総合計画」の中で121項目の数値目標を掲げ、設定した目標値の達成状況を毎年度チェックし公表している。しかし、これは市が掲げている各種政策に対する成果目標であり、前監査人が指摘している個別の起債事業における計画時における達成目標値ではない。</p> <p>公共施設等の建設など、個別の起債事業における利用者見込みや設備更新計画等を織り込んだ事前計画は必要と考へる。何故なら、事前計画は、当該施設稼働後において3E（経済性・有効性・効率性）の観点から当該事業の事後評価（Check）を行う際のベンチマークとなるものであるからである。</p> <p>現時点では事業計画段階での利用見込みや達成目標等を綿密にプランニングした事前計画が不十分と考へられるため、「個別施設計画」の策定に速やかに着手すべきと考へる。</p>	<p>本市では、公共施設等の適正な維持管理を長期的な視点で計画的に行うために「大分市公共施設等総合管理計画」を平成28年3月に策定し、この計画の推進に向けて、施設利用見込や設備更新計画等を含む個別施設計画を策定しているところである。</p> <p>今後は策定した個別施設計画を基に事務事業評価や実施計画段階において、経済性・有効性・効率性の観点から事業の評価を実施し、より綿密なプランニングに努めていきたい。</p>	措置済	企画課

番号	報告書 ページ	指摘事項（監査結果）又は意見		措置の内容	対応区分	担当部署
		区分	項目 内容			
138	226	意見	<p>18-5 共通事項 修繕計画 と実施 計画</p> <p>サンプルで複数の起債事業の実施計画を入手した結果、将来の費用負担も考慮されたうえで実施計画が策定されているかどうか、現時点で策定されている実施計画では確認できなかった。 公共施設等の建設など、個別の起債事業における利用者見込みや設備更新計画等を織り込んだ事前計画は必要と考へる。何故なら、事前計画は、当該施設稼働後において3E（経済性・有効性・効率性）の観点から当該事業の事後評価（Check）を行う際のベンチマークとなるものであるからである。 現時点では事業計画段階での利用見込みや達成目標等を綿密にプランニングした事前計画が不十分と考へられるため、「個別施設計画」の策定に速やかに着手すべきと考へる。</p>	<p>本市では、公共施設等の適正な維持管理を長期的な視点で計画的に行うために「大分市公共施設等総合管理計画」を平成28年3月に策定し、この計画の推進に向けて、施設利用見込や設備更新計画等を含む個別施設計画を策定しているところである。 今後は策定した個別施設計画を基に事務事業評価や実施計画段階において、経済性・有効性・効率性の観点から事業の評価を実施し、より綿密なプランニングに努めていきたい。</p>	措置済	企画課
139	228	意見	<p>18-6 大友氏遺 跡事業</p> <p>当該事業は大友氏関連遺跡の保存を目的とした用地取得（公有化）を進めるための事業であり、平成13年度から開始され現在も進行中の事業である。 前監査人も指摘しているように、このように大規模で終了まで長期間要する事業は、何らかのかたちで中間報告を行い進捗度合を公表することで、起債に対する市民の理解が深まると考へられる。また、市民もいつ終了するのか関心を持っているはずであり、それに応える意味もある。 この点につき市では、平成27年12月を目途に「史跡大友氏遺跡整備基本計画（第1期）」を策定し、その中で大友氏館跡の整備イメージ図並びに庭園整備パース図を示すとともに、概ね5年間の短期整備に係る事業費及びスケジュールを示す予定にしている。 前監査人が全体像を示す俯瞰図となるような計画等の公表の必要性について意見を付したのは平成18年度の包括外部監査であった。 しかし、当初の意見から9年程経過した現時点において、ようやく「史跡大友氏遺跡整備基本計画」を策定・公表予定であるということは、通知に反して長期間措置が行われていなかったと考へざるを得ず、本来ならば当該意見を受けた時点で速やかに基本計画の策定に着手すべきであったと考へる。</p>	<p>大友氏遺跡については住宅密集地にあることから、地権者の同意が得られたところから史跡指定を受け、公有地化後調査の上、復元データ等資料の整理を進めているところであり、このような中で早期の完成形の作成は困難であった。しかしながら、平成18年の「中世大友再発見フォーラムⅡ」において発掘調査成果報告を行い、平成19年度以降は毎年「大友氏遺跡フェスタ」と題して現地説明会や講演会を開催するなど、事業に対する市民の理解を深めてきたところである。 また、大友氏館跡の整備と大友氏を活かしたまちづくりを具現化するため、平成26年度から基本計画策定に着手し、平成27年12月に「史跡大友氏遺跡整備基本計画（第1期）」を策定し、公表した。この計画の中で、大友氏館跡の整備イメージ図並びに庭園整備パース図を示すとともに、概ね5年間の短期整備に係る概算事業費及びスケジュールを示したところである。 今後も指定・公有化等の進捗状況を見ながら、第2期以降の整備基本計画の早期の策定に努める。</p>	措置済	文化財課

番号	報告書 ページ	指摘事項（監査結果）又は意見		措置の内容	対応区分	担当部署
		区分	項目 内容			
140	229	意見	18-7 大友氏遺 跡事業 市では平成27年12月を目途に「史跡大友氏遺跡整備基本計画（第1期）」を策定し、その中で大友氏館跡の整備イメージ図並びに庭園整備パース図を示すとともに、概ね5年間の短期整備に係る事業費及びスケジュールを示す予定にしている。 前監査人が、将来的な一般財源の必要額を見立てるためにも事業費の試算の必要性について意見したのは平成18年度に、概ね5年間の短期整備に係る概算事業費の試算を行い、それを示したところである。今後も指定・公有化等の進捗状況を見ながら、第2期以降の整備基本計画の早期の策定に努め、その中で概算事業費を示していきたい。	平成27年12月に策定した「史跡大友氏遺跡整備基本計画（第1期）」では、大友氏館跡の整備イメージ図並びに庭園整備パース図を示すとともに、概ね5年間の短期整備に係る概算事業費の試算を行い、それを示したところである。今後も指定・公有化等の進捗状況を見ながら、第2期以降の整備基本計画の早期の策定に努め、その中で概算事業費を示していきたい。	措置済	文化財課
141	231	意見	18-8 西部ス ポーツ交 流ひろば 施設整備 事業 大分市スポーツ推進審議会の答申を受けて、市では平成22年3月に策定した「大分市スポーツ振興基本計画」を平成27年3月に改訂した。この計画は、全市的な視野に立ち地域バランスを考慮した公共スポーツ施設の整備のあり方等について基本的な方針を示したものと言えるが、この計画を受けて、具体的にどの施設から優先的に整備を進めていくのかを検討したものは現時点では定められていない。 前監査人は、財政事情等を考慮した場合当たりの計画変更を避けるためにも、どの施設を優先して整備するかの方を明示することの必要性について意見を提示した。しかし、当初の意見から9年程経過した現時点においても、依然としてどの施設を優先的に整備するかの方を明示されていないことから、長期間措置が行われていなかったと考えざるを得ない。本来ならば当該意見を受けた時点で速やかに基本計画の策定に着手すべきであったと考える。	平成27年度に大分市スポーツ推進審議会を開催し、市民スポーツを取り巻く「場」の整備について諮問し、「地域バランスを考慮したスポーツ施設の整備を計画的に進めること等を求める」旨の答申を受けた。 そのことを受け、本市全体のスポーツ施設のあり方について検討を行い、地域バランスを考慮した新たな施設として、南部地域スポーツ施設の整備について庁内検討委員会を立ち上げ検討を開始した。 なお、既存スポーツ施設については、長寿命化、統廃合の観点から、駄原球技場、日吉原体育館の改修、桃園公園プールの廃止についての検討を行っているところである。 その他のスポーツ施設については、大分市公共施設等総合管理計画などにに基づき、長寿命化改修や集約化に伴う統廃合など、計画的に整備を行っていく予定である。	措置済	スポーツ・健康 教育課

番号	報告書 ページ	指摘事項（監査結果）又は意見		措置の内容	対応区分	担当部署
		区分	項目 内容			
142	232	指摘事項	17-1 施設の管理 土地明細台帳 <p>平成23年3月31日付で土地の評価を改定しており管財課で作成する各公民館の土地の明細表には改訂価格が記載される。他方、市民協働推進課が作成する各公民館の土地明細台帳上では、八幡公民館、賀来公民館については改訂価格が記載されていない。</p> <p>管財課は「公有財産管理システム」という他の地方公共団体においても採用されているパッケージソフトで計算された土地の再調達価額を、エクセルデータに加工して市民協働推進課へメールに添付して送信する。市民協働推進課では当該課で管理する土地明細台帳に土地の再調達価額を記載するはずであるが、それがなされていないということは市民協働推進課が日々の業務に忙殺されて記載を失念したことが考えられる。しかし平成23年3月の事なのでその発生理由については不明であるとのことである。</p> <p>平成28年3月31日付で実施する土地評価改訂の際には、市民協働推進課の八幡公民館、賀来公民館土地明細台帳上に土地の改訂価格を記載するとともに、今後は市民協働推進課内での土地の評価額を土地明細台帳に記載したことを、記載者以外の者がチェックできる体制を整えるべきである。</p>	<p>八幡・賀来公民館の土地明細台帳における改訂価格の記載漏れについては是正した。</p> <p>また、土地評価改定があった場合には、管財課からの通知に基づき、八幡・賀来公民館に限らず所管する全ての土地について、その評価額を土地明細台帳に記載し、グループリーダーのチェックを経て所属長へ報告することとした。</p>	措置済	市民協働 推進課
143	234	指摘事項	17-2 施設の管理 建物明細台帳 <p>建物台帳の建物評価額は「財産評価マニュアル」に基づいて評価されているが、耐用年数、残存率の記載は、管財課が作成する建物台帳にも、所轄課が保存する建物明細台帳にも記載されていない。</p> <p>管財課が作成する建物台帳のデータをもとに各所轄課が建物明細台帳を作成するため、管財課が作成した建物台帳に耐用年数の記載がなければ各所轄課では入力できないことから、管財課の建物台帳の様式に耐用年数及び償却率を追加すべきである。</p>	<p>各課は所管する建物の現状を確認し、管財課へ報告することで初めて管財課の建物台帳への登録及び台帳情報が更新される。耐用年数及び残存率は、各課が建物の構造や用途等の必要な情報を管財課に連絡することで、管財課からその数値を得ることができる。</p> <p>市民協働推進課においては、所管する全ての建物について、管財課と協力し建物明細台帳に耐用年数等を記載することとした。</p>	措置済	市民協働 推進課

番号	報告書 ページ	指摘事項（監査結果）又は意見		措置の内容	対応区分	担当部署
		区分	項目 内容			
144	234	指摘事項	17-2 施設の管理 建物明細台帳 <p>管財課はパッケージソフト「公有財産管理システム」で計算された建物台帳を保有しており、各所轄課は管財課から送られたデータをもとにして建物明細台帳を作成し管理しなければならない。</p> <p>平成23年3月31日付で建物の評価を改定しておりすべての公民館について管財課が作成する建物台帳には改訂価格が記載されている。ところが、市民協働推進課が作成する建物明細台帳上には市民活動・消費生活センターの改訂価格は記載されていない。</p> <p>また大分南部公民館については、建物台帳と建物明細台帳の用途が合致しておらず、両者の資料の合計金額は一致するがその用途内容に不整合が生じている。</p> <p>このことは管財課から市民協働推進課に送ったデータが完全かつ網羅的に市民協働推進課で建物明細台帳に入力されていないことを意味する。管財課から入手したデータを正確に建物明細台帳に入力するためには、入力者とは別の者が確認し、さらに上長の決裁を受けるような体制を整える必要がある。</p>	<p>市民活動・消費生活センターの建物明細台帳における改定価格の記載漏れ及び大分南部公民館の建物台帳と建物明細台帳における用途の不整合については是正した。</p> <p>今後、建物評価改定があった場合には、管財課からの通知に基づき所管する全ての建物について、その評価額を建物明細台帳に記載し、グループリーダーのチェックを経て所属長へ報告することとした。</p> <p>また、管財課の建物台帳は、各課が所管する建物の用途を、管財課へ報告することで更新されることから、市民協働推進課は建物明細台帳に添ってその用途を管財課に報告することとし、報告内容についてグループリーダー及び所属長が確認することとした。</p>	措置済	市民協働 推進課
145	236	指摘事項	17-3 公民館ごとの事業 費 <p>地区公民館ごとの行政コスト計算書の公表、作成については行われていないため、地区公民館の活動の成果が正しく把握できず、地区公民館の年度比較や他の公民館との比較ができていない。</p> <p>行政コストを把握することによって、人、物といった性質別に、あるいは公民館ごとに把握し比較することにより全体的、横断的なコスト改善を行うことができるというメリットがある。行政はコストのみでは割り切れるものではないが、地区公民館ごとの行政コスト計算書を作成しておけば、コスト面での分析と行政活動の成果を対比させることにより、行政活動の効率性を検討することができ、さらに人にかかるコスト、物にかかるコストのどこに問題点があるのかを把握することが可能となることから、行政コスト計算書の作成は行う必要があると考える。</p>	<p>コスト改善のひとつの手法として、平成28年度分から、地区公民館ごとの行政コスト計算書を作成し、行政コストを分析・把握するなかで、地区公民館の運営に生かしていくこととした。</p>	措置済	市民協働 推進課

番号	報告書 ページ	指摘事項（監査結果）又は意見		措置の内容	対応区分	担当部署
		区分	項目 内容			
146	238	意見	17-4 利用状況 平成26年度の鶴崎公民館図書室の一日平均利用者数は5.6人となっており、平成20年度の9.2人と比較して4割減少している。また郷土資料の貸出冊数は年間4冊に留まっており、現状では鶴崎公民館の特色が発揮されていない。 鶴崎市民行政センター図書室に郷土資料コーナーを設けることにより鶴崎公民館図書室の特色を引き継ぐなどの方法により効率的な行政サービスを提供するように検討する必要がある。また、鶴崎公民館図書室と鶴崎市民行政センター図書室の統合について再検討する必要があると考える。	鶴崎公民館は築44年を経過し、市内の13地区公民館の中で最も古くなっており、以前から地域住民等により大規模改修等の必要性が指摘されている。 また、これまで「子どもの読書・ことば遊び教室」の開催等、公民館独自の取り組みを積極的に行い、地域の読書活動推進の拠点として一定の役割を果たしてきているものの、公民館図書室の利用者の増加には繋がらなかった。 今後、鶴崎公民館の改修等の時期にあわせて、鶴崎市民行政センター図書室への統合に向けて、地域住民や利用者等の意見を十分聞く中で、検討していく。	検討中	社会教育課
147	239	意見	17-5 業務委託（公民館の管理運営） 清掃管理業務については、できる限り多くの地元企業が受注機会を得ることができるよう、入札により1館ごとが契約の基となる。館ごとの個別契約が、個々の入札で設計金額に応じて7～8社による指名競争入札を行っており、十分な競争性には確保できていると考える。また、この業務の履行には、特別な資格や免許等を必要としないことや地元企業育成などの観点から、これまでも地元企業の受注機会の拡大を図ってきたところであり、今後も引き続き個別発注とする。	地区公民館の清掃業務委託については、施設維持管理業務の契約事務に関する取り扱いの通知に基づき、個々の入札で設計金額に応じて7～8社による指名競争入札を行っており、十分な競争性には確保できていると考える。また、この業務の履行には、特別な資格や免許等を必要としないことや地元企業育成などの観点から、これまでも地元企業の受注機会の拡大を図ってきたところであり、今後も引き続き個別発注とする。	措置困難	市民協働推進課

番号	報告書 ページ	指摘事項（監査結果）又は意見			措置の内容	対応区分	担当部署
		区分	項目	内容			
150	243	意見	17-7 使用料収入	<p>公民館に保管されている有料講座の事業実施状況個票に記載されている歳入金額が、実際に受講生から受け取った受講料と一致しているかどうかを検証するため、平成26年度大分中央公民館の有料講座を抽出して事業実施状況個票に記載されている金額と、受講生に渡した領収証の控の金額が一致しているかどうかを確かめた。その結果受講生から受け取った受講料の金額が各有料講座の歳入額と一致していない事業実施状況個票があった。</p> <p>事業実施状況個票は見込額で記載されているため事業実施状況個票と領収証の金額が一致しないケースが生じるのであるが、各有料講座の評価を記載している事業実施状況個票の歳入額については、見込金額ではなく実績金額を記載して両者を照合できるようにして内部統制を機能させるべきであると考えた。</p> <p>ただし今回の不一致については、収入調定書と領収証書の金額は一致しており受講料の盗難等の不正リスクはないと考えられる。</p>	<p>平成28年度から、事業実施状況個票の歳入額については、実績金額（実際に領収した金額）を記載することとした。</p> <p>また、有料講座の実施日ごとに受講生と領収証書の控を確認し、その内容が事業実施状況個票に反映されているかを、個票作成者以外の者がチェックし、公民館長に報告することとした。</p>	措置済	市民協働 推進課
151	245	意見	17-7 使用料収入	<p>受講生から受け取った受講料が大分市に納付されていることを検証するため平成26年度大分中央公民館の有料講座を抽出して領収証書控の合計額と収入調定書の金額が一致しているかどうか確かめた。</p> <p>その結果、受講生から受け取った受講料を大分市に納付した領収証書の控えが領収証ファイルに貼付されていないものが3件あった。収納金納付簿で金融機関の出納印が押されているため納付はされていると思われるが領収証書は相手との金銭の受け払いの証拠資料となるものなので、所定の場所に貼付して別の者が照合し収納が正しく行われたかを確かめる内部統制を組み込むべきである。</p>	<p>平成28年度から、受講生に発行した領収証書の控及び各公民館職員が受講料を金融機関に入金した際の領収証書（第38号様式）はファイル等に確実に保管するとともに、その両者の照合を複数人で行うことで、受講料が大分市へ納付されていることを確認することとした。</p>	措置済	市民協働 推進課

番号	報告書 ページ	指摘事項（監査結果）又は意見			措置の内容	対応区分	担当部署
		区分	項目	内容			
152	246	意見	17-7 使用料収入	<p>有料講座の講師への謝礼金について、支払う都度「支出負担行為決議書」に諮って支払われていることを検証するため、平成26年度大分中央公民館の有料講座を抽出して事業実施状況個票の報償費の金額と領収書との金額が一致しているかどうかを確かめた。</p> <p>その中で、ひとつの有料講座（親子でリズム運動）の事業実施状況個票に記載されている報償費の金額（190,000円）が、実際に支払われた金額と1人分の謝礼金1,000円分が異なっているものがあった。</p> <p>事業実施状況個票に記載されている金額は見込みの金額であるため、実際に支払われた金額とは異なっているののであるが、この資料は各有料講座の評価を記載している資料であるため記載する金額は実際に支払った金額とすべきである。</p> <p>各有料講座が終了した都度、支出負担行為決議書に貼付されている領収書の合計額について集計し、それを事業実施状況個票の報償費の実際支払金額と一致していることを確認するチェック機能を内部統制機能として組み込むべきである。</p>	平成28年度から、講師謝礼金について、教室・講座の開催月ごとに、支払調書の内容にのっとり確実に支払いを行うとともに、事業実施状況個票の作成にあたっては、支払調書の内容と一致していることを、個票作成者以外の者のチェックを経て、公民館長に報告することとした。	措置済	市民協働 推進課
153	248	意見	17-8 美術館の 管理運営	<p>過去の監査意見でも示されたとおり、美術館の管理運営に係る指標として延べ利用者数を使用すると、例えば特別展入場者数と常設展の入場者数が重複カウントされてしまうという問題がある。</p> <p>展覧会の年間利用者数は、平成22年度161,140人、平成23年度286,795人、平成24年度222,941人、平成25年度225,504人、平成26年度176,201人という推移となっているがこれは集客力の高い展覧会を開催した年度に多くの人々が来館した結果になっているため、美術館を利用する利用者の実態に近い人数推移になっている。</p> <p>美術館に来館する多くの人々が展覧会を目的に来館すると仮定すると、展覧会の利用者数を美術館の利用状況の指標として使用することも合理的であると考えられる。</p> <p>したがって、美術館の利用状況の指標としては、延べ利用者数ではなく実態の推移を表すことのできる展覧会の利用者数を用いることを検討すべきである。</p>	<p>展覧会の利用者数を美術館利用状況の指標として用いることを検討したところ、美術館における利用者数は、美術館の利用状況を的確に把握し、その効率的かつ効果的な運営を図るためのものがあり、また全国的にも美術館における統計の捉え方が本市と同様の取り扱いとなっていることから、現状どおりとすることとした。</p> <p>なお、これまでも美術館の利用者数として、特別展入場者数、常設展入場者数など利用目的別に実利用者数をカウントしてきていることから、ケースに応じ活用していくこととする。</p>	措置済	美術振興 課

番号	報告書 ページ	指摘事項（監査結果）又は意見			措置の内容	対応区分	担当部署
		区分	項目	内容			
154	249	意見	17-9 業務委託 契約（美 術館の管 理運営）	過去の施設管理に関する委託業務の落札率をみると、一部の委託業務で低い落札率となっているものの全体的には落札率が高止まりになっているケースが散見される。よって前回の指摘からの改善は限定的なものに留まっていると考えられることから、今後は郵便入札や電子入札を実施することにより一層の業務の効率化を図りコスト削減を図っていく必要がある。	美術館の施設管理に関する委託業務では、施設の性格上、より高い専門性等が求められるとともに、資力・信用その他について適当である誠実な業者選定が必要となることから指名競争入札を行っているところである。今後も、仕様書の内容等の見直しや、より競争性を高めるため指名業者数を増やすことで、一層のコスト削減に取り組んでいく。	措置済	美術振興課
155	251	意見	17-10 ミュージ アム ショップ の図録の 在庫	過去に発生したものについては、3割引から7割引で販売するなどの対策をとっているが平成27年3月31日現在、完売できていないものが残っている。割引販売をしてもなお売れない図録を抱えたままにすることは有効活用されないし管理コストがかさむ場合もあることから、有効活用策を検討すべきである。	在庫図録については、これまで実施してきた美術館の教養講座や学校、公民館等でのサテライト教室の教材として引き続き有効活用するとともに、平成28年4月より、美術館年間パスポートの継続購入の特典として、希望者に進呈する取り組みを試行的に開始し、美術館誘客の活用策とした。	措置済	美術振興課

番号	報告書 ページ	指摘事項（監査結果）又は意見		措置の内容	対応区分	担当部署
		区分	項目 内容			
156	252	意見	<p>17-1 大分七夕 まつり補 助事業と 【規則一 の一致致 について】</p> <p><イベント開催費用等に係る業者の選定について> 大分市まつり振興会の支出に係る資料を閲覧したところ、次のような点が検出された。 会場設営費（太鼓大会会場設備）に係る物品購入伺書が申請されたのが9月1日となっているが、まつり開催日は8月2日となっているため、事後伺いとなっていた。また、この取引について見積合わせ3者による決定がなされているが、落札業者以外の2者うち、1者は見積書の日付が記載されておらず、もう1者の見積書日は祭り開催日の2日前となっていた。イベント準備については、見積りから取引日までは一定の日程を要するものと推察されることから、適切な業者の選定がなされているとは客観的に識別できなかった。 当事業は、市が大分市まつり振興会に補助金を支出した後、交付事業費や共済事業費が外部に拠出されている。交付事業費や共済事業費の支出先の選定について、見積合わせが行われたことが確認できないものが見受けられた。本市が直営で事業を実施する場合には見積合わせを行うものであっても、補助対象先であるまつり振興会から支出されるものについて見積合わせが明文化されていないため、支出の透明性が客観的に確保されているとは判断できない状況である。 補助にあたっては、補助要綱・要領に、支出の妥当性が客観的に確保できるよう、少なくとも、一定額以上の取引については見積合わせの要件を明文化し、透明性のある業者選定が行われるように改善する必要がある。</p>	<p>会場設営に係る物品購入伺いの日付が開催日以降になっていたことや見積書の日付が記載されていなかったことについては、今後、大分市まつり振興会において、適切な業者の選定がなされるよう開催日以前に十分な見積期間を確保するとともに、事務処理を適正に行うよう指導した。 また、事業の実施にあたっては、大分市まつり振興会の出納事務を担当する大分商工会議所が、自らのルールを準用して見積合わせ等を行っているが、必要により随意契約を行う場合はその理由を明確にするよう、大分市まつり振興会に対して指導した。</p>	措置済	商工労政 課

番号	報告書 ページ	指摘事項（監査結果）又は意見		措置の内容	対応区分	担当部署
		区分	項目 内容			
157	254	指摘事項	<p>17-2 ポートセールス事業負担金の支出の妥当性について】</p> <p>負担金額の算定根拠を示した資料は確認できなかった。大分市では、負担金の金額決定のプロセスにおいて、前年実績と比較してどうかという点が最優先され、負担の先の実態からいくらが妥当であるかの視点が欠落しており、今後適正な負担金の水準について検討すべきであるとした、過去の指摘が生かされていないといえる。</p> <p>また、事業の財源について大分港大在コンテナターミナルを利用する企業の負担へと移管していく中長期的な検討が行われた証跡がなく、過去の意見に対する措置が誠実に行われていない状況が見受けられた。</p>	<p>ポートセールス事業については、大分県、大分市、企業等で構成する大分県ポートセールス実行委員会の総会において事業内容及び予算案について協議し決定している。</p> <p>大分県、大分市、企業等の負担割合については、財政負担能力等により委員会設立時から、これは、各年度の事業費に応じて、大分県が約6割、大分市が約3割、企業等が約1割となっている。また、負担金額については、平成16年度以降、繰越金を活用する中で段階的に削減してきており、今後とも、適正な負担金の支出に努めている。</p> <p>また、企業への負担への移管については、ある程度の競争体力が整った段階において、ポートセールス事業の維持・推進に係る財源を企業等の負担へと移管していくよう大分県ポートセールス実行委員会に働きかけていきたい。</p>	措置済	創業経営支援課
158	255	指摘事項	<p>17-3 大分商工会議所の補助金の交付補助金の不備について】</p> <p>大分商工会議所補助金の関係書類を査閲したところ、次のような点が見受けられた。</p> <p>補助金の交付確定通知書を補助事業等実績報告書に基づき送付している。この際に、実績報告書の添付書類として、収支決算書及び事業報告書が提出されているがこの事業報告書に記載された監査報告書が6月26日となっており、それ以外の資料は監査時点において確認できなかった。実績報告書については遅くとも4月から5月までの間にチェック作業が行われていることを考えると、客観的には実績報告書の添付書類である事業報告書を手、吟味せずに交付確定通知が行われたとも見受けられる。今後は実績報告書に添付される収支決算書及び事業報告書は監査前の暫定的なものであっても、必要な時期に確実に入手してチェックするとともに、その資料を残しておく必要があるといえる。</p>	<p>平成28年度から、会議所の会計監査前の暫定的なものであっても、実績報告書の提出時点の収支決算書及び事業報告書を提出してもらい、十分に精査した上で交付確定通知を行うとともに、関係資料については保存することとした。</p>	措置済	商工労政課

番号	報告書 ページ	指摘事項（監査結果）又は意見		措置の内容	対応区分	担当部署	
		区分	項目				
159	257	意見	17-4 大分県産業創造機構への負担金【の負担金の算定について】	<p>負担金の算定根拠は把握していたが、妥当性を精査しているとは客観的に認められなかった。</p> <p>負担金総額については、産業創造機構の収支の中から負担するに値するものを抽出し、財政状態との勘案の上、金額が合理的であるか判断したような証跡がなく、十分な精査が行われているとは判断できなかった。今後は、県に引き掛けを行い、負担金の支出根拠を入手するのみではなく金額の妥当性も検討することが求められるといえる。</p>	<p>大分県産業創造機構の負担金については、主に機構全体の運営費として活用されており、負担目的である地域産業の発展及び雇用の確保等に適合して使用されたかの測定が困難である。</p> <p>本市としては、起業家の育成や海外企業との取引拡大支援、地域資源を活用した商品開発等に係る事業費への活用が望ましいと考えており、今後は、県内の関係市や大分県産業創造機構と、負担金額の妥当性も含め、協議していく。</p>	措置済	創業経営支援課
160	259	意見	17-5 基本原則及び職員の向上等	<p>商工労政課にヒアリングを行うとともに、関連資料の閲覧を行った。金銭的支援は必要との観点から市は継続して支援を行っている。ただ、運営費補助金をはじめ、市の支出が必要か、その金額が妥当かどうか客観的に判別できないまま支出が継続されているもの、金銭的支援が妥当であってもその額が適切とまではいえないものが見受けられた。</p> <p>また、職員のレベルアップという観点においては、補助事業や委託事業、指定管理者制度等の活用によって市直営により実質的な業務が行われない結果、経験・ノウハウの構築、蓄積が市ではなく外部で行われることにつながる可能性がある。</p> <p>措置状況に書かれている平成19年度に職員に中小企業診断士として養成する等の人的支援について同課にヒアリングしたところ、市職員では経営実務の経験に乏しく、外部からの信頼性が得られず、有用な成果が表れなかったとのことであった。市の人的支援が難しい中、残された市の役割として金銭的支援が挙げられる。金銭的支援は、継続的に行うのではなく、公平性の観点から当該支援が適切か、その支出額が妥当なものかどうかという点については定期的に検討を行うべきであり、最小のコストで最大の成果を挙げるよう、各職員が意識して業務を行っていくことが、職員のレベルアップにもつながるのではないかと期待される。運営費補助金の支出にあたり必要額を見積っていない点、同額の補助金が何年も継続している中、見直しが行われていないといった点などは、早期に業務を改善して、公金の有効かつ効率的な活用が行えるよう職員のレベルアップを図っていく必要があるといえる。</p>	<p>各種補助金については、最少のコストで最大の成果を挙げられるよう、補助の必要性や金額の妥当性について、職員が意識して定期的に精査・検討を行い、職員のレベルアップを図るとともに、公平性の確保に努めることとした。</p>	措置済	商工労政課

番号	報告書 ページ	指摘事項（監査結果）又は意見		措置の内容	対応区分	担当部署
		区分	項目 内容			
161	261	意見	<p>17-6 施策の見直し 商工及び 助成 定直各種 団体携業 運金</p> <p>補助金の中で平成17年度から26年度までの間、金額が変わっていないものがあった。客観的に補助金額の必要性、費用対効果が十分に検討されているとは判断できなかった。長期間の同額補助は、補助金に依存して組織の自助努力や自立意識が希薄化するリスク、事業の効率性、他の団体との公平性の観点から問題となる可能性もあるといえる。</p> <p>補助対象先の収支決算書等を入手しているものの、内部留保を含む財産の状況、収支のうち公金で負担すべき内容等を吟味した証跡がなく、各補助金額の算定根拠が客観的に明らかにされていない状況となっている。</p> <p>さらに、同額を出し続けるのではなく、経済波及効果を考慮した上で、出し方を工夫するといった、発想の転換が必要であるといえる。</p> <p>また、補助金は原則として事業費補助とし、運営費補助を行うのであればその旨を明確化し、理由を文書で残すべきであるとした過年度の監査意見についての対応が証跡と見做して残されておらず、交付団体の運営状況をもつてのみ運営費補助が拠出され続けている。</p> <p>また、具体的な補助の成果について、検討した証跡がないものが見受けられるなど、運営費補助金としての用途の明確化を図った点についても客観的には認められなかった。</p> <p>改めて次の点について改善する必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自主財源や自己収入のある団体については、廃止するか終期を設定した上で減額することも検討する必要がある。 ・運営費補助金を可能な限り用途が明確な事業費補助金に替えること。運営費補助金については、支出理由を詳細に文書化する必要がある。 ・収支決算報告書の繰越額がほとんどないという判断のみをもって補助金額が妥当であると判断するのではなく、団体で用途された事業費について公金を出してまで公益上支援する必要があるのかを踏まえて判断する必要がある。 ・貸借対照表や財産目録などの資産状況を十分に加味して、どの程度の資金余力がその団体にあるのかという点を把握・検討する必要がある。 	<p>補助対象先については、収支決算書や貸借対照表、財産目録等を確認し、公金で支援すべき内容であるかなど補助金額の妥当性について定期的な確認を行うこととした。</p> <p>また、運営費補助金については、各補助対象団体の収支状況や資産状況などを確認した上で、事業費補助金にすることが可能か調整を行うとともに、運営費補助金である場合はその旨を明確にし、文書等により保存することとした。</p>	措置済	商工労政 課

番号	報告書 ページ	指摘事項（監査結果）又は意見		措置の内容	対応区分	担当部署
		区分	項目 内容			
162	262	意見	<p>17-6 施策の見直し 商工及び 助成 定直種 体携業 運金</p> <p><委託事業の契約のあり方について> 平成26年度商業振興事業における委託金額上位5事業のうち4つの事業が、同一業者に1者随意契約で契約されている。このうち2事業を勘案した結果、委託契約の性質又は目的が競争入札に適さないとは客観的に言い切れなかった。1者随意契約のデメリットとして、契約金額が市場価格より高くなり、不適正な取引が生じる危険性があること、委託先が行政施策に依存する或いは行政が委託先に依存することによる馴れ合い・癒着の可能性が挙げられる。今後は委託事業者の選定においては、より公平で透明性のある運用を図るよう契約形態を見直していく必要があるといえる。</p>	<p>当該1者は、中心市街地の活性化に関する法律第15条に位置づけられたまちづくり会社であり、中心市街地の情勢に精通し事業のスムーズな運営と安全確保が期待できることから、随意契約としたところである。今後とも随意契約の理由を明確にするとともに、可能なものについては見積合わせを行うなど、公平で透明性のある運用を図ることとした。</p>	措置済	商工労政 課
163	264	意見	<p>17-6 施策の見直し 商工及び 助成 定直種 体携業 運金</p> <p><まちなかトレジャーハント事業について> まちなかトレジャーハント事業というイベント事業が委託により実施されている一方、他のイベント事業については補助事業において実施されていた（大分市中心市街地商都復活支援事業補助金及び大分市商店街活性化補助金）。まちなかトレジャーハント事業のみ補助事業ではなく、委託で行われる合理的な理由が見あたらなかった。委託事業である、まちなかトレジャーハント事業（実施）の内容は、事業実施報告書によると、中心部の商店街回りを保護者と一緒に子どもたちが地図を見ながら宝探しに遊ぶというものであった。これに対し、補助事業である大分市中心市街地商都復活支援事業補助金のイベント事業では、小中学生対象に府内城探検、大分にまつわるクイズ大会などが実施されていた。委託事業と補助事業が類似している。委託先、補助対象先の選定にあたり、委託事業は1者随意契約とされている一方、補助事業は公募制となっており、双方が類似したイベント事業であるにもかかわらず選定方法に差が設けられている合理的な理由が把握できなかった。まちなかトレジャーハント事業は大分市中心市街地商都復活支援事業補助事業ないし大分市商店街活性化補助事業の枠内で行うよう見直す必要があるといえる。</p>	<p>まちなかトレジャーハント事業は、中心市街地の回遊性の向上を図るという行政目的を達成するため、本市が主催したものであり、平成27年度以降、本市主催では実施していない。一方、大分市中心市街地商都復活支援事業補助金は、中心市街地のにぎわい創出を図ることを目的としたイベント等に対し補助金を交付するものであり、府内城探検やクイズ大会等は当該補助事業者がイベントとして企画したものであるが、今後とも市の実施事業と補助事業の整理を行い、事業の適正な予算執行に努める。</p>	措置済	商工労政 課

番号	報告書 ページ	指摘事項（監査結果）又は意見			措置の内容	対応区分	担当部署
		区分	項目	内容			
164	265	意見	17-7 中心部商店街の活性化	<p>大分市商店街活性化事業補助金及び大分市中心市街地商都復活支援事業補助金の関連資料を閲覧した。</p> <p>平成26年度において実施されたまちなか週末イベントプロジェクト事業は、対象事業費7,578千円のうち補助金交付額が6,000千円となっている。当該事業は大分市中心市街地商都復活支援事業の中心部活性化商店街連携事業に位置づけられており、補助率が80%以内と極めて高い水準になっている。</p> <p>これらの事業について、補助金がなくても持続するのかわどかという視点での事業評価が行われた形跡がなかった。市の担当者によると、モデル事業的なものであるという回答があった。大分市中心市街地商都復活支援事業補助事業の継続性について、翌年度以降も行うか意向調査を口頭で行っているとのことであったが、その結果は文書として整理されていなかった。</p> <p>モデル事業は、本来、事業実施後その成果を広げていく目的で行われるものである。モデル事業を単なるモデルとして終わらせないことが重要であり、そのためには、事業実施に先立ち、事後にこれを広げていくための具体的な計画がある程度立案されていることが必要であるといえる。事業実施後、さらなる活動に広げていくための具体的な計画が十分に示されていないため、その場限りの事業となってしまう危険性がある。現在は、イベント来場者数は測定されているものの、その後の活動の広がりや効果・課題の抽出が十分とはいえなかった。今後は、モデル事業実施後の先の活動を見据え、活動の広がりや有する、より明確で実現可能性のある計画を持った上で事業を実施する必要がある。</p>	<p>まちなか週末イベントプロジェクト事業は、大型店や商店街が連携して進める中心市街地の活性化に欠かせない事業であり、市が施策として支援する必要があると認められると考える事業である。</p> <p>今後は、状況の変化に応じ費用対効果を見極めていく。</p>	措置済	商工労政課
165	267	意見	17-8 商店街活性化事業補助金の利用状況	<p>平成19年度から26年度の事業の利用状況をみると、商店街プランニング事業や商店街センスアップ事業といった中区分で利用されていないものが見受けられた。前回の指摘より未実施の事業は減ったものと考えられる。仮に団体等にヒアリングを行い、未実施の事業に対する需要を見込めたとしても、当該需要の有無のみで判断することなく、需要の多寡、事業の効率性や公平性を客観的に踏まえ、利用実績の乏しい事業は廃止を検討することも必要であるといえる。</p>	<p>商店街活性化支援事業については、これまで商店街のニーズなどを把握する中でメニューを組み立ててきた。しかしながら、時代の変化に伴い商店街のニーズも変化してきており、今後とも効率性や公平性も踏まえながらニーズに則してスクラップアンドビルドを行うこととした。</p>	措置済	商工労政課

番号	報告書 ページ	指摘事項（監査結果）又は意見		措置の内容	対応区分	担当部署
		区分	項目 内容			
166	268	意見	<p>17-8 商店街活性化事業の補助金利用状況</p> <p><大分市商店街活性化事業補助金事業の適切な実施について> 平成26年度商店街活性化事業の資料によると、広域共同事業を除き、実績報告書及び事業実施報告書等に事業の成果欄が設けられておらず、事業の目的・内容しか客観的に判別できない状況であった。定量的な成果が把握されておらず事業の効率性が把握できなかった。 このほか、当事業の運用については、次の点が検出された。 商店街イメージアップ事業（ホームページ新規作成）の事業実施計画書と事業実施報告書の事業の目的及び事業の内容について、全く同じ文言が記載されており、効果の検証が記載されておらず、担当課の十分なモニタリングが行われたとは判断できなかった。 商店街イメージアップ事業（ホームページ新規作成）における補助金交付決定通知書のみ複数の業者からの見積合わせについて記載されているが、他の事業の通知書には見積合わせの記載がされていない結果、他の事業について見積合わせが行われた証跡がないものが見受けられた。事業の公平な運用及び取引の妥当性、経済効率性の観点から問題がある。 商店街イメージアップ事業（わさだ地域商店街・健康ウォークマップ作成）について、通知書上で、ウォークマップ作成に係る調査地域及び掲載内容を明確にする旨を記載しているが、本来は明確にされてから再申請された上で交付決定がなされるべきであると考えられる。補助金交付決定のプロセスが粗雑であるといえる。 事業の成果を実績報告書又は事業実施報告書の様式で明らかにするよう、要綱又は様式を改善する必要がある。なお、成果の検討は可能な限り客観的かつ定量的なものが把握できることが望ましい。 次に商店街活性化事業の公平な運用が確保されるため、一定金額以上の取引について見積合わせを義務付けるよう改善する必要がある。また、事業執行にあたり、担当課は十分な書類の査閲と必要に応じて対象先の指導を適切に実施するよう改善する必要がある。</p>	<p>商店街活性化事業の事業実施報告書に事業の効果を記載する欄を設け、報告するように平成28年度から要綱・要領を改めた。 また、商店街イメージアップ事業（ホームページ新規作成）については、事業実施計画書と事業実施報告書の内容を吟味・精査し、実施状況や成果などについて把握して効果の検証を行うとともに、発注について特別な場合を除き、見積合わせを求めることとした。 さらに、商店街イメージアップ事業（わさだ地域商店街・健康ウォークマップ作成）については、補助金申請の段階で調査地域や掲載内容が明確にされた内容のものを確認した上で交付決定することとした。</p>	措置済	商工労政課

番号	報告書 ページ	指摘事項（監査結果）又は意見			措置の内容	対応区分	担当部署
		区分	項目	内容			
167	269	意見	17-8 商店街活性化事業の補助金利用状況	<p><大分市中心市街地商都復活支援事業について> 大分市中心市街地商都復活支援事業選考委員会の関連文書を見ると、選考委員会委員と申請者が同一となっているものが見受けられた。お手盛りの可能性を排除するとともに客観的な透明性を確保するため、利害関係のある委員は選考委員会から外すといった工夫が必要といえる。</p> <p>また、平成26年度大分市中心市街地商都復活支援事業の中の事業について、事業費はA社に最も多く支出されているが、補助金交付先団体Aの代表者aと事業費の支出先であるA社の代表者aは同一人物であった。団体Aの名簿を閲覧すると、過半数がA社所属の社員であった。支出にあたり、要綱では見積合わせが求められておらず、経済合理性があることが客観的に確認できなかった。</p> <p>当事業の補助金交付要綱によると、一部少数の者のみの利益となると市長が認める事業に該当する事業は、補助事業から除くこととされている。当事業については、事業費のすべてがA社に支出されているわけではないことから形式的には問題ないと思われるが、公共性や公平性、透明性を確保するため、補助金交付先から補助金申請者が代表者を務める企業等への支出については、担当課は、取引の必要性や見積合わせといった経済合理性を十分に確認・検討することが必要であると思われる。</p>	<p>大分市中心市街地商都復活支援事業選考委員会については、利害関係のある委員は審議に加わらないようにするなどの措置をとることとした。</p> <p>また、補助金交付先から補助金申請者が代表者を務める企業等への支出については、公共性や公平性、透明性を確保するため、取引の必要性や見積合わせといった経済合理性を十分に確認・検討することとした。</p>	措置済	商工労政課

番号	報告書 ページ	指摘事項（監査結果）又は意見		措置の内容	対応区分	担当部署
		区分	項目 内容			
168	271	意見	<p>17-9 大分七夕祭りの補助事業として位置付け</p> <p>平成27年度の事務事業評価資料においては、来場者の増加の効果をうたっている。 補助金額を増やせばイベントもある程度の規模の大きなものになることは考えられるものの、天候等にも左右されるため、来場者という均一の指標だけでは、事業の効率性を把握するのは容易ではない。過去の推移を見ても補助金額と来場者数は必ずしも相関関係にあるとは言いきれない。来場者を増やすという目的であれば、事業を遂行するにあたってより詳細な検討が必要であると思われる。 平成28年度からは、県内外の観光客誘致に向けたPRの充実と府内戦紙参加者の増加に伴う会場の拡大を図るため、予算の増額を予定しているが、過去の推移を踏まえると、補助金総額の増加が入場者数を獲得することにつながるとまでは客観的に判断できない。まずは補助金額を増額せず、見積合わせの励行等によりコスト削減に努めて、削減できた分を県内外の観光客誘致活動に充当するといった対応を行うことが望ましいのではないかと見える。</p>	<p>事業を遂行するにあたっては、今後とも、来場者の増加につながるよう詳細な検討を進める。 また、事業の実施にあたっては、大分商工会議所のルールを準用し、原則として見積合わせ等を行うことで、コスト削減に努めているが、市としても大分市まつり振興会に対し、指導することとした。</p>	措置済	商工労政課

番号	報告書 ページ	指摘事項（監査結果）又は意見		措置の内容	対応区分	担当部署
		区分	項目 内容			
169	273	意見	<p>17-10 大分生活文化展補助事業の補助目的</p> <p>大分生活文化展は、昭和42年に開始されたものである。約半世紀が経過しようとしている今、生活文化展そのものの存否を含めて検討する段階に来ている。 特筆すべき事項としては、補助金額がこの5年間変動していなかったこと、平成25年度及び26年度と大幅に来場者数が減少していることが挙げられる。 大分市見直し特別検討チーム会議により、見直し案が検討されているが、見直し案では、事業の存否までは判断されていない。 検討チームの名簿を閲覧すると、市職員のほか商店街関係団体及びメディア関係者がほぼ多数を占めている。検討委員の中には、各所属先の上席者が大分生活文化展の実行委員会のメンバーになっていることが見て取れることから、忌憚のない、抜本的な意見が出にくいのではないかとと思われる。 また、生活文化展の実行委員会の委員と、見直し特別検討チーム会議の両方で同一人物が委員となっているケースがある。見直し特別検討チームのメンバー選任にあたっては、最低限実行委員会との利害関係のない者が中心メンバーとなることがより望ましいのではないかといえる。 大分生活文化展に関する市民の意識調査等から、次のような課題が見える。 ・20代～40代では「毎年来場している」と回答したのは8.5%～16.7%と、若い世代の支持が相対的に低くなっていること。 ・来場の目的の最大が「飲食」と「庭木・花苗・盆栽」となっており、今日では、生活文化展以外でも達成可能な目的となっている可能性があること。 ・寄付が集まらず、出店予定者が出店辞退するものが見受けられることから、開催に対するインセンティブや自主運営が十分に期待できないこと。 上記を踏まえると、開催事業者側で祭りのやり方を見直すのではなく、事業の廃止等ゼロベースで祭り自体の継続の可否について十分な検討を行う段階といえる。</p>	<p>平成25年度及び平成26年度は開催期間中に台風が襲来し、開催期間が短縮されたことから来場者が減少したところである。 また、大分生活文化展については、見直し検討チームにより出された報告に基づきゼロベースでの検討を行い、新たに「おおいた食と暮らしの祭典」を開催したところである。</p>	措置済	商工労政課

番号	報告書 ページ	指摘事項（監査結果）又は意見		措置の内容	対応区分	担当部署
		区分	項目 内容			
170	274	意見	17-11 補助金と 負担金の 区別 市の「民間主導による企画・推進の実施」ということであれば、補助金でも問題はないと解される。現行は、実施主体代表である会長が大分市長となっているが、民間主導を推進するのであれば、実施主体の会長を民間から選任するといったことを検討する余地があるといえる。	会長を民間から選出することについて検討を行ったが、七夕まつりや生活文化展は、実施するための組織を市長が代表することによってトップセールスを行うことが運営上最も効果的であると判断したことから、現行どおりとする。	措置済	商工労政 課

番号	報告書 ページ	指摘事項（監査結果）又は意見		措置の内容	対応区分	担当部署
		区分	項目 内容			
171	275	意見	<p>17-11 補助金と 負担金の 区別</p> <p><事業主体及び実施形態に係るガイドラインについて> 各種事業について、本来の実施主体がどこにあるべきか、また、実際の実施主体をどこにするかといった統一的な基準が示されていないため、事業を行うべき主体や金銭的給付等に係る事業形態（直営、委託、補助金、負担金、交付金）の判断が曖昧なまま事業が実施されているケースが見受けられる。 具体的に次のような事業が挙げられる。 中心市街地の活性化を図ることを目的とする補助事業が設けられてイベントが開催されている一方で、委託形式のイベント事業があり、この委託事業は1者随意契約で実施されていた。双方とも共通の目的を持ちながら、委託事業とされている理由が明確になっておらず、客観的には「委託」ではなく「補助金」としての形態が適していると思われる。 次に、中小企業経営セミナー負担金（事業）において、中小企業向けの経営セミナーは、本市が特別の利益を受けらるものでなく「負担金」としての要件を満たしているとは客観的に認められなかった。むしろ「補助金」の方が馴染むものと思われる。ただ、当該団体だけに金銭的給付を行ってまで事業を行うのは、公正という観点からは疑義が生じる恐れがある。 有効性や効率性の観点から「直営」から「委託」への事業形態の見直しが進んでいる一方、本来市が取り組むべきもの、公益性や、知識・ノウハウを市に蓄積する必要性の観点から「直営」が望ましいという判断も十分考えられる。例えば、過去の包括外部監査においても、大分県土地改良事業団体連合会に委託している推進事業について、内容的に本市でも実施が可能であり、市として積極的に取り組むべきと考えるのであれば、同連合会に委託する必要性に乏しいとの意見が提出されている。 以上の点を踏まえ、事業主体及び実施形態が適切に設けられるよう統一的なガイドライン・基準を策定し、それに沿って運用していく必要がある。さらに、策定されたガイドライン等に沿って、実施主体や事業形態の定期的な見直しが求められることが望まれる。</p>	<p>各種事業については、事業の主旨や実態を把握して十分な精査を行い、適切な運用に努めている。また、実施計画や当初予算編成の中で、十分な精査・検証を行うとともに、毎年度、事務事業の評価の結果も反映させている。今後とも、事業の性格や目的についてより慎重に判断を行い、事業主体及び実施形態を適切に設定するとともに、定期的な見直しを行うこととする。</p>	措置済	商工労政課

番号	報告書 ページ	指摘事項（監査結果）又は意見		措置の内容	対応区分	担当部署
		区分	項目 内容			
172	276	意見	<p>17-11 補助金と 負担金の 区別</p> <p><補助金の基準、ガイドラインについて> 補助金の執行は公正かつ効率的に行われなければならない（大分市補助金等交付規則第2条）とされているが、本市においてはその執行にあたっての共通したガイドラインや基準は整備・運用されていない。運営費補助や事業費補助に対する基本的な考え方、補助対象期間や補助金の見直し期間、補助率・補助金額の原則的な上限が設けられていない。例えば、大分県においては、公社等外郭団体に対して、団体のあり方や出資の必要性を含めた県関与のあり方等の検証を行い、3年程度を見越した見直し方針を策定しているが、本市の補助金についても、このような定期的な見直しを行うことが求められる。 政策を進めていく各課が、補助対象経費・補助率・補助金額（上限額）を個別事業の要綱に定め、総務課法制室の適法性チェックを受けているものの、統一的な観点からの補助金のあり方が明確にされていない。 透明性・客観性の確保された補助金の公正かつ効率的な執行のためには、全庁的な補助金のガイドラインの策定が必須と考える。</p>	<p>本市では、補助金を交付する場合には、担当課において補助対象事業について具体的な事業内容等を精査し、補助金を交付すべきかの判断を行うとともに、補助率や補助限度額等を決定し、要綱等によりその内容を定め、規定に沿って適正に事務を行っている。 また、既存の補助金については、事務事業評価や予算編成において、逐次見直しを行ってきたところである。 さらに、平成29年度当初予算編成では、部局ごとに「当初予算編成シート」を作成し、事務事業評価の結果や大分市総合計画等の数値目標に対する取組を確認することで、改めて、補助事業を含めた事務事業の業務内容や進捗状況等についてチェックすることとした。 今後とも、補助金の公正かつ効率的な執行に努める。</p>	措置済	財政課
173	279	意見	<p>17-12 大分イン テリジェ ントタウ ン企業誘 致推進事 業</p> <p>県が持っている土地で、今残っているのは1区画である。つヒアリング等によると、未利用地に係る企業誘致活動にいては、県のホームページで募集している状況であり、市として企業誘致に向けて努力したとされる客観的な証拠は見あたらなかった。未利用地は県の土地であるが、市内で開発した土地が可能な限り有効利用されることが市にとっても望ましいのであれば、未利用地を利用しやすい対象業種を想定し、県と連携して業者に働き掛けるなどより積極的な企業誘致活動を行う余地がある。</p>	<p>大分インテリジェントタウンはソフトウェア業や情報処理サービス業、企業の研究部門に対する事業用地として分譲されていることから、本市では、平成27年12月に、「大分市情報通信関連産業支援事業補助金」制度を創設するとともに、研究部門を始めとした企業の本社機能の移転に伴う固定資産税の優遇措置を設けたところである。 そして、これまでの間、県と連携しインテリジェントタウンへの誘致活動を行ってきたところであり、その結果、産業用ドローンの国内大手企業の研究所が残りの1区画へ進出する予定である。</p>	措置済	創業経営 支援課

番号	報告書 ページ	指摘事項（監査結果）又は意見			措置の内容	対応区分	担当部署
		区分	項目	内容			
174	280	意見	17-13 複数の補助・負担がある交付先・負担先	<p>商業振興事業等の平成26年度の補助事業、委託事業、負担金の一覧を閲覧した。 <大分市工業連合会について> 大分市工業連合会については、運営費補助金と中小企業経営セミナー負担金の双方が拠出されている。中小企業経営セミナーという経営者や一般市民等を対象にしたものは、金融機関や商工関連団体でも既に行われているものであり、当団体に大分市が負担金を拠出する意義に乏しいといえる。担当者へのヒアリング及び関連資料の閲覧の結果、当該セミナーと他の関係機関で行われているセミナーとの具体的な違いは認められなかった。 また、同負担金に係る事業の収支計算書を見ると、費用のうち最も大きいものが、会場費（ホテルの使用料）となっており、運営費補助金を拠出している商工会議所や、大分市産業活性化プラザで行えばこういったコストは削減できるのではないかとと思われる。中小企業経営セミナー負担金については、有効性や効率性が客観的に認められず支出の妥当性が確保されているとは言い切れないと考えられる。 負担金及び補助金がともに支出されている先については、負担・支出の根拠を明確にした上で、必要か否かを十分に検討し、廃止も視野に検討することが必要である。 また、運営費補助金については、財産や収支の状況を踏まえ、金額の妥当性を具体的に計算した根拠が見あたらなかった。今後は使途を明確化した上で、事業費連動型の補助金に切り替えていく対応も求められる。</p>	<p>運営費補助金については、各補助対象団体の収支状況や資産状況などを確認した上で、事業費補助金にすることが可能か調整を行う。運営費補助金が必要な場合は、その理由や金額等について十分に精査する。</p>	検討中	商工労政課
175	281	意見	17-13 複数の補助・負担がある交付先・負担先	<p><大分市物産協会について> 大分市物産協会への補助金について、協会からの請求書に基づき負担金を支出しているが、そもそも補助金を交付する根拠を担当課に確認したところ、そのような資料が保存されておらず、把握できなかった。また、平成26年度の補助金額は92千円と少額である一方、事業収益は4,200千円を超えており自主運営が可能ではないかと思われた。当該補助制度を継続するかどうか検討することが望ましい。</p>	<p>大分市物産協会の財政状況を確認したところ、収入の大部分は平成26年度の単年度事業であり、補助を受けずに自主運営することは困難な状況であった。 これまで大分市物産協会の補助金について検討してきたが、本市物産の情報発信と中小企業振興に資する組織であり市としても支援を行う必要があると判断しており、大分市物産協会補助金交付要領に基づく補助制度は今後も継続することとした。</p>	措置済	商工労政課

番号	報告書 ページ	指摘事項（監査結果）又は意見		措置の内容	対応区分	担当部署	
		区分	項目 内容				
176	281	意見	17-13 複数の補助・負担先 負担先	<p><大分県物産協会について> 大分県物産協会の負担金について、協会からの請求書に基づき負担金を支出しているが、そもそも負担する根拠を把握できず、把握できなかった。また、平成26年度の市の負担額は72千円と少額である一方、事業収益は40,000千円を超えており、自主運営が可能ではないかと思われた。当該負担金制度を継続するかどうか検討することが望ましい。</p>	<p>大分県物産協会の負担金について検討したが、本市は同協会の団体会員であり、負担金の額についても、各市の会員数や人口の割合で算出したもので、総会で承認を受けた会員規則に定められている。こうしたことから、当該負担金は今後も継続することとするが、適正な負担金の額については、今後も検討していく。</p>	措置済	商工労働 課
177	283	意見	17-14 企業立地 推進事業	<p>企業誘致について、担当者によると、相互の情報提供・共有、企業訪問による誘致活動、立地場所の調査・紹介、企業担当者等の大分訪問・現地視察への対応について県と一緒に進んでいるとの回答を得たが、県との役割分担、連携されたような活動状況を文書で把握することができなかった。県と市の同行訪問は平成27年度から行っているとのことであった。</p> <p>今後は企業誘致事業が効率的に行われるように、誘致対象業種の想定、情報入手の手段、企業訪問による誘致活動のスケジュールや立地場所の収集・調査・紹介などについて、県と市（職員）の役割分担、スケジュールを可能な限り明確にして、誘致の実現に向けて計画的・積極的に取り組むといった対応が求められる。</p>	<p>国内人口の減少や市場の縮小を背景に、企業は製造拠点の集約化や市場の大きな海外への投資を進めており、企業誘致を取り巻く環境は非常に厳しい状況が続いている。</p> <p>こうした状況の中、本市においては、様々な業種がバランスよく立地した産業集積と大分県と一体となったスピーディなワンストップサービスという強みを一層発揮しながら企業誘致に取り組むこととしている。</p> <p>特に、誘致対象業種については、県と連携し時代の流れとともに変化する各産業の経済動向等を把握する中で、企業の調査・企画部門や研究部門等の本社機能の誘致を推進するとともに、産業の活性化など波及効果が大きい食料品製造業や、流通・卸売業、コールセンター・BPO等のサービス業を中心に誘致活動を行っている。</p> <p>その結果、本年9月には産業用ドローンの国内大手企業の研究所が立地するとともに、10月には顧客対応や内部事務などを受託する事務代行サービス業界の国内最大手の企業が、12月には県外の飲食料品卸売業者が本市へ新たな加工・流通センターを設置するなど着実に成果を挙げているところである。</p> <p>今後も、県と連携しながら積極的に誘致活動を進めてまいりたい。</p>	措置済	創業経営 支援課

番号	報告書 ページ	指摘事項（監査結果）又は意見		措置の内容	対応区分	担当部署
		区分	項目 内容			
178	283	意見	<p>17-14 企業立地 推進事業</p> <p><事業メニューの見直しについて> 企業誘致については、他市も様々な助成制度を設け取り組んでいる。大分市によると、他市の助成制度との比較では、助成額や助成内容等において、目立った独自性はないが、助成制度の内容を立地の第1条件とする企業は少ないと考えている。他市と比較される場合には、助成制度そのものがなければ条件的に不利であるが、助成制度だけで決定するものではないことから、一定レベルの助成を行えばインセンティブになるとしている。例えば、大分市は、九州の他の県庁所在地と比べコールセンター業務において競合他社が少ない点、人口・年齢構成から人員確保がしやすい点、近年台風や大地震等による自然災害が比較的少ないといった点について優位性があると担当課は考えている。 助成制度等の事業メニューについて、大分県が平成27年6月頃に助成制度の見直しを始めており、これに合わせ市も助成内容の見直しを今後検討するとのことであった。これまで、県と市の連携強化が十分でなかったことから、今後は、東京都に設置されている県の企業誘致課と密に連絡を取るなどして、市の優位性が発揮できるような事業メニューを設けることが望まれる。 なお、現行の大分市企業立地促進助成金については、中小企業の場合、交付要件としての雇用（増加）人数は2人以上とされている。助成金交付一覧を見ると、近年は新規雇用従業員数が、交付要件の最低基準である2人となっている案件が目立っており、直接的な雇用効果は薄くなっている。交付要件の新規雇用人数を引き上げることによる直接的効果、あるいは、誘致による新しい取引がもたらす間接的な効果についても検討して、事業メニューを定期的に見直す必要があるといえる。</p>	<p>本市は、平成16年度に企業誘致を市政の重要施策として推進するため「大分市企業立地促進条例」を制定し、本市へ立地する企業の新たな雇用や設備投資に対し、必要な助成措置を講じてきた。また、昨年度には県と連携する中で、企業の調査・企画部門や研究開発部門等の本社機能の誘致を推進するため、固定資産税の優遇措置を設けるとともに、若者や女性の新たな雇用の場を創出するため、ソフトウェア業やコールセンター業の誘致に向けた補助制度を創設したところである。今年度は大分県企業立地推進課や東京事務所、大阪事務所と定期的に情報交換等を行うとともに、本市東京事務所職員を1名増員して新たに企業誘致担当職員と位置付け、シティプロモーションを強化する中で積極的に企業誘致に取り組んでいく。 補助メニューについては、これまでも随時見直してきたところであり、今後も適宜見直していく。</p>	措置済	創業経営 支援課
179	286	指摘事項	<p>17-15 金融対策 事業の評価</p> <p>業績を把握したような資料はなかった。金融機関とは、融資制度の見直しをする際に、担当者レベルで話し合い等を行っているとのことであったが、その書類、メモが残っていなかった。現在は、件数や融資総額という実績で事業の評価を行っているようであるが、個別の事業者に対する融資の具体的な効果については、検討されているものが見えなかった。業務の有効性・効率性・経済性の観点から検証が行われたとは判断できなかった。</p>	<p>金融対策事業については、これまで融資制度を見直す際に必要に応じて金融機関と協議するとともに、融資件数や融資総額での状況把握を行ってきた。 今年度からは、各金融機関に対し定期的に融資制度の活用状況や事業者への効果を把握できる決算資料等を求めることとし、融資効果の把握に努めながらPDCAサイクルに沿った見直しをしていく。</p>	措置済	創業経営 支援課

番号	報告書 ページ	指摘事項（監査結果）又は意見		措置の内容	対応区分	担当部署
		区分	項目 内容			
180	286	意見	<p>17-16 大分県の可能性及び必要性</p> <p>県の様式等を入手しておらず、県とのやり取り等の証跡も確認できなかった。書類の共通化や手続きの統合などは困難としているが、そもそも具体的な検討を踏まえて判断されたものかどうか客観的に、識別できなかった。</p> <p>現在、大分市と大分県双方が制度融資を行っている。市の中小企業向け融資制度に掲げられている、中小企業者事業資金や創業・開業向け資金など、融資制度が類似したものが目立つ状態にある。</p> <p>融資自体は金融機関が窓口となるため、県と市のいずれの制度融資を利用するかは利用者が決めることになるが、利用者にとっては、資金使途や融資期間、保証料の補給率などの有利な方を選ぶことになりやすい。利用者負担が増えれば制度の利用率は低下し、利用者負担が減れば（行政の負担が増えれば）利用率が伸びる可能性がある。また、県と市が同程度のレベルのものを提供すると、これは二重行政となる。県と市がそれぞれ利用度を高めていくことは、結果的に行政コストの増大を招く可能性がある。本来経済的便益を享受する事業者自身が負担すべき金融コストを、あえて市（民）が負担するのであれば、効率的かつ効果的に業務が行われることが求められるが、これでは、効率性が確保できないと思われる。</p> <p>したがって、利用者や金融機関の事務の効率性の面からも、様式のみならず市・県の制度自体を統一（一本化）するよう検討することが望ましいといえる。融資対象者という特定者への支出が、当該対象者からの税収や当該対象者の取引、雇用等を通じて県や市が特定の利益を享受するという点において負担金としての性格を満たすものと判断されるのであれば、県直営業務に対して市が負担金を支出する手法も考えられる。県及び他市町村との協議の上、融資を負担金制度で実施できないか検討することが望ましい。</p>	<p>本市の融資制度については、中小企業基本法をはじめ大分市中小企業振興基本条例、大分市中小企業事業資金融資規則に基づき執行している。特に、市の制度融資の役割は、県の融資制度を補完するものとして認識しており、利用者も県・市の双方の融資制度を利用することができる仕組みとなっているところである。具体的には、大規模な設備導入にかかわる貸付を県事業で行い、市は車両等の付帯投資にかかわるもの等が一般的であり、利用者も両方を利用できることから、融資限度額や資金使途を効果的に活用できる仕組みとなっている。</p> <p>融資を負担金制度で実施することについて検討を行ったが、行政機関の間の負担について定めた地方財政法や今後の経済動向、さらには効率的な行政運営という観点から多面的な検討を行い、その意義や効果を整理する必要があり、現行の取扱いが適当であると判断している。しかしながら、様式等の書類の共通化については、県及び金融機関等との意見交換に着手したところであり、今後とも事務の効率化を図っていく。</p>	措置済	創業経営支援課

番号	報告書 ページ	指摘事項（監査結果）又は意見		措置の内容	対応区分	担当部署
		区分	項目 内容			
181	288	意見	<p>需要の有無のみで、制度の存否を判断するのであれば、様々なメニューが設定されてしまう結果、業務の効率性が確保できなくなる可能性があることから、需要の多寡、利用による効果、代替可能性等をきめ細かく判断した上で、制度の存否を決定していく必要がある。</p> <p>例えば、環境保全資金（中小企業者向け融資制度）、助成団体等高度化資金、中小企業団体一般資金（いずれも中小企業団体向け融資制度）、厚生資金、生活安定特別資金（いずれも中小企業勤労者向け融資制度）は平成26年度の利用がなかったが、27年度のメニューに掲げられている。利用実績に乏しいものについては、制度の廃止を積極的に検討することが必要と思われる。</p> <p>また、融資制度の見直しが市で行われているが、その方法については改善を要する必要がある。例えば開業資金の利用状況の減少要因として、市は、市の制度が自己資金要件のある新事業促進法（中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律）に基づき実施されている一方、県において自己資金要件のない産業競争力強化法に基づく創業融資制度が既に設置されているため、市の制度が使われにくいとしている。この場合、市の制度を廃止して、県の制度を活用するよう勧めていくことも1つの選択肢と考えられるが、市は制度を県の制度に合わせる形に見直した。平成26年度の融資制度の見直し案をみると、創業者の定義に県の制度にある「産業競争力強化法」を追加することで、市においても自己資金要件がない場合も利用可能とする案のみが記載されており、制度の廃止が検討された証跡はなかった。</p> <p>利用者が増加することにより、融資残高、信用保証料の増加につながる可能性が考えられるため、すでに県の制度で代替できるものについてまで、あえて市が県と同様のメニューを作る必要があるのか、業務の効率性を踏まえ、より慎重に判断する必要があるといえる。</p>	<p>本市の環境保全資金（中小企業者向け融資制度）、助成団体等高度化資金、中小企業団体一般資金（いずれも中小企業団体向け融資制度）については、環境保全施設の設置、改善や商店街を構成する小売商業者が共同で駐車場の整備やアーケードの設置等を行うための資金の確保を目的としており、一概に需要の有無で判断できないところである。また、厚生資金、生活安定特別資金等は、大規模倒産の発生等、危急を要する際のセーフティネットの役割を有していることから、これも時々の需要に左右されるメニューではないと判断している。</p> <p>しかしながら、昨今の日銀のマイナス金利政策の状況下にあつては、預託に伴う利息も望めないことや年度当初の市の効率的な資金運用の観点からも、メニューは残すものの、事象の発生時期に預託できないかなど、金融機関との協議に着手したところである。</p> <p>開業資金については、平成27年度に産業競争力強化法に基づき、自己資金がなくても融資が受けられるように市においても規則の変更を行ったところである。県との重複については、市の融資制度は県制度を補完するものであり、利用者は両方使えることとなっている。また、本市における開業を促進する観点からも、年間439件に及ぶ創業相談を踏まえ、特徴ある制度の見直しを検討していく。</p>	措置済	創業経営 支援課

番号	報告書 ページ	指摘事項（監査結果）又は意見		措置の内容	対応区分	担当部署
		区分	項目 内容			
182	290	意見	<p>17-18 保証料補給の廃止 あるいは 減額</p> <p>補給率は、平成19年度以降見直しが行われていない。また、具体的な補給率の減少を検討した資料も確認できなかった。 低金利の状況が継続している中、融資を受ける事業者が必要な金融コストを負担することが現在の環境下において当然という流れの中で、事業者が本来負担すべき保証料について補給を行うことは、必ずしも適切であるとは考えられないとする過去の報告書における意見を踏まえ、継続的に検討・改善する事項である。補給の廃止やさらなる削減を検討する必要があるといえる。</p>	<p>制度融資の特徴としては、利用者の負担軽減とともに、金融機関が通常、担保、取引実績を基本に融資するのに対して、中小零細企業の所在地、市税の完納、連帯保証人の有無、同一メニューの重複利用の禁止、暴力団関係を除くこと等を要件とし、融資の実行を担保するものとして、協調融資や信用保証料の補給を設けている。特に、信用保証料の補給については、中小企業者はもとより金融機関のリスク回避になることから、通常より融資が受けやすくなっている。 保証料補給の廃止・減額について検討を行ったが、近年の厳しい経営環境による中小企業者の減少を食い止めるため、重要な施策と位置付けており、中小企業支援に不可欠であると考えている。 今後とも、保証料については、景気動向をはじめ各融資制度の活用状況等を踏まえ、対応していく。</p>	措置済	創業経営 支援課

番号	報告書 ページ	指摘事項（監査結果）又は意見		措置の内容	対応区分	担当部署
		区分	項目 内容			
183	292	意見	<p>16-1 佐野清掃センターにおける業務委託契約の内容について</p> <p>（随意契約の公表について） 「大分市契約事務規則」によれば、建設工事の場合は130万円以下（清掃センターの施設プラント設備関係では、内部の取り決めにより修繕については50万円以下）の契約では随意契約が可能であり、それを超える契約については、原則として入札によることとされている。</p> <p>従って、佐野清掃センター及び福宗環境センターの場合、50万円を超える委託契約は原則として入札となるはずであるが、構造に熟知したプラントメーカーしか部品調達を含む円滑な保守管理ができない等の理由により、実際は50万円を超える業務委託契約であっても随意契約となっているケースがかなりの件数で存在していた。</p> <p>このように市の規則で定める原則的な取扱いよりも例外による取扱いが実務上多くなるケースでは、何故例外的取扱いになるのかを示す必要がある。</p> <p>この点につき、大分市契約事務規則では一定の条件に当てはまる随意契約は公表することになっているが、それ以外の随意契約は公表しなくてもよいこととなっている。</p> <p>しかし、他の自治体では、実際には随意契約となっている業務委託契約が多数存在する現状を勘案し、契約に係る透明性をあげ市民の理解を得るため、公表する随意契約の範囲を拡げたくうえで公表しているところもあるようである。</p> <p>大分市においても、他の自治体の公表状況を調査したうえで、例えば一定金額以上の随意契約は全てその理由を公表することが可能かどうか等、検討する必要があると考えられる。また、原則はあくまでも一般競争入札であることを忘れないで貰いたい。</p>	<p>地方公共団体の契約方法は、一般競争入札を原則とし、例外的に指名競争入札と随意契約が認められている。</p> <p>特に随意契約は、契約の性質、目的等に照らし、一般競争入札及び指名競争入札によることができない場合、または不相当である場合等に限り認められる契約方法であるが、本市は業務委託に係る当該理由を積極的に公表していない。</p> <p>中核市における業務委託に係る随意契約理由の公表状況を調査したところ積極的にホームページで公表している都市は9市であり、32市は事務負担等の問題等から公表を行っていない状況であった。</p> <p>今後は本市の契約事務の公正性の確保と透明性の向上を図るため、平成28年度中に公表の課題を整理し、その解決に向けて検討を行う。</p>	検討中	清掃施設課 契約監理課

番号	報告書ページ	指摘事項（監査結果）又は意見			措置の内容	対応区分	担当部署
		区分	項目	内容			
184	293	意見	16-2 浄化槽法に定める検査不合格の場合の取扱いについて	<p>法定検査の結果、不適正となった場合は「浄化槽の改善に関する報告書」（以下、報告書という）の提出を求め、導・改善を行っている。それに応じない管理者について、浄化槽法に基づいて上記のような改善勧告、改善命令、交付決定取消しまで行うとしているが、これまで事例は少なく、実質的には報告書の提出を求めるに留まっている。こうしたことから、改善が見られない管理者（例えば1年以上放置している管理者等）については、上述した浄化槽法に基づく段階的な措置が講じられるべきと考える。</p>	<p>法定検査により判定が不適正と判定された浄化槽の管理者に対し、浄化槽の改善措置通知文書を送付し、翌月末日までに改善報告書を提出するよう指導している。</p> <p>さらに2ヶ月経過後も改善報告書が提出されない管理者には、電話等により改善指導を行っている。</p> <p>再三の指導を行っても対策をとらず、改善が見られない管理者に対する、改善勧告・改善命令については、他市の状況等を参考に具体的な基準を平成28年中に作成し実施することとした。</p>	措置済	下水道経営企画課
185	295	意見	16-3 今後の検討課題	<p>措置の状況によれば、平成19年6月に環境省が「一般廃棄物会計基準」を策定したことを受け、その検討を行い本市に最も適した原価の計算方法を平成21年度末までに作成していきたいとある。しかし、ごみ袋有料化等重要施策の導入により、その効果を見るためには従来基準で原価を算定したほうが比較しやすいという判断から、依然として作成されていなかった。</p> <p>平成21年度末の作成予定から既に6年近く経過している事実や、他市の状況を見ると環境省基準で算定したごみ処理原価を公表しているところもある。他市との比較を容易にするという観点からは、市独自の新しい原価計算の方法を作成するよりは環境省基準の導入が望ましいと考えられるため、早期導入を検討すべきと考える。</p>	<p>平成28年度に算定する平成27年度分より、環境省基準の原価計算方法を導入することとした。</p>	措置済	清掃管理課
186	296	意見	16-4 リサイクル率の平成15年度の実績	<p>平成26年度の有価物集団回収量及び各種自家処理量の計画値と実績値を比較すると、段ボールコンポスト自家処理量を除いて実績値が計画値を下回っており、計画未達に終わっている。有価物集団回収運動の強化や生ごみ処理機器等のPRを行うなど啓発は行っているものの、結果的に十分な成果に結びついていない。</p> <p>今後は、有価物集団回収活動については回収団体の空白地帯に特化した啓発活動、生ごみ処理容器等については、できた堆肥の用途がない等で躊躇しているマンション等の家庭に特化した啓発活動を行うなど、よりターゲットを絞った啓発活動が必要と考えられる。</p>	<p>各地域において、ごみ減量・リサイクル推進懇談会など機会あるごとに、この回収運動の直接的な働きかけを行い、周知することにより、子ども会は減少したものの、老人会や町内会は増加している。今後とも、回収団体数と回収量のさらなる増加を図る。</p> <p>また、生ごみ処理容器の普及については、市報やリサイクルおおいた等の広報誌やイベントでの啓発の実施に加え、職員が利用者宅を訪問した際の周辺住民への普及のお知らせや「生ごみ処理容器普及講習会」の開催など、新たな普及啓発を行うこととした。</p>	措置済	清掃管理課

番号	報告書 ページ	指摘事項（監査結果）又は意見		措置の内容	対応区分	担当部署
		区分	項目 内容			
187	299	意見	16-5 家庭ごみの減量化について 生ごみ処理容器の貸与及び補助事業の促進 生ごみ処理容器及び生ごみ処理機器による自家処理量の年度毎の推移をみると、講習会、市報掲載や「リサイクルおおいた」の発行等によりその普及に向けた啓発活動を行ってきたものの、自家処理量は減少傾向にあるため、結果として啓発活動が奏功しているとは言い難い。 生ごみ処理容器貸与事業及び生ごみ処理機器購入補助事業は、制度が始まって長期間経過しているため、郊外の戸建て住宅など使用する意思と環境が整っている家庭にはある程度普及し終えていると考えられる。 今後は、使用する意思はあっても、できた堆肥の使途がない等で躊躇しているマンション等の家庭に対して市で堆肥を回収して使用する仕組み（市が回収したうえで、管理している公園等での利用等）を検討し、戸建て住宅以外の家庭に普及を図る施策がないか検討する必要があると考える。	段ボールコンポスト容器や生ごみ処理機器等の生ごみ処理容器の貸与及び補助事業については、生ごみの減量化に効果があり、今後も、生ごみ処理容器の活用促進の啓発に努め、家庭ごみの減量化に取り組んでいく。 市が、マンション等の住民が段ボールコンポスト等で作った堆肥を回収し、公園等で利用することについては、他人への堆肥譲渡が、肥料取締法上、無償であっても市民各自による県への届け出が必要とされていることや、回収した堆肥についての品質の確保が難しいことなどの課題があることから、実施については困難と判断した。	措置済	清掃管理課
188	300	意見	16-5 家庭ごみの減量化について 生ごみ処理容器の貸与及び補助事業の促進 （生ごみ処理機器購入補助のあり方について） 生ごみ処理機器の自家処理量の減少が顕著である。平成26年度に限ってみれば、自家処理量は75トン、購入補助金額は4,665千円であり、年々減少傾向にあることを考慮すれば、実績としては乏しくその効果に疑問を持たざるを得ない。 まずは生ごみ処理容器及び生ごみ処理機器の普及を図る施策の更なる検討が第一と考える。しかし、今後とも低い利用件数に留まるようであれば、生ごみ処理機器購入補助事業を思い切って廃止し、その予算を前述した市で堆肥を回収して使用する仕組み作りに利用できないか、検討する余地があると考えられる。			清掃管理課

番号	報告書 ページ	指摘事項（監査結果）又は意見		措置の内容	対応区分	担当部署
		区分	項目 内容			
189	301	意見	<p>16-6 家庭ごみの減量化促進 の有価回収運動</p> <p>活動実施団体数と回収量の推移をみると、回収量は年々減少してきているが、ここ3、4年は3,500トン前後でほぼ横ばい状態である。回収量が減少傾向にある背景としては、従来この活動の主体であった子ども会が少子化の影響で減少傾向にあることや、回収対象の雑誌や新聞等の減少、リターナルびんの使用が減ったこと等があげられるとのことであった。</p> <p>市としては、平成23年6月より廃食用油を報償金の対象項目に追加したり、平成26年4月からは報償金の単価引き上げ等を行い対応を図っているものの、思うような回収量の増加には結びついていないのが現状のようである。</p> <p>今後は、従来の子ども会に対するPRや啓発から子ども会にとって代わる活動主体になると思われる老人会や自治会への直接的な働きかけ、回収ボランティアの育成等が一層必要になる。</p>	<p>各地域において、ごみ減量・リサイクル推進懇談会など機会あるごとに、この回収運動の直接的な働きかけを行い、周知することにより、子ども会は減少したものの、老人会や町内会は増加している。今後とも、回収団体数と回収量のさらなる増加を図る。</p>	措置済	清掃管理課

番号	報告書 ページ	指摘事項（監査結果）又は意見		措置の内容	対応区分	担当部署
		区分	項目 内容			
190	303	意見	<p>16-7 し尿収集原価の把握・し尿処理手数料について</p> <p>前監査人が指摘した時点の平成15年度、及び直近である平成25年度のし尿収集原価を比較すると、し尿収集原価自体は人件費を削減しており、平成15年当時から3,200万円ほどの削減が図られている。一方、し尿処理手数料は、定額制の場合平成7年度から平成25年度まで1世帯につき月額310円、平成26年度から消費税増税を加味して320円に改定されているのみである。</p> <p>前監査人の指摘に従うならば、し尿収集原価の変動を勘案して、し尿処理手数料の見直しの検討を行うべきであったと考えられるが、消費税増税に対応した改定のみであり、し尿収集原価の変動を加味した実質的な改定は行われていない。</p> <p>したがって、毎年度し尿処理原価の算定は行われているものの、その結果がし尿処理手数料の決定やその他の意思決定に有効利用されているとは考えられないため、措置は不十分と判断した。</p>	<p>し尿収集原価の変動を勘案したし尿処理手数料の見直しについて検討を行ったが、し尿収集先多くは下水道が整備されていない地域であり、整備された地域においても経済的な理由から接続できていない世帯が対象となっていることから、収集原価を手数料に反映させることは市民の理解を得にくく、改定を見送ったところである。今後、適正なし尿処理手数料について検討していく。</p>	措置済	清掃業務課

番号	報告書 ページ	指摘事項（監査結果）又は意見			措置の内容	対応区分	担当部署
		区分	項目	内容			
191	306	意見	16-8 し尿収集 先の区分 について し尿 収集先の 推移・直 営収集の 見直しの 検討につ いて	<p>前回指摘時点（平成15年度）と比較して許可業者への移管が進んでいる状況ではなく措置は不十分と考える。その理由は以下のとおりである。</p> <p>（一般有料世帯） 過去に許可業者とトラブルになり、市が収集せざるを得ない先が多いため。</p> <p>（生活保護世帯） 許可業者に生活保護世帯であることを知らせる必要があり、個人情報保護の観点から望ましくないため。</p> <p>（新日鉄住金(株)構内） 収集量が多く1社では対応が困難。収集場所も固定されておらず急に収集を要請されることもあり、業者としては対応しにくいと考えられるため。</p> <p>（市公共施設等） 過去からの流れで従来より市が収集している先が多く、新たに移管するには予算措置が必要となるため。なお、新設した公共施設等は当初から許可業者が収集している。これらに対しては以下のような対応を検討すべきと考えられる。</p> <p>（一般有料世帯） 許可業者とのトラブルがもとで市が収集している先は、し尿収集先、許可業者の両者に対して、市として移管する方針を明確に打ち出したうえで移管を進める。</p> <p>（生活保護世帯） 許可業者に収集を委託し、委託契約の中で守秘義務を課し、それを遵守させることで対応が可能ではないかと考えられる。</p> <p>（新日鉄住金(株)構内） 構内をブロック化し、複数の許可業者に移管できないか検討すべきである。</p> <p>（市公共施設等） 予算措置可能なものから徐々に移管することを検討すべきである。</p> <p>以上のように、いまだ取るべき対応策があると考えられる。</p>	「し尿処理業合理化事業基本計画」に基づき許可業者の廃業に向けた合理化を進めている中で、許可業者の収集先を増やすことは施策と矛盾することから、現段階では新たな移管は困難である。	措置困難	清掃業務課

番号	報告書 ページ	指摘事項（監査結果）又は意見		措置の内容	対応区分	担当部署
		区分	項目 内容			
192	310	意見	<p>16-9 産業廃棄物対策室 管轄</p> <p>（私有地における不法廃棄物の撤去状況の把握について） 私有地に投棄された不法投棄物については、私有地の占有者又は管理者が不法投棄物を撤去する義務を負うため、市としては撤去件数に含めていないし、また発見後実際に撤去されたかどうかの確認も行っていないということであった。 しかし、毎年度市が撤去できる不法投棄物が発見数全体の1割～2割程度に留まる状況を考慮すれば、市が直接撤去できない私有地に投棄された不法投棄物（残りの8割～9割）が適切に撤去されているかどうかの確認ができなければ、市全体として本当に不法投棄物が減少したどうかは判断できないと考える。 従って、市としては、私有地に投棄された不法投棄物が発見後撤去されているかどうか、電話確認や再パトロール等何らかの方法でフォローしていく仕組みを業務の中に組み入れるべきと考える。</p>	<p>私有地等に投棄された不法投棄廃棄物の撤去状況については、平成27年度より、不法投棄現場を産業廃棄物監視員による再パトロールにより確認している。 再パトロールにより得られた情報は、「不法投棄に関する一覧表」に反映させるとともに、撤去されていない不法投棄廃棄物については、次年度以降も再パトロールにより確認することとしており、随時、不法投棄廃棄物の撤去状況を把握していく。</p>	措置済	産業廃棄物対策課
193	311	意見	<p>16-9 産業廃棄物対策室 管轄</p> <p>（清掃センター周辺不法投棄監視業務の委託について） 佐野清掃センター及び福宗環境センターの不法投棄監視業務委託に係る簿冊及び担当者にヒアリングを行ったところ、以下のような問題点があった。 （1）佐野清掃センターの不法投棄監視業務委託契約に係る設計書の積算金額は、月額定額でありその根拠が不明確である。単価契約とし、積算根拠を明確にする必要があると考える。 （2）受託先の自治会は、不法投棄監視業務を実施した都度、業務完了通知書を清掃センターに提出することになっている。業務完了通知書を閲覧したところ、実施日、不法投棄物を発見した場所や内容の記載はあるが、実働時間等の記載はなかった。実施した時間、実施人数等についても記載を求め、（1）で指摘した契約時における単価設定の参考とすべきである。</p>	<p>平成28年度の業務委託から、下記のとおりとした。 （1）国土交通省の通知による労務単価から、人件費を積算するようにした。 （2）業務完了通知書に時間、実施人数を記載するよう様式を改めた。</p>	措置済	清掃施設課

番号	報告書 ページ	指摘事項（監査結果）又は意見			措置の内容	対応区分	担当部署
		区分	項目	内容			
194	312	意見	土地明細台帳における改定年月日、改定価格の記載について	（土地明細台帳における改定年月日、改定価格の記載について） 清掃施設課の土地明細台帳を閲覧したところ、所管する大部分の土地において取得価格及び改定価格が未記載であった。改定価格については、直近では平成23年度に管財課から評価額の通知が行われているはずなので、それをもとに土地明細台帳への記載を行う必要がある。	平成23年度の評価額の改定価格を記載した。	措置済	清掃施設課

番号	報告書 ページ	指摘事項（監査結果）又は意見			措置の内容	対応区分	担当部署
		区分	項目	内容			
195	312	意見	普通財産貸付状況と性 普通財産貸付台帳の整合性について	（普通財産貸付状況調書と公有財産貸付台帳との整合性について） 清掃業務課の普通財産貸付状況調書と公有財産貸付台帳を照合したところ、普通財産貸付状況調書に貸付先として記載されている業者が公有財産貸付台帳上では貸付先としてファイリングされていない等、両者の間で齟齬が見られた。 普通財産貸付状況調書が公有財産貸付台帳をもとに正確に作成されているかどうか確認できるようにするため、再度両者の整合性を確認する必要がある。	財産の貸付状況を確認し、普通財産貸付状況調書の貸付先業者を削除し、公有財産貸付台帳と整合させた。	措置済	清掃業務課
196	317	意見	16-1 緑の役割と大分市の取組	公園の防災に関する施設整備の充実は図られているが、防災に関する事務は総務部防災危機管理課が所轄になっている。公園緑地課は「豊かな自然の保全と緑の創造」という施策で「緑の保全」、「緑化の推進」、「市民参加」を推進する事務事業を推進しており、そこには防災の視点もとり入れられている。しかし、昨今の防災意識の高まりの中で公園緑地課としては公園の整備を主管する課として、これまで以上に公園の防災機能に着目したより積極的提案が必要と考える。 例えば、公園緑地課は各課との連携を強化する一環として、防災の観点から主体的に備蓄倉庫、放送・通信設備の設置等を都市公園事業あるいは都市公園安全・安心対策事業に含めて計画的に設置するように事業計画に組み入れていくことを検討することも有効と考えられる。	防災危機管理課の放送設備のほか、地元自治会の備蓄倉庫の設置など、関係先と連携し、公園内の防災設備の整備を図っている。また、公園緑地課としてもWi-Fi設備の設置を計画するなど、防災情報機能の充実を図っている。今後とも防災危機管理課その他関係課等と連携を強化する中で、公園内の防災に関する施設整備の充実を図っていく。	措置済	公園緑地課
197	318	意見	16-2 地代の算定方法	賃借料の算定においては、借上先が宗教法人であるか、個人であるかによって扱いが異なっている。 個人以外の公園借上先（「大分城址公園」、「坊ヶ小路公園」）は固定資産税が課税されない宗教法人であるため「公園緑地課賃借料算定基準」の算定式どおりに賃借料は算定されている。しかし公園借上先が個人の「上野児童公園」については、固定資産税分も賃借料に含めて算定されているため「公園緑地課賃借料算定基準」の算定式に従って計算されていない。 したがって「公園緑地課賃借料算定基準」の算定式を改訂すべきである。	借地料の算定は、公園緑地課賃借料算定基準に基づく取扱に統一した。	措置済	公園緑地課

番号	報告書 ページ	指摘事項（監査結果）又は意見		措置の内容	対応区分	担当部署
		区分	項目 内容			
198	320	意見	<p>16-3 都市公園 台帳の整 備（全 体）</p> <p>現在は手書きによる紙面での公園台帳と「POSAシステム」の二つの台帳を併用している。 これは「POSAシステム」はタイムリーに公園情報の更新を反映して画面上の個々の情報を印刷することができる一方で、公園全体の情報を包括的に印刷することができないという不具合があるため、台帳形式で管理する際には手書台帳を利用せざるを得ないということである。 「POSAシステム」の情報と手書台帳の情報という情報の二重管理は入力の正確性を検証しなければならないという業務が発生し非効率となっている。 公園緑地課では「POSAシステム」でも公園台帳を印刷することができるようにシステムを変更するように検討しているということである。早急に「POSAシステム」の改訂を行って「POSAシステム」から包括的に公園台帳が印刷できるようにして業務の効率化を図るべきである。</p>	<p>「POSAシステム」を管理運営する日本公園緑地協会と「公園台帳」の印刷ができるよう機能変更に向けて協議を行い、平成28年度中に改善する見込みである。</p>	措置済	公園緑地課
199	321	意見	<p>16-4 用地の取 得、借上 げに關す る事項</p> <p>坊ヶ小路公園と城址公園の相手方は宗教法人であり、宗教法人からの用地の取得は困難と思われる。 他方、上野児童公園の相手方は個人であり、取得の了解は未だ得られていない。しかしながら、以前交渉した時点から時間が経過しており地権者の買収への理解を得るよう再度働きかけを行うことが必要と言える。</p>	<p>現在も、買取への理解は得られていないが、今後も継続的に地権者に対して働きかけていくこととする。</p>	措置済	公園緑地課